

# ステーブルコインをめぐる取引に対する課税

—所得税を中心に—

林 建廷



## 要約

林 建廷

本稿は、現時点における国税庁の暗号資産取引に対する見解を切り口として、ステーブルコイン取引がこの見解に基づいてどのように認定されるかを考察し、この見解の解釈原理を探り、これをもとに検討するものである。

ステーブルコイン取引に関する国税庁の公的見解はまだ公表されていないが、国税庁が暗号資産と同じように、ステーブルコインを支払手段として、ステーブルコイン取引から生ずる利得を雑所得に区分する可能性が高いと思われる。これに対して、本稿では、ステーブルコイン等の譲渡による所得がいずれの所得区分に属するかについて考察する際には、まずは譲渡所得該当性を、次に利子所得該当性をそれぞれ検討し、結果的にそれらの所得類型に該当しない場合には雑所得に区分されるという順序に検討してこそ、雑所得として取り扱う見解に合理性を与えることができる。そのため、本稿では、ステーブルコイン取引を「ステーブルコインの売却」「ステーブルコインの交換」及び「ステーブルコインによる他の取引」に分けた上で、これらの取引から生ずる利得がどの所得分類に該当するかを理論的観点から考察する。

まずは、譲渡所得該当性についてである。ステーブルコインの売却または交換をする場合に、ステーブルコインが金銭にもたな卸資産にも該当しないため、ステーブルコインは譲渡所得の基因となる資産に該当する。そして、ステーブルコインを他人に移転する行為が譲渡に該当するため、ステーブルコインの売却または交換という譲渡による所得は譲渡所得に該当するとの結論を導き出した。一方、ステーブルコインの他の取引を行う場合に、ステーブルコインは譲渡所得の基因となる資産に該当するが、ステーブルコインを供給する行為は、提供する時点で利用者の担税力の増加がないほか、近い将来にそのステーブルコインが取引所から返還されるため、譲渡に該当しないと考える。したがって、ステーブルコインの他の取引による所得は譲渡所得に該当しないことを確認した。

次に、利子所得についてである。ステーブルコインによる他の取引を行う場合に、従来の預金概念を改めて分析することで、消費寄託契約はもちろん、消費貸借契約も預金契約に該当しうることを確認した。しかし、元本としてのステーブルコインが預金の他の要件に、特に「担保を付さない」という要件に該当しないため、ステーブルコイン取引により得た受取利子は利子所得に該当しないことを確認した。

最後に、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税のあり方には、現行法の要件を解釈する解釈論だけでは限界があるため、本稿は立法論として二つの課税ルールを提言した。一つは、利用者が取引所に対してステーブルコインの譲渡をする時にその譲渡がなかったとみなすという取扱いである。すなわち、利用者が取引所に入金する時に譲渡に該当しないということである。もう一つは、利用者が取引所において、他人のステーブルコイン又は暗号資産と交換する時に、その譲渡がなかったとみなすという取扱いである。すなわち、ステーブルコイン同士が取引所において暗号資産又はステーブルコインを交換することに対して、課税繰延制度を採用する。このように、本稿では解釈論に加えて、立法論についても論じて、望ましい課税のあり方を探求した。

以上

# 目次

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| <b>第1章 序論</b>                     | <b>1</b>  |
| 第1節 本稿の目的                         | 1         |
| 第2節 問題の所在                         | 1         |
| 第3節 背景                            | 2         |
| 第4節 構成                            | 5         |
| <b>第2章 ステ이블コイン取引の全体像</b>          | <b>7</b>  |
| 第1節 ステ이블コインの概念                    | 7         |
| 第1款 ステ이블コインの定義                    | 7         |
| 第2款 ステ이블コインの種類と実例                 | 9         |
| 第2節 ステ이블コインの取引                    | 14        |
| 第1款 取引所                           | 14        |
| 第2款 取引類型                          | 17        |
| 第3節 ステ이블コインの位置付け                  | 19        |
| 第1款 経済学上の位置付け                     | 20        |
| 第2款 民法上の位置付け                      | 24        |
| 第4節 小括                            | 31        |
| <b>第3章 ステ이블コイン取引の議論</b>           | <b>33</b> |
| 第1節 ステ이블コイン取引の所得区分の現状             | 33        |
| 第1款 ステ이블コインの売却又は交換により得た所得         | 33        |
| 第2款 ステ이블コインの他の取引により得た所得           | 34        |
| 第2節 ステ이블コインの譲渡に関わる議論              | 35        |
| 第1款 譲渡所得の議論                       | 36        |
| 第2款 利子所得の議論                       | 46        |
| 第3節 小括                            | 52        |
| <b>第4章 ステ이블コイン取引に対する課税の再検討と提言</b> | <b>54</b> |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1節 解釈論としての所得区分の再検討 .....       | 54 |
| 第1款 譲渡所得の再検討 .....              | 54 |
| 第2款 利子所得の再検討 .....              | 57 |
| 第2節 立法論としての課税繰延に向けた提言 .....     | 58 |
| 第1款 課税繰延の概念 .....               | 58 |
| 第2款 資産の交換の特例 .....              | 59 |
| 第3款 ステーブルコイン取引に対する課税繰延の検討 ..... | 61 |
| 第3節 小括 .....                    | 63 |
| 結びに代えて .....                    | 64 |

## 《凡 例》

1. 判決の引用についての略号は、次の例による。

最判・・・・・・・・最高裁判所判決

高判・・・・・・・・高等裁判所判決

地判・・・・・・・・地方裁判所判決

2. 判例集等の略号は、次の例による。

行集・・・・・・・・行政事件裁判例集

税資・・・・・・・・税務訴訟資料

民集・・・・・・・・最高裁判所民事判例集

訟月・・・・・・・・訟務月報

判時・・・・・・・・判例時報

判タ・・・・・・・・判例タイムズ

3. 《記載 URL 最終閲覧日》

本稿では多数の URL を引用しているが、全て 2024 年 1 月 9 日に最終確認を行っている。

## 第1章 序論

### 第1節 本稿の目的

本稿の目的は大きく二つある。一つは、現時点における国税庁の暗号資産取引に対する見解を切り口として、ステーブルコインをめぐる取引（以下、「ステーブルコイン取引」という）がこの見解に基づいてどのように認定されるかを考察し、この見解の解釈原理を探り、これをもとに検討することである。もう一つは、ステーブルコイン取引に対する取引方法と取引種類を考察した上で、現物取引であるステーブルコイン取引に関連する所得がいずれの所得区分に属するかについて理論的観点から論じることである。以上に加えて、ステーブルコイン取引は利用者が一連の取引を行うことで形成されるものであるため、ステーブルコイン取引に対する課税のタイミングを考慮しつつ、課税繰延措置の適用の方向性を提示することも目指す。

### 第2節 問題の所在

2020年10月、OECDは“Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments and Emerging Tax Policy Issues”と題する報告書を公表した<sup>1)</sup>。この報告書は、各国における既存の法律の枠組みに基づいてステーブルコイン取引に対して直接税が与える影響を検討したものである<sup>2)</sup>。報告書では、ステーブルコイン取引が所得税においてどのような性質を持つのか、どのような所得に区分されるのか、という問題が取り上げられた<sup>3)</sup>。

OECDが示した問題は、日本にとっても無視できない問題である。日本の所得税法は、総合所得課税の税制を採用しているにもかかわらず、課税所得を10種類に区分し、それぞれの所得ごとに別々の計算式により所得を計算する仕組みを基本としている<sup>4)</sup>。すなわち、ある取引の所得額の計算方法がその所得分類の判定により決まる。さらに、個別に各種所得の金額を計算した後、もしその所得の金額がマイナスであれば、他の黒字の所得の金額と損益通算をすることができるかどうかは、その所得分類次第となる。そして、現行法の下では、損益通算のできる損失は譲渡所得、事業所得、不動産所得及び山林所得という四つの所得から生じたものに限定されている。それゆえ、ステーブルコイン取引から稼得した利得がどの所得に分類されるかは、納税者の利害に密接な関係を持っているのみならず、所得金額の計算にとって重要な問題である。

---

<sup>1</sup> OECD, TAXING VIRTUAL CURRENCIES: AN OVERVIEW OF TAX TREATMENTS AND EMERGING TAX POLICY ISSUES (2020) [hereinafter OECD 2020 REPORT].

<sup>2</sup> See *id.* at 8-9.

<sup>3</sup> *Id.* at 46-47; See also COMM. ON PAYMENTS & MKT. INFRASTRUCTURES [CPMI], *G7 Working Group on Stablecoins: Investigating the impact of global stablecoins* 11 (2019) [hereinafter CPMI 2019 REPORT].

<sup>4</sup> 一見したところ、この仕組みは日本の所得税法が分類所得税の税制を採用するのではないかという疑問を抱かせるかもしれないが、異なる経済的活動の性質に応じた所得はその所得自身の担税力が異なるという考え方からみると、所得分類は必要であると考えられる。この点に関する詳しい説明につき、金子宏『租税法（第24版）』201-202頁（弘文堂、2021）；谷口勢津夫『税法基本講義（第7版）』274-275頁（弘文堂、2021）；佐藤英明『スタンダード所得税法（第3版）』46-49頁（弘文堂、2022）参照。

そして、ステーブルコイン取引に関する所得区分の判断に影響を及ぼすのはその取引が発生した原因関係ないしステーブルコインそれ自体の法的性質であると考えられる<sup>5)</sup>。そのため、原因関係はもちろん、ステーブルコインそれ自体の法的性質も注意すべき点である。しかしながら、ステーブルコインの私法上の定義や法的性質を明らかにするような規定は存在しておらず、ステーブルコインの定義規定を織り込んだ資金決済に関する法（以下、「資金決済法」という）は規制法であり、たとえその定義を所得税法に借用することができても、その法的性質をそのまま借用することはできない<sup>6)</sup>。それゆえ、ステーブルコインそれ自体の所得税法上の法的性質は解釈に委ねられている。

無論、日本において、ステーブルコインと同じ技術を使った暗号資産の法的性質ひいては課税問題は従前より議論されており、その方策をそのままステーブルコインに当てはめるという考えもあるかもしれない。しかし、暗号資産の法的性質と課税関係に係る議論はあるとしても<sup>7)</sup>、ステーブルコインの価格変動が激しくないという点を考慮すると、暗号資産の方策をステーブルコインにそのまま当てはめることには問題がないとはいえない。

上述の状況を踏まえ、本稿はステーブルコイン取引に係る課税問題がどこにあるか、こうした問題に現時点での対応にはどのような問題があるかなどの点に着目することで、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税のあり方を明らかにする。

### 第3節 背景

現代の金融取引においては、金融機関等を仲介することで、資金のやり取りを行うことが多い。この意味で、金融機関等の仲介者が取引当事者間の架け橋を担っており、これら金融資産の取引履歴を管理している。そして、金融機関等が中央集権的に管理をすることで、仕向口座の保有者であることの確認や、仕向口座内に正しく資金が存在することの確認などの一連のデータ処理の確実性を担保しているため、取引当事者は金融機関等を信頼している

---

<sup>5)</sup> 金子・前掲注（4）221頁。

<sup>6)</sup> 借用元は原則として民商法などに限られ、きわめて専門技術的な規制法令からの借用を認めることに慎重であるべきという主張をしているものとして、佐藤・前掲注（4）515頁；金子・前掲注（4）126頁参照。

<sup>7)</sup> 暗号資産の中で、少なくとも、ビットコイン以外の暗号資産に関し、支払手段としての性質は非常に薄いため、その売却による所得は原則として譲渡所得に分類されると解すべきものとして、太田洋＝佐々木秀「仮想通貨（暗号資産）と所得税に関する諸問題：流出における補償金の課税上の取扱いについて」中里実ほか編『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』142頁、156-157頁（有斐閣、2020）参照；さらに、泉絢也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性」税法学 581号3頁、32頁（2019）（仮想通貨は支払手段になる同時に、投資対象や資金調達手段などにもなりうるということが指摘されている。）；酒井克彦「暗号資産における手続法・実体法の交錯（第3回）：租税法からみる暗号資産」月刊法律のひろば9月号57頁、61-62頁（2021）（暗号資産は「通貨」的性質のほか、「モノ」としての性質を有するという暗号資産の多重性質論を強調する。）；参議院「質問主意書：第208回国会（常会）」（2022年4月15日）（<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/208/touh/t208034.htm>）（暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する質問主意書に対する答弁書において、支払手段としての性質や資産の価値の増加益が生じる性質を複合的に有する資産が、譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かについて、個別具体的な資産の性質により判断されるものと考えられる。すなわち、支払手段としての性質や資産の価値の増加益が生じる性質を複合的に有する暗号資産が譲渡所得に該当する余地を肯定しているようにみえる。）参照。

8)。しかしながら、国境を越えた取引と出稼ぎ労働者が増えるに従い、もし全ての国際送金  
が国際銀行間通信協会（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication, SWIFT）  
による電信送金（telegraphic transfer remittance）という形で行われれば、送金銀行と受取銀行  
の間に複数の中継銀行を経るため、各銀行の異なる営業時間と着金までの送金時間による時  
間的コストが増えるだけではなく、各銀行の異なる為替手数料と送金手数料による経済的コ  
ストも増加してしまう<sup>9)</sup>。そこで、時間的コストと経済的コストを大幅に抑えるために、  
FinTech 企業がテクノロジーを活用し、イノベーションを既存の金融サービスと融合させるこ  
とで、新たな金融サービスを選択できる可能性を切り拓こうとしている<sup>10)</sup>。

そして、既存の決済手段にインパクトを与えるテクノロジーとして注目されるのがブロッ  
クチェーンである<sup>11)</sup>。2008年10月にサトシ・ナカモト（Satoshi Nakamoto）を名乗る一人ま  
たは複数の開発者が、暗号学のフォーラムで“Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System”  
と題する論文を公表した<sup>12)</sup>。ビットコインのブロックチェーンを基盤としたこの論文で、利  
用者が自分の個人情報を出さず、ビットコインのアカウントを作れば、中央集権  
的なコントロールを必要とせず取引相手にビットコインという財産的価値のあるものを送  
金できる決済システムが構築された<sup>13)</sup>。この決済システムはビットコインをいつ誰がどれだ  
け所有していたかを安全、かつ、ほぼ否認されない取引の記録を組み込むことができるから  
こそ、中央集権的な信頼できる決済システムに依存する代わりに、お互いに信頼していると  
は限らない人々の間で取引のやり取りを可能にする<sup>14)</sup>。それゆえ、ビットコインのブロッ  
クチェーンに係る応用は中央集権的な決済システムからの脱却、時間的コストと経済的コスト  
の削減、さらに資金を広く流通させる支払手段を可能にすると思われている<sup>15)</sup>。

ビットコインが登場した後、ビットコインのプロトコル（protocol）を改良した新しいブロッ  
クチェーンであるイーサリアム（Ethereum）が誕生した。イーサリアムは、ビットコイン  
のブロックチェーンとは異なり、チューリング完全なプログラミング言語（turing-complete  
programming language）を提供した上で、誰もがスマートコントラクト（smart contract）<sup>16)</sup>を

<sup>8</sup> 小出篤「『分散型台帳』の法的問題・序論：『ブロックチェーン』を契機として」黒沼悦郎＝藤田  
友敬編『企業法の進路：江頭憲治郎先生古稀記念』827頁、828-829頁（有斐閣、2017）参照。

<sup>9</sup> 金融財政事情編集部「クロスボーダー決済に活路を見いだすステーブルコインの今後：利用ニー  
ズを模索するなか、電決業者規制がネックに」金融財政事情 3497号10頁、13頁（2023）。

<sup>10</sup> KPMG ジャパン＝アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業監修・関口智和＝河合  
健編『デジタル通貨・証券の仕組みと実務：ビジネス・法務・会計・税務（初版）』2頁（中央経  
済社、2021）。

<sup>11</sup> ブロックチェーンは金融機関等の特定の管理者が集中管理するシステム（いわゆる「中央集権  
型ネットワーク」）を、ネットワーク上の全体で管理するシステム（いわゆる「分散型ネットワ  
ーク」）に移行することを目的とし、P2Pのネットワークやコンセンサス・メカニズム、暗号学  
（cryptography）といった様々な異なる技術を融合するデータベースであると指摘するものとし  
て、Primavera De Filippi＝Aaron Wright（片桐直人訳）『ブロックチェーンと法：〈暗号の法〉が  
もたらすコードの支配（初版）』15頁（弘文堂、2020）参照。

<sup>12</sup> Satoshi Nakamoto, *Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System* (2008).

<sup>13</sup> *Id.* at 1.

<sup>14</sup> ビットコインの特徴と仕組みを詳しく紹介するものとして、De Filippi＝Wright（片桐訳）・前掲  
注（11）25-35頁参照。

<sup>15</sup> See DONG HE ET AL., *Virtual Currencies and Beyond: Initial Considerations* 6 (IMF Staff Discussion  
Note, SDN/16/03, 2016).

<sup>16</sup> スマートコントラクトについては、一定の条件が満たされた際に、取引が自動的に履行される

書き起こし、分散型アプリケーション（Decentralized Applications, DApps）<sup>17)</sup> を実装できるようにしているブロックチェーンである<sup>18)</sup>。また、イーサリアム上で発行された暗号資産は「ネイティブトークン」（native tokens）と「非ネイティブトークン」（non-native tokens）という 2 種類に分けることができる<sup>19)</sup>。前者はイーサリアム上で発行され、そのプロトコルやエコシステム内で利用される暗号資産であるのに対し、後者は開発者がスマートコントラクトを書き起こすことで発行された暗号資産である<sup>20)</sup>。様々な暗号資産が発行されるものの、これらは価格変動が激しいという特性がある。海外の研究者のレポートによれば、資金調達方法である ICO（initial coin offering）を行った日から暗号資産取引所に上場する日まで、暗号資産に係る価格の平均上昇率が 179%である一方<sup>21)</sup>、暗号資産のうちの 56%が ICO を実施した日から 120 日以内に失敗に終わっている<sup>22)</sup>。そのため、暗号資産の価値の不安定さからみれば、暗号資産は支払手段として不向きであるという点が挙げられる<sup>23)</sup>。

そして、価格変動が激しく支払手段として機能しづらいという問題を修正するため、支払手段の機能を強化したステーブルコインが登場した<sup>24)</sup>。ステーブルコインは暗号資産と同じようにブロックチェーンにより、低コストで送金取引を行えるメリットがあるほか、安定した価値を持つという特徴もあるため、支払手段としての利用をより一層向上させる<sup>25)</sup>。それゆえ、ステーブルコインを適切に活用すれば、将来的にはステーブルコインが家庭や企業での主な支払手段になる、とその支持者は主張する<sup>26)</sup>。しかしながら、人々が暗号資産に投資する場合にリスクオフする際にはじめてステーブルコインに交換することで資産の目減りを回避することや<sup>27)</sup>、ステーブルコインがまだ設計段階か理論段階にあること<sup>28)</sup>といった原因で、ステーブルコインは現時点で決済を目的としてではなく、投資対象として使用されている。

---

ほか、その結果がブロックチェーン上で自動的に記録されるプログラムであると指摘するものとして、Michèle Finck, *Blockchains: Regulating the Unknown*, 19(4) GERMAN L.J. 665, 670 (2018).

<sup>17)</sup> 分散型アプリケーションについては、ブロックチェーン上で作られたサービスを円滑に利用できるアプリであると指摘するものとして、*Id.* at 671.

<sup>18)</sup> De Filippi=Wright（片桐訳）・前掲注（11）37 頁。See also *id.* at 670.

<sup>19)</sup> Yuliya Guseva, *A Conceptual Framework for Digital-Asset Securities: Tokens and Coins as Debt and Equity*, 80(1) MD. L. REV. 166, 175-76 (2020).

<sup>20)</sup> See Timothy Nielsen, *Cryptocorporations: A Proposal for Legitimizing Decentralized Autonomous Organizations*, 2019(5) UTAH L. REV. 1105, 1108 (2020). なお、すべての非ネイティブトークンが日本の暗号資産の定義に該当するとは限らないが、ここでは海外の暗号資産の広い定義に該当するものを指す。

<sup>21)</sup> Benedetti, H. & Kostovetsky, L., *Digital Tulips? Returns to investors in initial coin offerings* 3 (2018).

<sup>22)</sup> See *id.* at 5.

<sup>23)</sup> FIN. STABILITY BD.[FSB], ASSESSMENT OF RISKS TO FINANCIAL STABILITY FROM CRYPTO-ASSETS 8 (2022).

<sup>24)</sup> OECD 2020 REPORT, *supra* note 1, at 45.

<sup>25)</sup> CPMI 2019 REPORT, *supra* note 3, at 1.

<sup>26)</sup> PRESIDENT'S WORKING GROUP ON FINANCIAL MARKETS ET AL., REPORT ON STABLECOINS 1 (2021); See also HOWELL E. JACKSON et al., *How We Can Regulate Stablecoins Now-Without Congressional Action* 1 (HUTCHINS CTR., Working Paper No. 76, 2022).

<sup>27)</sup> 松嶋真倫「ウェブ 3 での活用が期待されるステーブルコインの意義と将来性：既存通貨と同様、あらゆる価値の媒介手段になり得る」金融財政事情 3497 号 14 頁, 14-15 頁（2023）。

<sup>28)</sup> OECD 2020 REPORT, *supra* note 1, at 46-47.

投資対象としてのステーブルコインの市場は急速に発展している。2020 年 5 月にステーブルコインの時価総額は 100 億ドルを超え<sup>29)</sup>、2023 年 9 月末には 1240 億ドルを突破し<sup>30)</sup>、この 3 年間で 10 倍以上の成長を遂げている。現時点で、テザー (USDT)、USD コイン (USDC)、及びダイ (DAI) の上位三つのステーブルコインは、ステーブルコイン時価総額の約 88.76%を占めている<sup>31)</sup>。また、ステーブルコインが市場において重要視される理由は、リスクオフの際に暗号資産を交換する対象であるほか、分散型金融 (decentralized finance、以下「DeFi」という) の世界ではステーブルコインが重要な役割を果たすからである。具体的には、IOSCO のレポートは、2020 年から 2022 年までの間に DeFi が急成長した理由として、利用者が暗号資産を担保にステーブルコインを借りることや、ステーブルコインを流動性プール (liquidity pool) に預けることといった様々な取引を行ったことを指摘する<sup>32)</sup>。

また、ステーブルコインの台頭に影響を受けた日本では、世界に先駆ける形でステーブルコインを規制したことに伴い、2023 年 6 月からステーブルコインの発行・流通が解禁された。すなわち、海外だけでなく、日本でもステーブルコイン取引が増えていくことが想定されている。それゆえ、ステーブルコイン取引から得た利得がどのように課税されるかが問題となるであろう。この点につき、国税庁の公的見解は公表されていないが、2023 年税制改正の解説は、法定通貨の価値と連動する性質を有するステーブルコインについて、支払手段としての利用が広がっていくと指摘する<sup>33)</sup>。すなわち、国税庁はステーブルコインを支払手段として理解しており、その理解を基にステーブルコイン取引から得た所得区分の判断を行う可能性がある。そして、なぜ国税庁はステーブルコインを支払手段として理解するかについて、それは 2023 年税制改正の解説による「資金決済に関する法律の改正に伴う所得税法等の整備」というタイトルからみれば<sup>34)</sup>、国税庁が資金決済法の規定に影響する可能性が高い。ところが、租税制度は現実の経済活動により影響を与えながら、影響を受けるという特徴があるため<sup>35)</sup>、ステーブルコインそれ自体の性質を検討するにあたって、現時点でステーブルコインが投資対象として使用されているという点も考慮される必要がある。したがって、本稿はステーブルコインの背景を視野に入れつつ、ステーブルコイン取引に対する課税の検討を行う。

#### 第 4 節 構成

本稿は、次のような順番で論を進める。第 2 章では、ステーブルコイン取引の全体像として、ステーブルコインに対する仕組みと位置付けを説明する。まず、デジタル通貨や暗号資

<sup>29)</sup> NEXT MONEY 「ステーブルコインの総供給量は、100 億ドルを超える」(2020 年 5 月 19 日) (<https://nextmoney.jp/?p=30120>)。

<sup>30)</sup> COINDESK 「Progmatt は自らステーブルコインを発行しない? —誤解と知られざるインパクト」(2020 年 5 月 19 日) (<https://www.coindeskjapan.com/201927/>)。

<sup>31)</sup> See COINGECKO, <https://www.coingecko.com/en/categories/stablecoins>.

<sup>32)</sup> See BD. OF THE INT'L ORG. OF COMM'NS [IOSCO], IOSCO DECENTRALIZED FINANCE REPORT: PUBLIC REPORT 16-20 (2022) [hereinafter IOSCO 2022 REPORT].

<sup>33)</sup> 齊藤郁夫ほか編『改正税法のすべて (令和 5 年版)』59 頁, 102 頁 [伊藤昌広ほか] (大蔵財務協会, 2023)。

<sup>34)</sup> 齊藤ほか編・前掲注 (33) 95 頁。

<sup>35)</sup> 藤岡祐治「為替差損益に対する課税: 貨幣価値の変動と租税法 (1)」国家学会雑誌 130 巻 9・10 号 65 頁, 74 頁 (2017 年)。

産といった様々な語が次から次へと生まれてくる現状で、ステーブルコインそれ自体がどのようなものであるかを紹介するほか、ステーブルコイン取引を行える場所と取引種類に関する内容を併せながら、ステーブルコイン取引の仕組みを説明する。そして、ステーブルコインの位置付けを検討するにあたり、ステーブルコインが表章する権利でなく、ステーブルコインそれ自体の位置付けを検討する。そこで、所得税法と密接な関係を持っている経済学上の貨幣と民法上の金銭か財産という概念をステーブルコインそれ自体に当てはめることができるかを分析する。

第3章では、ステーブルコイン取引から得た利得がどの所得に分類されるかという現状を把握したうえで、ステーブルコインの譲渡に関する議論を検討する。ステーブルコイン取引の課税関係を考究するにあたって、ステーブルコインの譲渡を行って利得を得た場合に当該利得が譲渡所得に該当するかという論点は常に議論される。そこで、特に争いがある所得税法上のステーブルコインの法的性質がどのように位置付けられるかという点に着目したうえで、いくつかの法的性質を分析する。次に、暗号資産取引所が提供するサービスの一つとして、利用者がステーブルコインを暗号資産取引所に預け入れることで利得を得るものがあるが、この利得が利子所得に該当するかどうかについては、まだ議論がある。そこで、利子所得の預金と金融機関の概念を考察することにより、ステーブルコインの預け入れに係る利得に対する課税関係を論ずる。

第4章では、第2章から第3章において明らかになったことを踏まえ、ステーブルコイン取引に対する現行の所得課税制度の問題点を簡潔にまとめてから、所得税法上の望ましい課税のあり方を構築する。そして、法定通貨に換金するまで、ステーブルコイン取引のやり取り・譲渡が頻繁に行われるため、課税繰延措置の適用の方向性を提示する。最後に、以上の分析に基づき、本稿の結論をまとめた上で、ステーブルコイン取引に係る今後の課題と将来展望を示す。

## 第2章 ステータブルコイン取引の全体像

ステータブルコインという用語は法律上の明確な用語ではなく、一般的に特定の資産と関連して価値の安定を目的とする非ネイティブトークンを指す集合名詞である。そのため、ステータブルコイン取引の課税関係を解明するためには、ステータブルコインがどのようなものであり、どのような取引が行われるかを把握する必要がある。したがって、本章の第1節では、OECDと日本によるステータブルコインの概念を整理し、いくつかのステータブルコインの代表例を紹介する。続く第2節では、ステータブルコイン取引を行う場所と類型を説明し、ステータブルコイン取引の実状を確認する。最後に、第3節では、所得税法上の法的性質の参考として、ステータブルコインの経済学上と民法上の位置付けを検討する。

### 第1節 ステータブルコインの概念

#### 第1款 ステータブルコインの定義

暗号資産だけでなく、ステータブルコインという用語も世界的に一致した定義で用いられるわけではない。そのため、本款でOECDと日本の観点を通じ、この用語の意味を確認するほか、暗号資産とはどのような関係があるかを明らかにする。

#### 第1項 OECDによる定義

OECDが2022年に公表した報告書である「暗号資産に係る報告枠組み及び共通報告基準の改訂」(Crypto-Asset Reporting Framework and Amendments to the Common Reporting Standard, 以下「CARF報告」という)は、ステータブルコインの定義を直接的に定めていないが、ステータブルコインが暗号資産の定義に含まれることを明示している<sup>36)</sup>。CARF報告による暗号資産の定義は、暗号学で保護された分散台帳技術<sup>37)</sup>またはこれと類似する技術に依拠し、取引の検証や安全性を確保するあらゆる価値をデジタルに表象するものである<sup>38)</sup>。

この定義から分かるとおり、OECDは主にその使われる技術に焦点を当てているため、暗号資産と同じ技術が用いられるステータブルコインには、たとえ特定の資産に連動するよう設計されたという価値安定の要素があったとしても、暗号資産の定義に含まれる。

#### 第2項 日本による定義

2022年1月以前における金融庁の見解によると、ステータブルコインは特定の資産の価値に連動し、連動する資産の種類等によってその法的性格も異なるものであると考えていた<sup>39)</sup>。

<sup>36)</sup> OECD, CRYPTO-ASSET REPORTING FRAMEWORK AND AMENDMENTS TO THE COMMON REPORTING STANDARD 11 (2022) [hereinafter OECD 2022 CARF REPORT].

<sup>37)</sup> 分散型台帳は、ビットコインをはじめとする開発されたプロトコルであるブロックチェーンとは異なる設計思想を持ったものであると考えられるが、現時点では、分散型台帳とブロックチェーンとは同義の一般名詞として用いられるという内容を指摘するものとして、小出・前掲注(8) 836-837頁参照。

<sup>38)</sup> OECD 2022 CARF REPORT, *supra* note 36, at 19.

<sup>39)</sup> 金融庁『『デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会』(第3回)議事次第:資料1事務局説明資料』20頁(2021年10月6日)(<https://www.fsa.go.jp/singi/digital/siryou/20211006/jimukyoku1.pdf>)。

そして、2022 年 1 月 11 日に公表された金融審議会資金決済ワーキング・グループ報告（以下、「資金決済 WG 報告」という）では、ステーブルコインを「デジタルマネー類似型のステーブルコイン」（以下、「デジタルマネー類似型 SC」という）と「暗号資産型のステーブルコイン」（以下、「暗号資産型 SC」という）に分類している<sup>40)</sup>。前者は法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずるものを指すのに対し、後者はそれ以外、アルゴリズムで価値の安定を試みるものである。もともと、2022 年 6 月に成立された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」において、ステーブルコインが具体的に何を指すのかは明確的に定義づけられていない。そのかわりに、資金決済 WG 報告での概念を条文に取り入れることで、デジタルマネー類似型 SC を電子決済手段として定義する<sup>41)</sup>。

そして、資金決済法 2 条 5 項に定める電子決済手段は、同項 1 号の電子決済手段（以下、「1 号電子決済手段」）、同項 2 号の電子決済手段（以下、「2 号電子決済手段」）、同項 3 号の電子決済手段（以下、「3 号電子決済手段」）及び同項 4 号の電子決済手段（以下、「4 号電子決済手段」）の 4 種類である。このうち、典型的な電子決済手段は 1 号電子決済手段であり、1 号電子決済手段は電子的に移転・記録される通貨建資産<sup>42)</sup>であって不特定の者に対して決済利用ができ、かつ、不特定の者を相手方として売買ができるものである。これに対し、2 号電子決済手段は 1 号電子決済手段に該当せず、不特定の者を相手方として 1 号電子決済手段と相互に交換可能なものである<sup>43)</sup>。次に、3 号電子決済手段は特定信託受益権であり、電子的に移転・記録される金銭信託の受益権として定義されている<sup>44)</sup>。最後に、4 号電子決済手段は通貨建資産又は特定信託受益権に該当するものを除き、代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官によって指定されるものである<sup>45)</sup>。

次いで、電子決済手段という新たな決済手段に関する定義が設けられたため、ステーブルコイン全体と暗号資産との関係について説明する。デジタルマネー類似型 SC と暗号資産の関係に関し、1 号電子決済手段と 2 号電子決済手段の定義は資金決済法 2 条 14 項 1 号の暗号資産（以下、「1 号暗号資産」）と同項 2 号の暗号資産（以下、「2 号暗号資産」）の定義と類似するが、1 号電子決済手段と 2 号電子決済手段は通貨建資産に限られており、通貨建資産が暗号資産の定義から除かれるという特徴がある。そのため、1 号電子決済手段又は 2 号電子決済手段であるデジタルマネー類似型 SC は暗号資産に該当しない<sup>46)</sup>。また、暗号資産型 SC と暗

<sup>40)</sup> 金融庁金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告」17-18 頁（2022 年 1 月 11 日）（[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf)）。

<sup>41)</sup> 山内達也「2022 年資金決済法等改正に係る政府令案を踏まえたステーブルコイン規制のポイント」金融法務事情 2207 号 26 頁、27 頁（2023 年）。

<sup>42)</sup> 通貨建資産の定義に関し、資金決済法 2 条 7 項参照。

<sup>43)</sup> 現在のところ、海外の USDT や USDC などの典型的なデジタルマネー類似型 SC は 1 号電子決済手段の定義を満たすと考えられるため、2 号電子決済手段のみに該当するステーブルコインは実務上想定されないという点については、河合健「ステーブルコインに対する法規制の実務上の論点および関連ビジネスへの影響」金融法務事情 2193 号 22 頁、24 頁（2022 年）。

<sup>44)</sup> 特定信託受益権の定義に関し、資金決済法 2 条 9 項参照。

<sup>45)</sup> 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 2 条 3 号。

<sup>46)</sup> なお、3 号電子決済手段は金銭信託の受益権であるため、暗号資産を信託財産として預け入れる状況がほとんどない現時点で、3 号電子決済手段であるデジタルマネー類似型 SC も暗号資産に

号資産の関係については、暗号資産型 SC は基本的には通貨建資産には該当せず、暗号資産に該当すると解される。ただし、4 号電子決済手段は通貨建資産であることは要件とされていない以上、通貨建資産ではない暗号資産型 SC のうち、一定類型のものが 4 号電子決済手段として指定され、暗号資産に該当しない可能性がある<sup>47)</sup>。

もっとも、現時点ではステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型 SC が暗号資産に該当しないのに対し、暗号資産型 SC はデジタルマネー類似型 SC として指定がされておらず、暗号資産の定義に含まれると理解される。

## 第 2 款 ステーブルコインの種類と実例

ステーブルコインを異なる視点から観察すると、ステーブルコインの分類も変わってくる。例えば、複数の法域にまたがり、システミックリスク (systemic risk) をもたらさうという観点からみれば、「グローバル型のステーブルコイン」 (global stablecoin) と「一般型のステーブルコイン」 (stablecoin) に分類される<sup>48)</sup>。次に、個人向けか金融機関向けかという観点からみると、「リテール型のステーブルコイン」 (retail stablecoin) と「ホールセール型のステーブルコイン」 (wholesale stablecoin) に分けることができる<sup>49)</sup>。最後に、利用者が発行者に対して発行価格と同額で償還を求める権利があるのかという観点から、「デジタルマネー類似型 SC」と「暗号資産型 SC」に分類される<sup>50)</sup>。

上述の様々な類型は金融システムに関するリスクとコンプライアンスの観点から区分されたものであるが、ステーブルコインの類型は、その価値の裏付けとなる資産の有無及び価格安定メカニズムの観点から、「法定通貨担保型のステーブルコイン」 (fiat-collateralized stablecoin)、「資産参照型のステーブルコイン」 (asset-referenced stablecoin) 及び「無担保型のステーブルコイン」 (non-collateralized stablecoin) の三つに分類されることが実務上多いと考えられる<sup>51)</sup>。もっとも、かかる分類の概念からみれば、「デジタルマネー類似型 SC」が「法定通貨担保型のステーブルコイン」に、「暗号資産型 SC」が「資産参照型のステーブルコイン」と「無担保型のステーブルコイン」とにそれぞれ対応すると言えるだろう。本稿では、日本法の見解で「デジタルマネー類似型 SC」と「暗号資産型 SC」という分類を用いることとする。以下、各類型のステーブルコインの特徴と実例について説明する。

---

該当しない。

<sup>47)</sup> 山内・前掲注 (41) 31 頁。

<sup>48)</sup> FSB, REGULATION, SUPERVISION AND OVERSIGHT OF “GLOBAL STABLECOIN” ARRANGEMENTS: FINAL REPORT AND HIGH-LEVEL RECOMMENDATIONS 1 (2020).

<sup>49)</sup> CPMI 2019 REPORT, *supra* note 3, at 1; なお、「リテール型のステーブルコイン」と「ホールセール型のステーブルコイン」の紹介については、増島雅和＝堀天子編『暗号資産の法律 (初版)』87-94 頁 (中央経済社, 2020)。

<sup>50)</sup> 加藤貴仁「ステーブルコインと暗号資産、電子マネーの現在地」法学教室 506 号 42 頁, 45-47 頁 (2022)。

<sup>51)</sup> Mary Elizabeth Burke, *From Tether to Terra: The Current Stablecoin Ecosystem and the Failure of Regulators*, 28 FORDHAM J. CORP. & FIN. L. 99, 109-11 (2023); また、「資産参照型」は「暗号資産担保型」と「コモディティ型」とに細かく分けることが多かったが、最近ではこれらを統合して「資産参照型」と呼ぶ。この点については、谷口栄治「ステーブルコインに対する規制強化に向けた動きと今後の論点」日本総研, 10 頁 (2022 年 1 月 13 日) (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/13123.pdf>) 参照。

## 第1項 デジタルマネー類似型 SC

デジタルマネー類似型 SC は、その発行者が裏付資産である単一の法定通貨を担保として保有することで価値を安定させるものである<sup>52)</sup>。デジタルマネー類似型 SC の特徴は二つある。一つは価格安定メカニズムである。発行者は利用者に対してステーブルコインを1単位当たり1単位米ドルなどの法定通貨で発行し、受け取った法定通貨を裏付資産として信託会社その他のカストディアン (custodian) を用いて保管することで、そのステーブルコインの市場価値を裏付資産に応じる価値とほぼ同じようにする<sup>53)</sup>。

もう一つは利用者の償還請求権である。利用者は発行者に対して償還を求めた場合、等価の法定通貨の払戻しを受けることができるが<sup>54)</sup>、それぞれのステーブルコインには異なる償還請求権の制限がある。例えば、償還請求ができる主体の制限や償還請求ができる一回当たりの金額の制限、償還請求の一時停止といった制限である。これらの制限によって、利用者は即時の換金が制限される。以下、典型的な例として、USDT と USDC について見てみる。

### 1 USDT

2015 年にテザー・ホールディングス (以下、「テザー社」という) は USDT を発行した。テザー社のホワイトペーパーによれば、USDT の価格は米ドルと連動し、「1USDT=1 ドル」を保つように設計されており、テザー社が1単位の USDT を発行する際に、1米ドルをデルタック銀行の口座に預け入れることとなっている<sup>55)</sup>。もっとも、2022 年 9 月にテザー社が利用規約を更新し、利用規約3条は、裏付資産として預け入れられた米ドルを全て現金の形式で管理するのではなく、有価証券その他の資産として管理することを可能とした<sup>56)</sup>。

また、償還の制限については、契約上の権利として利用者がいつでも償還を請求することができるが、利用規約3条により、テザー社は必要となった場合に償還を遅らせる権利を留保しているほか、認証された利用者だけが1単位の USDT を1米ドルに換金できる<sup>57)</sup>。すなわち、実際には暗号資産取引所と暗号資産販売所 (OTC desks) と大規模な投資家 (large traders) という認証済みの利用者のみがテザー社に償還を請求することができるのにとどまり、一般的な利用者は USDT を暗号資産取引所または他の利用者に売却することしかできない<sup>58)</sup>。

---

<sup>52)</sup> *Id.* at 26-27.

<sup>53)</sup> 河合健ほか編『暗号資産・デジタル証券法 (初版)』141 頁 (商事法務, 2020)。

<sup>54)</sup> 河合ほか編・前掲注 (53) 141 頁。

<sup>55)</sup> Tether, *Tether Original Whitepaper* 7-8, <https://assets.ctfassets.net/vyse88cgwfb1/5UWgHMvz071t2Cq5yTw5vi/c9798ea8db99311bf90ebe0810938b01/TetherWhitePaper.pdf>. なお、テザー社の準備資産の情報は全て開示されておらず、透明性が非常に低いため、USDT の価値を担保する準備金が存在しているかどうかは常に議論されている。そのため、2021 年に CFTC (米商品先物取引委員会) が USDT を調査し、発行量と同等の法定通貨を保有しているという虚偽の開示をしていたとして、テザー社及び親会社の iFinex を告発して罰金を課した。この点につき、CFTC, *Tether Holdings Ltd. et al.*, CFTC Docket No. 22-04 (Oct. 15, 2021) 参照。See also Burke, *supra* note 51, at 109-11.

<sup>56)</sup> Tether, *Legal: 1-Terms of Service*, <https://tether.to/en/legal/>.

<sup>57)</sup> *Id.*

<sup>58)</sup> Larry Cermak et al., *Stablecoins: Bridging the Network Gap Between Traditional Money and Digital Value* 94-95 (2021).

## 2 USDC

2018 年に、資金を迅速かつ低コストで移動させることを目的として、コインベースとサークル・インターネット・フィナンシャル（以下、「サークル社」という）が共同で創設し運営する Centre Consortium という企業体が USDC を発行した。なお、2023 年からはサークル社が単独で運営している。USDC は USDT と同じようにその価格が米ドルと連動し、米ドルと 1 対 1 の比率で交換できるステーブルコインである。サークル社は USDC を発行する際に、利用者から受け取った米ドルを裏付資産として銀行に預け入れている。

サークル社は 2021 年 9 月時点で USDC の裏付資産の 100% を「現金及び現金同等物」で保有していると発表した<sup>59)</sup>。もっとも、会計事務所 Grant Thornton が公表したレポートによれば、USDC は 100% の準備金によって裏付けられているものの、これは現金および現金同等物で構成されるわけではない<sup>60)</sup>。その後、サークル社は全ての準備金を現金および現金同等物で構成されるという利用規約を改訂し、現金及び同額の米ドル建資産で構成するとした<sup>61)</sup>。なお、2023 年の会計事務所 Deloitte のレポートによれば、現金、現金同等物及び米国債が総資産 435 億米ドルの 77% を占めている<sup>62)</sup>。

また、償還の制限については、利用規約 17 条により、サークル社はいつでも償還を遅らせる権利を有するほか、事前通知をせずに償還を拒否する権利を留保している<sup>63)</sup>。また、利用規約 13 条により、利用者をタイプ A とタイプ B に分け、タイプ A の利用者のみがサークル社で口座を開設、かつ、償還を請求することができる<sup>64)</sup>。そのため、タイプ A の利用者のみサークル社に償還を請求する権利を持ち、タイプ B の一般的な利用者は市場から退出したければ、暗号資産取引所または他の利用者に USDC を売却することしかできない。

### 第 2 項 暗号資産型 SC

暗号資産型 SC は、特定の資産を担保とする資産参考型とアルゴリズムを用いる無担保型の 2 種類にさらに分けることができる。前者は単一あるいは複数の法定通貨やコモディティ、暗号資産等を裏付けとすることを通じて価値を安定させるステーブルコイン（デジタルマネー類似型 SC に該当するものを除く）である<sup>65)</sup>。これに対し、後者は法定通貨や暗号資産など

<sup>59)</sup> サークル社のウェブサイトでサークル社はこの発表の内容を訂正したものの、金融庁の事務局説明資料では金融庁はこの内容を指摘する。この点につき、金融庁『『デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会』（第 4 回）議事次第：資料 1 事務局説明資料』3 頁の注文（2021 年 11 月 1 日）（<https://www.fsa.go.jp/singi/digital/siryou/20211101/jimukyoku.pdf>）参照。

<sup>60)</sup> Grant Thornton, INDEPENDENT ACCOUNTANT'S REPORT 4 (Jul. 16, 2021), [https://www.centre.io/hubfs/pdfs/attestation/Grant-Thorton\\_circle\\_usdc\\_reserves\\_07162021.pdf](https://www.centre.io/hubfs/pdfs/attestation/Grant-Thorton_circle_usdc_reserves_07162021.pdf).

<sup>61)</sup> Circle, *Legal & Privacy: USDC Terms*, <https://www.circle.com/en/legal/usdc-terms>.

<sup>62)</sup> Deloitte, INDEPENDENT ACCOUNTANT'S REPORT 4 (Mar. 2, 2023), [https://www.circle.com/hubfs/USDCAttestationReports/2023%20USDC\\_Circle%20Examination%20Report%20January%202023.pdf](https://www.circle.com/hubfs/USDCAttestationReports/2023%20USDC_Circle%20Examination%20Report%20January%202023.pdf).

<sup>63)</sup> Circle, *supra* note 61.

<sup>64)</sup> *Id.*

<sup>65)</sup> Regulation (EU) 2023/1114 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on Markets in Crypto-assets, and amending Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 1095/2010 and Directives 2013/36/EU and (EU) 2019/1937, Art. 3 (1) (Sept. 6, 2023); *See also* HM TREASURY, FUTURE FINANCIAL SERVICES REGULATORY REGIME FOR CRYPTOASSETS: CONSULTATION AND CALL FOR EVIDENCE 16-17 (2023); なお、暗号資産を裏付けとして発行されるからといって、そのステーブルコインが当該暗号資産の価格に対して連動するわけではなく、米ドルなどの法定通貨に価値が連動するように

の資産を裏付けにせず、ブロックチェーン上で実装された需給調整システムに基づき、価値を安定させるステーブルコインである<sup>66)</sup>。

資産参考型の価格安定メカニズムには、ステーブルコインごとで異なるものの、基本的に二つの方法がある。一つは「オフチェーン担保」(off-chain collateralized)である。オフチェーン担保とは、ブロックチェーンの外に、すなわちカストディアンにより、裏付資産である金(ゴールド)や石油などの物理的資産を管理する方法である<sup>67)</sup>。もう一つは「オンチェーン担保」(on-chain collateralized)である。オンチェーン担保とはブロックチェーン上でイーサ(ETH)などの暗号資産を裏付資産として管理する方法である<sup>68)</sup>。

そして、無担保型の価格安定メカニズムの場合、需給調整方法であるツーコイン・システム(two-coin system)によって、非ネイティブトークンとネイティブトークンが存在する。前者は安定した価値の維持を目指すステーブルコインであり、後者はステーブルコインの価格変動を抑える役割を担うバランサートークン(balancer token)である<sup>69)</sup>。簡単に言えば、ステーブルコインとバランサートークンの生成(creation)または焼却(burn)により、市場の需給に応じてステーブルコインの供給量を調整し、その価値を一定に保つ。なお、担保を必要としないため、無担保型には償還を約する仕組みはない。

以下では、オフチェーン担保型、オンチェーン担保型及び無担保型という異なる価格安定メカニズムを有する暗号資産型 SC の典型的な事例を紹介する。

## 1 オフチェーン担保型としての DGX

2016 年に、シンガポール企業 DigixGlobal 社は分散型自律組織(decentralize autonomous organization, 以下「DAO」という)である DigixDAO(ディジックスダオ)を立ち上げた<sup>70)</sup>。DigixDAO は実物の金を裏付資産とする Digix Gold Token(以下、「DGX」という)を発行することと、ガバナンストークン<sup>71)</sup>(governance token)である DigixDao(以下、「DGD」という)を保有する利用者が共同で運営することを目指すエコシステムである。

DigixDAO のホワイトペーパーによれば、実物の金を登録した後に、イーサリアム上でのゴールド・アセット・カードであるトークンを取得し、そのトークンをスマートコントラクト

---

設計されている。この点については、河合ほか編・前掲注(53)142頁参照。

<sup>66)</sup> KPMG=アンダーソン監修・関口=河合編著・前掲注(10)93頁; See also Burke, *supra* note 51, at 122-23.

<sup>67)</sup> *Id.* at 112-13.

<sup>68)</sup> *Id.* at 114.

<sup>69)</sup> Ryan Clements, *Built to Fail: The Inherent Fragility of Algorithmic Stablecoins*, 11 WAKE FOREST L. REV. 131, 137 (2021).

<sup>70)</sup> DAO とは、現時点で明確な定義は存在していないが、基本的に運営会社や代表者や取締役といった特定の管理者が存在せず、参加者が自律的に運営を行う組織であるという点について、デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」55頁(2022年6月7日)([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/d130556b/20220607\\_policies\\_priority\\_outline\\_05.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/d130556b/20220607_policies_priority_outline_05.pdf))参照。

<sup>71)</sup> ガバナンストークンとは、どのような機能をリリースするか、暗号資産のポリシーや融資の担保に関する基準をどのように設定するかといったコミュニティの意思決定に係る権利を利用者に与え、投票権を表象する非ネイティブトークンであるという点について、野口香織編『Web3への法務Q&A:ブロックチェーン、NFT・NFTマーケット、Play to Earn、DeFi、メタバース、税務(初版)』179-180頁〔白澤光音=田椽史也〕(金融財政事情研究会, 2022)参照。

に送付することで DGX を生成できるようになる<sup>72)</sup>。そして、DigixDAO においては、生成された DGX の価値は「1DGX=1g の金」と定められており、その金資産の存在や所有者、今までの行方といった情報を管理するサービスは Proof of Provenance (PoP) というプロトコルを通じて提供される<sup>73)</sup>。

また、償還請求については、利用者が DGX を再びスマートコントラクトに送付することで、ゴールド・アセット・カードを生成してから、カストディアンに償還の請求を申し込む。そして、その請求が許可されたら、利用者はシンガポールにある資産管理会社から、実物の金を受け取ることができる。

## 2 オンチェーン担保型としての DAI

2014 年、Rune Christensen 氏をはじめとした開発者はステーブルコインの DAI とガバナンストークンの Maker token (MKR) が発行される MakerDAO (メイカーダオ) を作った<sup>74)</sup>。そして、DAI の生成に関しては、利用者が予め定められた種類の暗号資産を特定のアドレスに送付した後、その送付された暗号資産が金庫にロックされることと引き換えに、DAI が生成され、利用者のアドレスに送付される<sup>75)</sup>。

生成された DAI が「1DAI=1 ドル」の目標価格を維持するよう MakerDAO では二つの価格安定メカニズムを有する。一つは、最低担保率の設定である。DAI は暗号資産を担保にしているが、暗号資産の価値が変動しうするため、生成された DAI の価値よりもロックされた暗号資産の価値が低くなる可能性がある。そのため、最低担保率以上の暗号資産をロックするこ

---

<sup>72)</sup> DigixGlobal, *Digix's Whitepaper: The Gold Standard in Crypto-Assets 1*, <https://www.weusecoins.com/assets/pdf/library/Digix%20Whitepaper%20-%20The%20Gold%20Standard%20in%20Crypto%20Assets.pdf>.

<sup>73)</sup> *Id.*; DigixDAO のホワイトペーパーにおいて Proof of Asset (PoA) と呼ばれていたが、「権威の証明」(Proof of Authority) というコンセンサスアルゴリズムの略称との混同を避けるため、名称は Proof of Provenance (PoP) に変更されたという点について、*Digix Dev Update—13th Mar 2018 : Getting ready for Mainnet, Kyber Network exchange, UI Improvements for Public*, DIGIX WRITER (Mar. 13, 2018)( <https://medium.com/@Digix/digix-dev-update-13th-mar-2018-getting-ready-for-mainnet-kyber-network-exchange-ui-a4d5db6ead98> )参照。

<sup>74)</sup> MakerDAO は、MKR を保有する利用者の議決権を通じて DAI の担保比率、担保タイプ及び安定化手数料 (stability fee) などの事項を決定することで、Maker プロトコル (maker protocol) を管理している一方、Maker プロトコルは DAI, MKR, 金庫 (vault) 及びオラクル (oracle) で構成されている。MakerDAO の仕組みについて、株式会社 HashHub ほか編『DeFi ビジネス入門：分散型金融の仕組みから法律・会計・税務まで (初版)』50-51 頁〔城戸大輔＝矢成将雄〕(中央経済社, 2023) 参照。なお、「金庫」とは、スマートコントラクトであり、利用者の担保品を預け入れることができる場所である。そして、「オラクル」とは、ブロックチェーンの外にある複数の算出元から市場価格を入手して計算された平均値をブロックチェーン上で持ってくるシステムである。そのため、MakerDAO において、各担保には対応するオラクルがあるため、各金庫で基準価格が自動的に更新されるほか、担保となる担保品の価格が下落するか、担保の強制清算が行われるかといった状況も自動的に把握されるという内容を指摘するものとして、Burke, *supra* note 51, at 116, 119.

<sup>75)</sup> なお、ここで DAI は新規の複数担保型の DAI を指す。2017 年末に MakerDAO の初版のホワイトペーパーでは、DAI はイーサのみを担保としていたが、複数種類の暗号資産を担保にできるシステムの開発に伴い、過去の単担保型の DAI は SAI となり、複数担保型の DAI は引き続き DAI という名前を使っている。この点については、Maker Team, *The Maker Protocol: MakerDAO's Multi-Collateral Dai (MCD) System 1* (2019) (<https://makerdao.com/en/whitepaper/>) 参照。

と、すなわち過剰担保を求めることとしている<sup>76)</sup>。もう一つは、インセンティブ調整である。利用者が担保となる暗号資産を取り戻す時に、最新の利率に基づき複利計算される安定化手数料を支払わなければならない<sup>77)</sup>。DAI の価格が 1 ドル以上となった場合に、安定化手数料を引き下げることにより、利用者の DAI を生成するインセンティブが上がり、市場における DAI の供給量が増加する同時に、DAI の価格が下がる。逆に、DAI の価格が 1 ドルに満たない場合に、安定化手数料を引き上げることにより、市場における DAI の供給量が減るとともに、その価格が上がる。

最後に、償還請求については、利用者が生成された DAI とそれに関連する安定化手数料を支払えば、金庫から担保となる暗号資産を取り戻すことができる<sup>78)</sup>。

### 3 無担保型としての UST

2018 年、韓国籍である Do Kwon 氏をはじめとした創設者がテラフォームラボ (Terraform Labs) 社を設立し、ブロックチェーンであるテラ (Terra) を立ち上げた。そして、テラでは、ネイティブトークンである Luna token (以下、「LUNA」という) と非ネイティブトークン、かつ、ステーブルコインである TerraUSD (以下、「UST」という) が存在していた。

UST のホワイトペーパーによれば、テラでは LUNA と UST のツーコイン・システム (two-coin system) を採用していた<sup>79)</sup>。そのため、LUNA がガバナンストークンとして意思決定のための投票だけでなく、バランストークンとして UST の価格変動を抑えるような役割を担っていた。詳しく述べれば、UST の価格が 1 ドルを上回る場合に、利用者が 1 ドル相当の LUNA を焼却して 1 UST を得ることができる。そして、その 1 UST を 1 ドル以上で売却することで、利益を得られる。こうして、市場において UST の供給量が増加する同時に、UST の価格が下がる。その逆の操作により、UST の供給量が減るとともに、その価格が上がる<sup>80)</sup>。

なお、2022 年 5 月に UST はドルとの価値の連動を失い、1 UST は 1 ドルから 1 セント以下に暴落した。これ以降、無担保型のステーブルコインに信頼性に対する懸念は強まる傾向にあるため<sup>81)</sup>、裏付資産を用意することなく単純にツーコイン・システムに基づき、発行し流通しているステーブルコインが価格維持に成功する事例はこれまで確認されていない。

## 第 2 節 ステーブルコインの取引

### 第 1 款 取引所

---

<sup>76)</sup> KPMG=アンダーソン監修・関口=河合編著・前掲注 (10) 93 頁。なお、*Id.* at 8 において、DAI の価値を裏付けている暗号資産の市場価格が最低担保率を下回ってしまった場合に、利用者が担保の追加を行わずに、最低担保率を下回ったままであれば、金庫が自動的に「強制清算」を引き起こすという記述がある。

<sup>77)</sup> *Id.* at 7-8.

<sup>78)</sup> *Id.*

<sup>79)</sup> Evan Kereiakes et al., *Terra Money: Stability and Adoption* 5-6 (2019), [https://www.terra.money/Terra\\_White\\_paper.pdf](https://www.terra.money/Terra_White_paper.pdf).

<sup>80)</sup> *Id.*

<sup>81)</sup> TOKENINSIGHT, *STABLECOIN 2023: CURRENT STATUS AND OUTLOOK* 4 (2023), [https://s2.tokeninsight.com/static/research/file/levelPdf/Stablecoin\\_2023\\_EN.pdf](https://s2.tokeninsight.com/static/research/file/levelPdf/Stablecoin_2023_EN.pdf).

ブロックチェーンでは、暗号資産をはじめとするステーブルコイン取引を中央集権的なコントロールを必要とせずに行うことができるが<sup>82)</sup>、不特定多数の各ノード（node）が取引記録を検証・承認する必要があるため、かなりの処理時間がかかる。そのため、短時間で多くの取引を行うことができるようにするため、様々な取引所が開設されている。

取引所（crypto-asset trading platform）は、利用者としての買い手と売り手を集め、暗号資産取引あるいはステーブルコイン取引を行うための施設やシステムである<sup>83)</sup>。取引所によって、運営モデルの違いがあるが、基本的に証券取引所のような伝統的取引所または代替取引システム（alternative trading systems, ATSs）と類似の機能、すなわち仲介、保管、清算および決済などの機能を有している<sup>84)</sup>。以下、異なる取引所における取引方法を明確にするため、取引履歴が中央集権的な管理者が管理する「集中型帳簿」に記録されるか、各ノードが自分で管理する「分散型帳簿」に記録されるかという基準により、「中央集権型取引所」と「分散型取引所」に分けて紹介する。

### 第1項 中央集権型取引所

中央集権型取引所（centralized trading platform, CEX）はその取引所で行われる取引履歴を主に管理者が管理する集中型台帳に記録する施設を指す<sup>85)</sup>。逆に、利用者が所有するステーブルコインあるいは暗号資産（以下、「ステーブルコイン等」という）をその取引所のカストディアル・ウォレットに送金した時や、その取引所のカストディアル・ウォレットから自分のプライベート・ウォレット又は他の取引所のカストディアル・ウォレットに移転した時などに、その取引履歴が分散型台帳に記録される<sup>86)</sup>。

また、利用者が中央集権型取引所で口座を開設してから、銀行振込やカストディアル・ウォレットへの送金によって入金完了し、取引口座残高に反映され次第、ステーブルコイン等の売買ができる。そして、中央集権型取引所が提供している取引方法には、取引所モデルと販売所モデルがある。取引所モデルとは、利用者が取引板（オーダーブック）に注文を出し、他の注文の中から条件が合致する注文をマッチングさせる方法である<sup>87)</sup>。これに対し、

---

<sup>82)</sup> ブロックチェーンには、「パーミッションレス・ブロックチェーン」（以下、「非許可型」という）と「パーミッションド・ブロックチェーン」（以下、「許可型」という）の2種類が存在しているが、ここで非許可型のみを指しており、許可型を含まない。なぜなら、許可型は特定の管理者が承諾したノードのみが参加できるものであり、暗号資産またはステーブルコインの送金にタイムラグがあまり発生しないからである。ブロックチェーンの種類と特徴について、野口編・前掲注（71）36-37頁〔川口大喜〕参照。

<sup>83)</sup> IOSCO, ISSUES, RISKS AND REGULATORY CONSIDERATIONS RELATING TO CRYPTO-ASSET TRADING PLATFORMS: FINAL REPORT 4 (2020).

<sup>84)</sup> *Id.*

<sup>85)</sup> See EUR. SEC. & MKTS. AUTH., ADVICE: INITIAL COIN OFFERINGS AND CRYPTO-ASSETS ¶190 (2019), [https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma50-157-1391\\_crypto\\_advice.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma50-157-1391_crypto_advice.pdf).

<sup>86)</sup> *Id.* ¶¶36, 191; また、ウォレットとは一般的に秘密鍵を保存するためのソフトウェアを指すが、この用語が多義的であるため、管理方法により、「プライベート・ウォレット」と「カストディアル・ウォレット」という2種類に分けることができる。前者は利用者が自分で管理する方法であるのに対して、後者は取引所やサービス運営者が利用者の代わりに管理する方法である。ウォレットを紹介するものとして、*Id.* ¶25; 野口編・前掲注（71）43-44頁〔川口大喜〕参照。

<sup>87)</sup> *Id.* ¶194; また、株式の取引と同じように、指値注文と成行注文がある。前者は利用者同士が数量と価格を記した未決済の売買注文リストであるオーダーブック、すなわち取引板に並ぶ複数の価格情報を、他の利用者が自分で判断してから、自分の数量と価格を指定する注文を取引板の別の

販売所モデルとは、利用者同士の売買ではなく、利用者はその販売所が事前に決めた価格でその販売所の会社と取引を行う方法である<sup>88)</sup>。このように、取引所モデルであれ販売所モデルであれ、いずれも利用者にステーブルコイン等を売買するサービスを提供するものであるが、両者は取引を行う相手が異なる。

## 第2項 分散型取引所

分散型取引所（decentralized trading platform, DEX）はスマートコントラクトを利用することで、第三者を介さずに利用者同士の交換等の取引所の機能を自動的に提供するシステムを指す<sup>89)</sup>。ブロックチェーン上で登録するスマートコントラクトを利用するため、条件が満たされた際に利用者間の取引が自動的に行われるほか、その取引履歴も分散型台帳に記録される<sup>90)</sup>。

中央集権型取引所とは異なり、分散型取引所では口座開設が不要で、利用者が自分のプライベート・ウォレットをその分散型取引所に接続するだけですぐに取引を行うことができる<sup>91)</sup>。分散型取引所での取引方法には、オーダーブック型（order book exchanges）と自動化されたマーケットメーカー型（automated market makers, AMMs）がある<sup>92)</sup>。

オーダーブック型は基本的に中央集権型取引所の取引所モデルと同じように、利用者からの注文で構成される方法であるが、利用者の取引がマッチングされる場所がオンチェーンの場合とオフチェーンの場合とに分けることができる。オンチェーンの場合、オラクル<sup>93)</sup>によってその時点での暗号資産とステーブルコインの価格情報を提供した上で、利用者がシステムの取引板に注文を出し、他の注文の中から条件が合致すれば、ブロックチェーン上で決済を記録する。これに対し、オフチェーンの場合、利用者がその分散型取引所の運営者に注文を出し、その運営者の管理する取引板に他の注文の中から条件が合致する注文を照合し、運営者がその取引情報をスマートコントラクトに登録した後に、ブロックチェーン上でその決済が記録される。簡単に言えば、売買注文をブロックチェーン外で行い、決済のみをブロックチェーン上で行う方式である<sup>94)</sup>。

---

注文と照合する方法である。これに対し、後者は利用者が価格または数量のいずれかを指定してその時の市場価格で注文を出すことで、即時にマッチングする方法である。

<sup>88)</sup> *Id.* ¶¶190, 196.

<sup>89)</sup> 北條真史＝鳩貝淳一郎「暗号資産における分散型金融：自律的な金融サービスの登場とガバナンスの模索」日銀レビューNo.21-J-3, 2頁（2021）（[https://www.boj.or.jp/research/wps\\_rev/rev\\_2021/data/rev21j03.pdf](https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2021/data/rev21j03.pdf)）。

<sup>90)</sup> なお、EUR. SEC. & MKTS. AUTH., *supra* note 85, ¶192は、取引が分散型台帳に記録されるため、全ての取引を検証・承認する時間がかかるほか、ガス代と呼ばれる手数料を支払わなければならないデメリットがあると指摘する。

<sup>91)</sup> IOSCO 2022 REPORT, *supra* note 32, at 9.

<sup>92)</sup> *Id.* at 14.

<sup>93)</sup> オラクルの定義について、本稿の脚注（74）参照。

<sup>94)</sup> *See id.* なお、ここで注意すべきは、分散型取引所が第三者を介さずに利用者同士に直接やりとりさせるシステムであるが、その分散化された部分は取引の実行と決済だけにとどまる。すなわち、完全な分散は行われておらず、ある分散型取引所にはプロトコルの開発者またはエコシステムの管理者が存在しているという点について、野口編・前掲注（71）169-170頁〔白澤光音＝田椽史也〕参照。

他方、自動化されたマーケットメーカー型は、取引板で買い手と売り手をマッチングするかわりに、利用者が所有しているステーブルコイン等をその取引所のスマートコントラクトに預け入れることで流動性プールを構成した上で、他の利用者にその流動性プールにおける交換したい暗号資産を自身のステーブルコイン等と交換させる方法である<sup>95)</sup>。

## 第2款 取引類型

上記の取引所の取引方法からみれば、取引所には様々な取引類型がある。そして、ステーブルコイン等の現物取引の方法を分析することにより、取引種類は「ステーブルコインの売却」、「ステーブルコインの交換」および「ステーブルコインによる他の取引」に大きく分けることができる。以下では、これらの取引種類を取り上げて説明する。

### 第1項 ステーブルコインの売却

ステーブルコインの売却は保有するステーブルコインを法定通貨に換金する取引である。ステーブルコイン等を売買するためには、利用者はあらかじめ中央集権型取引所の口座を開設し、法定通貨を入金・出金する金融機関の口座に接続しておく必要がある。そして、利用者が一連の取引を行った後に、ステーブルコインを売却し、中央集権型取引所に対して出金依頼をして登録された金融機関の口座へ送金する。

現在のところ、利用者が金融機関の口座を接続することができる取引所は中央集権型取引所だけである。分散型取引所の場合、プロトコルを開発してエコシステムを維持する管理者がいるものの、取引に係る実行と決済は全てブロックチェーン上で行われる。言い換えれば、分散型取引所を利用する利用者は取引所の口座開設と本人確認手続をせず、自分のプライベート・ウォレットをその分散型取引所に接続するだけですぐに取引を行うことができる。しかし、分散型取引所に金融機関の口座を接続できないため、利用者がステーブルコイン等を法定通貨に換金したい場合には、暗号資産交換業者を介さず個人間でステーブルコイン等を売買する（以下、「P2P取引」という）場合を除き、中央集権型取引所にステーブルコイン等を送金しなければならない<sup>96)</sup>。

### 第2項 ステーブルコインの交換

ステーブルコインの交換はステーブルコインと暗号資産を交換する取引である。利用者は中央集権型取引所の口座または自分のプライベート・ウォレットに保有するステーブルコインを暗号資産または異なる種類のステーブルコインに変換することで、その後の取引をスムーズにさせる。

ステーブルコインの交換をする場合、利用者は取引所の提供するステーブルコイン等のペアを利用して取引を行う。ステーブルコイン等のペアとは、一定交換比率で取引を行うステーブルコイン等の組み合わせである。例えば、利用者がステーブルコイン A を暗号資産 B と取引を行う際に、そのペアの形式が「A / B」となる。

---

<sup>95</sup> *Id.* at 14-15.

<sup>96</sup> See OECD, WHY DECENTRALISED FINANCE (DeFi) MATTERS AND THE POLICY IMPLICATIONS 54 (2022) [hereinafter OECD 2022 DeFi REPORT].

### 第3項 ステ이블コインによる他の取引

ステ이블コインによる他の取引には様々なものが広く含まれるが、一般的にステ이블コインで商品とサービスを購入することや給料を支払うこと<sup>97)</sup>、ステ이블コイン等を預け入れること<sup>98)</sup>といった類型を指す。以下、これらの取引の中で、中央集権型取引所又は分散型取引所にステ이블コイン等を供給する取引を取り上げて考察する。

まず、中央集権型取引所にステ이블コイン等を提供する場合についてである。この場合、利用者は指定されたステ이블コイン等の銘柄をその取引所に一定期間貸し出すことで、貸し出した銘柄や期間に応じて利得を受け取ることができる。例えば、日本での中央集権型取引所である GMO コインでは、利用者が銘柄と貸出期間と数量を選択して取引所にステ이블コイン等を貸し出して貸借料を得られる「貸暗号資産ベーシック」のサービスが提供されている<sup>99)</sup>。

次に、分散型取引所にステ이블コイン等を提供する場合についてである。この場合、利用者は分散型取引所の流動性プールにステ이블コイン等を預け入れることで、利得を得られる<sup>100)</sup>。詳しく述べれば、分散型取引所は利用者からステ이블コイン等を預かることはなため、ステ이블コイン等の流動性に欠けることから、高い利得を提供して利用者にステ이블コイン等を預け入れさせることで、流動性を促進し、より多くの利用者を誘致する。分散型取引所の流動性プールに流動性を提供する利用者は流動性供給者（liquidity provider, 以下「LP」という）と呼ばれる。LP は流動性プールに貢献したステ이블コイン等の数量の相対的な割合を追跡するための流動性供給者トークン（liquidity provider token, 以下「LP トークン」という）を受領することができる<sup>101)</sup>。この LP トークンは流動性プールに提供するステ이블コイン等の預り証明書のような役割を果たすほか、利得を受け取る権利を表章するものである<sup>102)</sup>。しかも、LP はいつでも流動性を解除する権利を持っているため、LP トークンを再び移転することで、提供していたステ이블コイン等を引き出すことができる。

ここで注意すべきは、実務上、LP が流動性を提供し利得を得る行為は「流動性マイニング」（liquidity mining）と呼ばれるが、流動性マイニングと非常に似た行為として「イールドファーミング」（yield farming）がある。イールドファーミングも流動性マイニングと同じように LP がステ이블コイン等を預け入れ、流動性プールに流動性を提供し、利得を得る行為である<sup>103)</sup>。両者の違いは、流動性マイニングは主に分散型取引所に流動性を提供するものを指すのに対して、イールドファーミングは分散型取引所だけでなく、あらゆる DeFi のプロジェクトに流動性を提供するものを広く指す点である<sup>104)</sup>。

<sup>97)</sup> OECD 2020 REPORT, *supra* note 1, at 27.

<sup>98)</sup> *Id.* at 50.

<sup>99)</sup> GMO コイン「貸暗号資産ベーシック」(<https://coin.z.com/jp/corp/product/info/lending/>)。

<sup>100)</sup> OECD 2022 DeFi REPORT, *supra* note 96, at 17.

<sup>101)</sup> 泉絢也「DeFi における暗号資産等のトークンの移転と課税：ブロックチェーン・スマートコントラクトを利用した分散型デジタル社会」税法学 589 号 159 頁, 174 頁（2023）。

<sup>102)</sup> 泉・前掲注（101）175 頁。

<sup>103)</sup> OECD 2022 DeFi REPORT, *supra* note 96, at 9.

<sup>104)</sup> Nightkrawler, *Passive income streams in DeFi - Staking, Yield Farming and Liquidity Mining*, BINANCE SQUARE (Feb. 27, 2023), <https://www.binance.com/en/feed/post/254778>.

### 第3節 ステープルコインの位置付け

第1節の検討によって、ステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型 SC が電子決済手段に該当し、暗号資産型 SC が暗号資産に該当するという資金決済法におけるステーブルコインの位置付けは基本的に明確になっている。しかしながら、法律上の概念が法律ごとに定義されるべきものである以上、このステーブルコインの概念は資金決済法上のものにとどまると考えられる<sup>105)</sup>。そして、租税法はステーブルコインを特段定義しておらず、その概念を用いる必要がある場合には解釈問題が生じるが、この時に「借用概念」としてその概念の本籍地からの定義及びその解釈に従うのが一般である<sup>106)</sup>。

しかしながら、租税法において借用できる法分野は原則として民商法に限られ、専門領域である規制法は租税法と異なる趣旨・目的を持っているため、規制法からの借用を認めることには慎重であるべきと考えられる<sup>107)</sup>。そこで、所得税法がステーブルコインの定義規定を織り込んでおらず、資金決済法の定義を借用できるかが問題となる。この点に関しては、所得税法 48 条の 2 が所得税法における暗号資産は資金決済法の定義によるものであると定めるため、暗号資産型 SC が暗号資産に該当するという点からみれば、所得税法における暗号資産型 SC の定義は資金決済法の定義によるものである。それゆえ、納税者の予測可能性と法的安定性という理由に鑑みれば、所得税法におけるデジタルマネー類似型 SC も資金決済法の電子決済手段の定義を借用できるはずであろう。

ただし、ここで注意すべきは、たとえ所得税法におけるステーブルコインの定義が資金決済法によるものであっても、資金決済法があくまでも業法的規制としてのルールであり、所得税法におけるステーブルコインの法的性質がそれによって決定されるわけでは決してない点である<sup>108)</sup>。そうであるがゆえに、所得税法においてステーブルコインの法的性質を改めて考え直す必要がある。そして、所得税法上のステーブルコインの法的性質を議論する際に、所得税法と他の学問分野の関係を考慮しなければならない。なぜなら、所得税法が市場における経済活動を課税の対象としており、その経済活動が私法により規律され<sup>109)</sup>、かつ、その経済活動が経済学に分析されるからである<sup>110)</sup>。すなわち、所得税法は私法や経済学との密接な関連性を有している。それゆえ、所得税法での課税関係を考察するには、ステーブルコインの私法上の意義はもちろん、ステーブルコインの経済学上の意義と理論を全く参照しないことはありえない<sup>111)</sup>。

<sup>105</sup> 片岡義広「仮想通貨の法的性質」酒井克彦編『キャッチアップ仮想通貨の最新税務：30 年分申告・31 年度改正対応』106 頁、106-107 頁（ぎょうせい、2019）。

<sup>106</sup> 片岡・前掲注（105）107 頁。

<sup>107</sup> 佐藤・前掲注（4）515 頁；金子・前掲注（4）126 頁。

<sup>108</sup> 酒井克彦「仮想通貨の最新税務：はしがき」酒井編・前掲注（105）iii 頁。

<sup>109</sup> 金子・前掲注（4）129 頁。

<sup>110</sup> 中里実「租税法と市場経済取引」『租税史回廊』234 頁、236-237 頁（税務経理協会、2019）〔初出 2003〕；金子・前掲注（4）34 頁、39 頁。

<sup>111</sup> 錦織康高「租税法における Law & Finance」金子宏監修・中里実ほか編『現代租税法講座（第 1 巻）：理論・歴史』207 頁、208 頁（日本評論社、2017）。さらに、中里実「租税と経済理論」『租税史回廊』71 頁（税務経理協会、2019）〔初出 2016〕は、課税対象である経済取引の正確な理解が必要であり、経済学と私法との両方の知識が重要なのは当然のことであるという点を指摘する。

さらに付言すると、所得税法の課税要件を解釈するにあたっては、私人の予測可能性と法的安定性の確保を理由に、その文言の意義は私法上の意義を借用し、それと同じ意味内容に解釈すべきであると考えられる<sup>112)</sup>。ただし、もしその文言の意義がその文理解釈によって民法上の意義や経済学上の意義という複数の解釈可能性が存在する場合、経済学上の用語の意義が所得税法の課税要件に関する解釈にどのような影響を与えるかが問題となる。この問題について、錦織康高はこの場合に経済学から解釈の指針を提示できるとする<sup>113)</sup>。詳しく述べれば、民法上の意義と経済学上の意義のいずれを採用するかによって、所得税法における異なる効果が生じるとして、どちらの解釈が社会にとってより有益な影響をもたらすかを検討した上で、所得税法はより望ましい社会を実現する解釈をとるべきとする。したがって、所得税法の課税要件を解釈するにあたっては、経済学と私法の概念を十分に理解し、経済学と私法の成果を正面から踏まえる必要がある<sup>114)</sup>。

以上のように考えると、今までの経済学と民法における暗号資産をめぐる議論をステーブルコインに当てはめれば、ステーブルコインは金銭か物かという疑問が生じることとなる。そこで、以下ではこの疑問に沿って、経済学と民法におけるステーブルコインの位置付けを検討することとする。

## 第1款 経済学上の位置付け

金銭に関連した用語として「金銭」、「貨幣」、「通貨」等の用語が使われるが、経済学においては、「金銭」という用語があまり用いられず、「貨幣」という用語が用いられる<sup>115)</sup>。よって、この部分では「貨幣」という用語を「金銭」の意味として用いることとする。

### 第1項 貨幣

#### 1 定義

経済学の貨幣理論においては、「貨幣法制説」と「貨幣商品説」という相反する二つの学説が常に示されてきた。前者は、貨幣とはそれ自体が商品としての価値を持つ必要はなく、共同体の申し合わせや君主の勅令、市民の社会契約、国家の立法にその起源を求めるものである<sup>116)</sup>。それに対し、後者は、貨幣とはそれ自体価値を持つ商品が、人々の間の交換活動を経て自然発生的に一般的な交換手段へと転化したとするものである<sup>117)</sup>。

貨幣商品説が影響力を強めていったことに伴い、貨幣商品説は定説の位置を占めるようになったものの<sup>118)</sup>、岩井克人は「貨幣法制説」と「貨幣商品説」が両者ともに「神話」でしかないと言う同時に、「無限の循環論法」という考えを示した。無限の循環論法は、他のすべての商品に直接的な交換可能性を与えると同時に、他のすべての商品から直接的な交換可能

<sup>112)</sup> 佐藤・前掲注(4) 508-509頁。

<sup>113)</sup> 錦織・前掲注(111) 230頁。

<sup>114)</sup> 中里・前掲注(110) 237頁。

<sup>115)</sup> 中里実「租税法と金銭」『タックスシェルター』56頁、56-59頁(有斐閣, 2002)〔初出2000〕。

<sup>116)</sup> 岩井克人『貨幣論(初版)』88頁(筑摩書房, 1998)。

<sup>117)</sup> 岩井・前掲注(116) 87-88頁。

<sup>118)</sup> 岩井・前掲注(116) 90頁。

性を与えられることが貨幣と商品の間で繰り返されることを通じて、貨幣という存在を示す<sup>119)</sup>。

無限の循環論法に支えられている貨幣が貨幣であるのは、それが貨幣であるからなのである<sup>120)</sup>。すなわち、貨幣が貨幣としての役割を果たすためには、貨幣法制説の主張した外部的な権威や貨幣商品説の主張した実体的な価値を持つ商品といった実体的な根拠は何も必要とはしていないのである。そして、貨幣という存在は、社会的に認められていさえすれば、一枚の紙切れでも、コンピューターの記憶装置に電磁気的に書き込まれた貨幣単位の情報コードでも、どのようなものでもよい。しかも、その貨幣は一つの自己完結した商品世界において唯一の媒介として存在している<sup>121)</sup>。

岩井克人の主張を整理すれば、貨幣とは、その商品世界における財貨の購入または役務の提供を受ける場合に、これらの対価を弁済するものとして、人々に幅広く受け入れられるものであり、使われるものであるということになる。

## 2 機能

上述のいずれかの学説を採用しても、貨幣としての機能については、価値尺度<sup>122)</sup>、価値保蔵<sup>123)</sup>及び交換手段<sup>124)</sup>という3機能を備えていると考えられる<sup>125)</sup>。

ここで注意すべきは、なぜ貨幣が人々に交換の媒体として使われるかという問題である。これは、貨幣が交換手段となるための必要条件として、この媒体の価値が疑われることなく額面通り取引可能である「問答無用」（直訳）（the no-questions-asked, 以下「NQA 原則」と

<sup>119)</sup> 岩井・前掲注（116）60-61 頁。

<sup>120)</sup> 岩井・前掲注（116）70 頁。

<sup>121)</sup> 岩井・前掲注（116）70-71 頁。

<sup>122)</sup> 価値尺度の機能は、交換された商品の価値を一元的に表示する機能である。すなわち、もし財・サービスの価値を測る尺度がなければ、バーター取引において商品と商品が交換される際に、価値の計算問題が起こりうる。そして、取引の価値計算は、取引商品種類の増加に伴い、計算方法が複雑になり、最終的に取引の価値計算がほぼ不可能となる。そのため、貨幣を価値尺度として財・サービスとの交換比率を決めれば、市場上の商品の価値を計算することができ、取引の価値計算に関する困難が解決される。

<sup>123)</sup> 価値保蔵の機能は、一定の価値を少なくとも一時的に蓄える機能である。もし価値保蔵の機能がなければ、生産と取引の時間差に関わる課題が生じる。言い換えれば、バーター取引の場合では、商品を生産した時点とその商品を需要者と交換しようとする時点が必ずしも一致するとは限らないため、商品が生産されてから、実際に取引されるまでのタイムラグが生じる。そして、時間が経つにつれ、商品の価値が消耗され、結局商品の完全な価値を活かせなくなる。そのため、将来的な消費に使うため、貨幣は価値を蓄える機能がある。

<sup>124)</sup> 交換手段の機能は、すべての財・サービスと交換が可能であり、また、その交換の媒介物となる機能である。過去には人々が自分の生産した商品と他人の生産した商品との交換を行うため、自分のほしい商品を持っている人を探したほか、ちょうどその人が自分の持っている商品を欲しい時にのみ交換は成立するというバーター取引が行われていた。この状況はいわゆる「欲望の二重の一致」（double coincidence of wants）と呼ばれる。しかしながら、生産過程をいくつかの部門に分けて作業を分担して行う分業体制が導入されるにつれ、「欲望の二重の一致」はますます困難になるほか、探す時間という取引コストも大きくなる。そこで、貨幣は当事者間で不一致であった商品需要を解消するため、交換の媒介として使うことができるという機能がある。

<sup>125)</sup> 畠山久志「仮想通貨と法的規制」林康史編『貨幣と通貨の法文化』21 頁、22-23 頁（国際書院、2016）。

いう) という特別な性質を持っているからである<sup>126)</sup>。簡潔に言えば、NQA 原則とは、他の保証を提示せず、取引の相手方がその額面通りに受け入れるという原則である<sup>127)</sup>。他方、もし NQA 原則を満たさなければ、その媒体の額面金額が発行者の信用に依存する場合、取引の当事者はその媒体の額面金額を徹底的に調査するというデューデリジェンス (due diligence) を行う必要がある<sup>128)</sup>。この場合、取引の当事者が取引ごとに相手方から提示された媒体の価値を確認する必要があるため、高額のコストがかかり、市場の効率性が低くなるほか、経済活動に支障を来すことになる<sup>129)</sup>。そこで、この状況を避けるため、ある媒体が交換手段として使われるためには、NQA 原則という条件を満たす必要がある。

そして、経済学者は NQA 原則を満たすかどうかを判断するために、経済モデルにより、その媒体と NQA 原則との距離を「d」と定義する。また、距離 d と「コンビニエンス・イールド<sup>130)</sup>」(convenience yield) との間には直接的な関係があるとする<sup>131)</sup>。この関係については、距離 d とコンビニエンス・イールドには負の相関があるため、コンビニエンス・イールドが小さければ小さいほど、距離 d が大きくなる<sup>132)</sup>。そして、距離 d が大きくなれば、NQA 原則との距離が遠くなる。つまり、NQA 原則という条件を満たさない傾向がある。

## 第 2 項 ステープルコインに関する検討

ステーブルコインが政府ではない会社から発行されたものであるため、貨幣の定義及び機能を満たすかを改めて検討する必要がある。よって、以下ではステーブルコインの種類を分けて貨幣の定義と機能の観点から検討する。

### 1 デジタルマネー類似型 SC

デジタルマネー類似型 SC については、貨幣の定義との関係で、商品世界における財貨の交換又は役務の提供に係る対価を弁済することができるとしても、人々に広く受け入れられているのかという問題がある。しかしながら、この定義から生ずる問題を考察する際に、定義自体は何の判断基準も示していないため、判断の根拠として機能の概念に頼らざるを得ない。そして、人々に広く受け入れられているのかという点は、機能上の交換手段に当たるかという点に対応すると思われる。なぜなら、両者は取引の相手方がその媒介の額面通りに受け入れるかという点を検討するものだからである。そして、交換手段という機能を有するか

<sup>126)</sup> Gary B. Gorton & Jeffery Y. Zhang, *Taming Wildcat Stablecoins*, 90 U. CHI. L. REV. 909, 917-18 (2023).

<sup>127)</sup> *Id.* at 911-12.

<sup>128)</sup> 中里・前掲注 (115) 72 頁。

<sup>129)</sup> Gary B. Gorton et al., *Making Money* 2-3 (Nat'l Bureau of Econ. Research, Working Paper No. w29710, 2023); Burke, *supra* note 51, at 134.

<sup>130)</sup> コンビニエンス・イールドとは、政府発行ではない媒体の金利と、政府が価値を裏付ける法定通貨を使った時に得られる金利の差分を示す。そして、コンビニエンス・イールドが大きいほど距離 d が小さくなり、その媒体の便益が高まり、政府発行の貨幣に近い、すなわち幅広く受けられるようになると考えられる。この点について、小栗洵子「海外論文 SURVEY(116)『お金』はつくれるか? ステープルコインのお金らしさを測定する: Gorton, G. B., Ross, C. P. and Ross, S. Y. (2022) "Making Money," NBER Working Paper, No.29710」経済セミナー730号112頁, 112-113頁 (2023); Gorton & Zhang, *supra* note 126, at 911-12 参照。

<sup>131)</sup> Gorton et al., *supra* note 129, at 3.

<sup>132)</sup> *Id.* at 31; 小栗・前掲注 (130) 112 頁。

どうかは、NQA 原則を満たすか満たさないかを判断することになる。つまり、NQA 原則が満たされるかによって、人々に広く受け入れられるという要件の充足を判断できる。

それゆえ、この問題を解くために、経済学者は USDT や USDC, DAI といった 44 種類のステーブルコイン等をサンプルデータとするほか、「CoinGecko」という暗号資産に関するデータプロバイダーと三つの暗号資産取引所から得た 2014 年 9 月から 2021 年 7 月までのステーブルコイン等の価格、貸出率のデータを用いて実証分析を行っている<sup>133)</sup>。この分析結果によると、コンビニエンス・イールドは負であり、NQA 原則との距離  $d$  は正である<sup>134)</sup>。言い換えれば、現時点でステーブルコイン等は媒介として幅広く受け入れられる性質が依然として低いと考えられるため、デジタルマネー類似型 SC は NQA 原則という条件を満たさず、交換手段という機能を備えていない。したがって、デジタルマネー類似型 SC は経済学の貨幣に該当しないと考えられる。

なお、実証分析とは統計データを用いて検証する方法である。確かに、調べたい対象である母集団から実際に調査を行う標本 (sample) を抽出する方法や仮説検定 (hypothesis testing) の設計内容が、その分析結果に影響を与えるため、実証分析による客観的な分析結果は存在しないとも思われる。しかしながら、ステーブルコインに関する課税という新たな課題に対しては、その分析結果を参考にしない理由はないため、本稿では上記実証分析の結果を採用することとする。

## 2 暗号資産型 SC

暗号資産型 SC には、様々な類型があるため、それぞれについて考察する必要がある。まず、暗号資産型 SC のうち、資産参考型は単一あるいは複数の法定通貨やコモディティ、暗号資産等を裏付けとすることでその価値を安定させるものについてである。これらのうち、暗号資産を裏付資産として価格の変動を抑えるような種類は、その価値が裏付資産である暗号資産の価格変動の影響を受けるため、貨幣の価値保蔵の機能を備えていないと思われる。

次に、暗号資産型 SC のうち、金などのコモディティを裏付資産としてその価値を安定させるものは、価値保蔵の機能を備えていたとしても、デジタルマネー類似型 SC と同じように NQA 原則という条件を満たさず、交換手段の機能を備えていない。

最後に、暗号資産型 SC のうち、無担保型についてである。これは、法定通貨や暗号資産などの資産を裏付けにせず、アルゴリズムでステーブルコインの流通量を調整して価格を安定させるものであるため、信用不安が広がる時に、UST と同じようにその価格が暴落するおそれがある。無担保型のステーブルコインの信頼性に対する懸念がある以上、この種類は貨幣の価値保蔵の機能を備えていないと言える。従って、暗号資産型 SC はどのような形で価値を安定させたとしても、経済学の貨幣に該当しないと思われる。

なお、この部分では上記の機能が満たされず、価値尺度の機能については検討していないが、次款において価値尺度に類似する価値単位という金銭の構成要素について検討を加えるため、本款では説明を省略することとする。

---

<sup>133)</sup> *Id.* at 20-23; 小栗・前掲注 (130) 114-115 頁。

<sup>134)</sup> *Id.* at 31; 小栗・前掲注 (130) 115-116 頁。

## 第2款 民法上の位置付け

民法上、ステーブルコインがどのように評価されるかという点については、従前の暗号資産に関する議論の内容を参考にすると、「金銭」と「金銭以外」と評価するものがある<sup>135)</sup>。

民法の概念は、「物」「人」及び「金銭」という基本的な構成要素と、その構成要素からなる「人」の「物」に対する支配権である「物権」、「人」の他の「人」に対する請求権である「債権」及び人の物権や債権などの権利に対する支配権である財産権という法律関係によって構成されるものである<sup>136)</sup>。そのため、ステーブルコインの民法上の位置付けを検討する際に、「ステーブルコインそれ自体」（構成要素）と「ステーブルコインが表章する権利」（法律関係）を峻別すべきと考えられる<sup>137)</sup>。以下では、「ステーブルコインそれ自体」に関連する「金銭」と「金銭以外」の概念を説明する。そして、ステーブルコインそれ自体が民法上何であるかという点と、ステーブルコインが表章する権利は何であるかという点を考察することとする。

### 第1項 金銭

民法においても金銭に関連した用語としては様々なものがある。一般的に「金銭」という用語が使われることが多いが、これらの用語が体系的に整理されず、「通貨」、「貨幣」、「資金」等が用いられている状態にある<sup>138)</sup>。また、暗号資産ひいてはステーブルコインは強制通用力がなく受領を拒絶できるため、これらは法律上の通貨ではないと説明されてきたが<sup>139)</sup>、この考え方はステーブルコイン等が政府の発行した貨幣又は銀行の発行した銀行券ではないことを意味するにとどまり、通貨自体ひいては金銭の法的概念が一体何かということ

<sup>135)</sup> 得津晶「日本法における仮想通貨の法的諸問題：金銭・所有権・リヴァイアサン」法学 81 巻 2 号 149 頁，154-155 頁（2017）；森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情 2095 号 14 頁，15-23 頁（2018）；片岡義広「再説・仮想通貨の私法上の性質：森田論文を踏まえた私見（物権法理の準用）の詳説」金融法務事情 2106 号 8 頁，9 頁（2019）；加毛明「仮想通貨の私法上の法的性質：ビットコインのプログラム・コードとその法的評価」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』1 頁，14-24 頁（2019）；小山泰史「民法学のあゆみ加毛明『仮想通貨の私法上の法的性質：ビットコインのプログラム・コードとその法的評価』」法律時報 92 巻 11 号 142 頁，143-144 頁（2020）。

<sup>136)</sup> 片岡義広「仮想通貨の私法的性質の論点」LIBRA2017 年 4 月号 12 頁，（2017）13 頁。

<sup>137)</sup> 片岡・前掲注（136）13 頁。さらに、森下哲朗「仮想通貨に関する国際的な法的問題に関する考察」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』53 頁，75 頁（2019）においても、トークンと物権法的な問題に関する準拠法を検討する際に、トークンが表示する権利とトークンの関係を区別してはじめて、そのトークンが表示する権利に関する問題がどの準拠法により決定されるかという問題を検討できるとする。なお、紙幣を例とすると、紙幣それ自体は特殊な動産である紙であるが、その紙幣が表章する権利は金銭の「占有＝所有」という支配権である物権であると思われる。

<sup>138)</sup> 古市峰子「現金，金銭に関する法的一考察」金融研究 14 巻 4 号 101 頁，102-103 頁（1995）。さらに、本稿では、金銭，貨幣及び通貨という用語を異にする視点から考察することとする。

<sup>139)</sup> 片岡・前掲注（135）14-18 頁；さらに、参議院「質問主意書：第 186 回国会（常会）」（2014 年 3 月 18 日）（<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/syuisyo.htm>）（ビットコインに関する再質問主意書に対する答弁書において、ビットコインについて強制通用力を認めている外国が存在しない限り、ビットコインが外国の通貨と同様の性質を持つと解することは困難であるとする。すなわち、外国がビットコインをはじめとした暗号資産を通貨として認めない限り、暗号資産が通貨ではないという政府見解が示されている。）参照。

説明することはできない。そのため、これらの用語が判然としない現状においては、金銭の概念を民法上の学説と条文から改めて検討する必要がある。

## 1 意義と体系

民法には金銭に関連した規定が数多くあるが<sup>140)</sup>、金銭の意義を定めず<sup>141)</sup>、民法からその定義を導き出すことは難しいと考えられる<sup>142)</sup>。「貨幣国定学説」と「貨幣社会学説」という二つの説がこれまで示されていた。前者は、民法上の金銭を国家が定めた貨幣単位と国家や中央銀行が発行した通貨に限定するものである<sup>143)</sup>。これに対し、後者は、金銭を国定の貨幣単位以外に私人によって創設され、社会によって受容された貨幣単位とそれを表象した通貨も含むとするものである<sup>144)</sup>。これに対し、和田安夫は、金銭が法的現象であるか、それとも経済的現象であるかという二者択一的議論が日本の民法上の議論としてそれほど強くはなく、両側面を承認しつつ法的構成がなされているとする<sup>145)</sup>。実際、この考え方に関しては、海外の文献において類似するものがある。例えば、Georg F. Knapp氏は、金銭は単純に法的に認められた創出物ではなく、その法的構成を国家の政治が作り出した現実に合わせて創出物であるとする<sup>146)</sup>。かくして、金銭は経済（または現実）と法との複合的存在ということであると考えられるのである<sup>147)</sup>。

また、Knapp氏は、金銭は歴史の中で極めて様々な形態をとって現れたため<sup>148)</sup>、金銭の形態ひいては種類を体系的に理解すれば、金銭の「発生的分類」と「機能的分類」という二つの類型を区別しておかなければならないとする<sup>149)</sup>。このうち、発生的分類については、「金

<sup>140)</sup> 例えば、民法債権編における金銭に係る条文については、債権の目的（399条）や金銭債権（402条）、債務不履行による損害賠償の方法（417条）、交換（586条）、消費貸借（587条）、消費寄託（666条）といった規定がある。

<sup>141)</sup> 和田安夫「名目的金銭債務論」民商法雑誌99巻2号171頁、181頁（1988）；さらに、金銭の定義を定めないため、条文ごとでその金銭の意義を異にする可能性がある。例えば、民法586条が「金銭の所有権」と書いてある以上、ここでの金銭は有体物である一方、同399条の「金銭ニ見積ル」、同417条の「金銭ヲ以テ其額ヲ定ム」では、金銭という用語が有体物よりその価値に着目していると考えられることを指摘するものとして、古市・前掲注（138）139-140頁参照。

<sup>142)</sup> 古市・前掲注（138）104頁。

<sup>143)</sup> 川地宏行「金銭債務の弁済と通貨の役割：民法の視点から」法学セミナー813号10頁、15頁（2022）。なお、この学説によれば、日本での金銭は法定通貨と同義であり、法定通貨は通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（以下「貨幣法」）2条3項による貨幣（鑄造貨幣、すなわち硬貨）と銀行券を含む。つまり、「金銭＝法定通貨＝銀行券＋貨幣」という関係が成り立つ。

<sup>144)</sup> 川地・前掲注（143）15頁。なお、この学説によれば、金銭は法定通貨だけでなく、強制通用力のない通貨（いわゆる外貨）その他の自由貨幣をも含む。つまり、「金銭＝法定通貨＋自由貨幣」という関係が成り立つ。なお、本稿では特に断らない限り、通貨という語を、それぞれの国家と中央銀行から発行された貨幣を指すものとして用いることとする。

<sup>145)</sup> 和田・前掲注（141）180頁。

<sup>146)</sup> Georg F. Knapp（小林純＝中山智香子訳）『貨幣の国家理論』47-48頁（日本経済新聞、2022）。なお、ここで注意すべきは、その訳書の題目は「貨幣」という語も用いているが、その原書の題目は「Staatliche Theorie des Geldes」、すなわち「金銭の国家理論」という意味である。そこで本稿では、その訳書に特に「währung」（すなわち貨幣）と明示されていない限り、その訳書の貨幣という用語を金銭（geldes）を指すものとして用いることとする。

<sup>147)</sup> 和田・前掲注（141）180頁。

<sup>148)</sup> Knapp（小林＝中山訳）・前掲注（146）20頁。

<sup>149)</sup> Knapp（小林＝中山訳）・前掲注（146）49頁。さらに、「発生的分類」と「機能的分類」の関係

銭素材発生的」(hylogenisch; metalloplatic)と「自己発生的」(autogenisch; not metalloplatic)という二つの種類に分ける。前者は金や銀といった材料そのものに価値があるだけでなく、これらを支払材料として利用する際に、金銭が生まれる類型を指す<sup>150)</sup>。これに対し、後者は金銀以外の金属板片でも紙製板片でもどんな姿でも構わず、それが支払材料として流通して、金銭が生まれる類型を指す<sup>151)</sup>。

他方、機能的分類として、民間受領支払における受領義務、すなわち一般的受領義務の有無という視点からみれば、金銭は「義務的金銭」(obligatorische geldarten; obligatory)と「任意的金銭」(fakultative geldarten; facultative)に分けられる<sup>152)</sup>。そして、任意的金銭の場合、一般的受領義務がないため、受領者はその金銭で弁済されることに合意を表明しなければならない<sup>153)</sup>。また、義務的金銭の場合、国家が国家行政により、ある種類 of 金銭に受領を強制する効果を与え、一定の限度額を超えて支払う時でもその受領を強制できる金銭は「本位貨幣」(währungsgeld; valuta money)と呼ばれる<sup>154)</sup>。これに対し、本位貨幣以外の金銭は全て「補助貨幣」(akzessorisches geld; accessory money)と呼ばれる<sup>155)</sup>。以上のような分類によれば、たとえ世の中の金銭が様々な形態をとっているとしても、体系的には金銭(geldes; money)は貨幣(währung; currency)の上位概念であるということになる<sup>156)</sup>。

## 2 構成要素

金銭は常に強制通用力を付与されたものと捉えられるが、上述の体系からみれば、強制通用力のないものも金銭の概念に含まれる。すなわち、強制通用力は金銭の構成要素ではないと考えられる<sup>157)</sup>。そして、金銭の構成要素は何かを考えれば、森田宏樹は「価値単位」と「支払単位」を金銭の構成要素として理解している。詳しく述べれば、ある物の価値を金銭に評価する際に、それを金銭の抽象的な価値それ自体によってそのままに評価できず、円などの特定の尺度に依拠した数額に評価しなければならない<sup>158)</sup>。その際に、あらゆる財産の価値を評定しうるような最小の公分母は金銭の価値単位と称される<sup>159)</sup>。これに対し、支払単位

---

は相互に影響し合う関係ではなく、それらの内容が異なる視点から独自に判断されるものとして、Knapp(小林＝中山訳)・前掲注(146)103頁参照。

<sup>150)</sup> Knapp(小林＝中山訳)・前掲注(146)45頁。

<sup>151)</sup> Knapp(小林＝中山訳)・前掲注(146)45頁, 71-72頁。

<sup>152)</sup> Knapp(小林＝中山訳)・前掲注(146)99頁。

<sup>153)</sup> Knapp(小林＝中山訳)・前掲注(146)99頁。

<sup>154)</sup> Knapp(小林＝中山訳)・前掲注(146)104-105頁, 108-110頁。

<sup>155)</sup> Knapp(小林＝中山訳)・前掲注(146)104頁。なお、現在のところ、日本での本位貨幣は「銀行券」とそれぞれ20枚までを限度とする「硬貨」であり、補助貨幣は外国通貨を含む「自由貨幣」と額面価格の二十倍を超える「硬貨」である。そして、なぜ硬貨は20枚までの制限があるかといえば、貨幣法7条により硬貨はそれぞれ20枚までを限度として強制通用力を有するからである。

<sup>156)</sup> なお、古市・前掲注(138)103頁の脚注3において、貨幣法の改正により本位貨幣が廃止された際に、補助貨幣という用語が適当でないとして従来の補助貨幣がそのまま貨幣という用語になったのであるという記述があるが、本稿では特に断らない限り、貨幣という語を、補助貨幣だけでなく本位貨幣をも含む広い概念を指すものとして用いることとする。

<sup>157)</sup> 和田・前掲注(141)186頁。

<sup>158)</sup> 森田宏樹「電子マネーの法的構成(2): 私法上の金銭の一般理論による法的分析」NBL617号23頁, 23頁(1997)。

<sup>159)</sup> 森田・前掲注(158)25頁。

とは、それを移転することにより、価値単位によって評価された価値を目的とする債務<sup>160)</sup>を消滅させる効力、すなわち債務免責力という価値的権能を有するものである<sup>161)</sup>。

また、日本の場合には、一般的に価値単位と支払単位はともに「円」という同一単位で表章されているため、その乖離があまり発生しないが、実際には価値単位と支払単位の乖離が生じうる<sup>162)</sup>。そして、価値単位と支払単位の乖離が生じた際に支払われた「貨幣媒体<sup>163)</sup>」に債務免責力を認めることができるかが問題となる。この点については、民法 402 条 1 項の趣旨に鑑みれば、金銭債務において債務者が各種の通貨の中から任意の選択により支払うことができる。すなわち、金銭債務において当事者の目的となっているものは、金銭自体に対する価値よりも、その金銭が媒体として表章している価値そのものであるため、当事者はどの種類の通貨によって支払われるのかではなく、支払われる金額に相当する価値にこそ重点を置いている<sup>164)</sup>。つまり、通常金銭債務において、債務の目的と債務者のなした給付が一致せず、価値単位と支払単位の乖離が生じた場合であっても、その支払われた貨幣媒体に債務免責力を認めることができる<sup>165)</sup>。

## 第 2 項 金銭以外

### 1 物

民法 85 条は所有権の客体である物を有体物に限定している。有体物とは、物理学上の有形物を意味し、液体、気体及び固体といった空間の一部を占めて有形的存在を有するものである<sup>166)</sup>。それゆえ、債権などの権利や電気などのエネルギー、自然力といった概念は無体物に当たるため、原則として有体物とはされない。

### 2 財産

過去には、財産という概念は土地その他の有体物をほぼ同義と捉えたが、現代の科学技術の発展に伴い、このような古典的な見方から、財産とは経済的な価値そのものあるいは経済

---

<sup>160)</sup> この債務は金銭債務を指す。そして、金銭債務は価値単位によって表示された一定の価値を目的として、それに相応する支払単位の給付によって消滅する債務であるとするものとして、磯村保編『新注釈民法（8）債権（1）』129-130 頁〔北居功〕（有斐閣, 2022）参照。

<sup>161)</sup> 森田・前掲注（158）25 頁。

<sup>162)</sup> 森田・前掲注（158）25 頁。

<sup>163)</sup> 森田・前掲注（135）18 頁は、支払単位それ自体は抽象かつ観念的な価値的権能であるから、その移転を法的に可能とするためには、その価値がある者に排他的に帰属している状態を創り出すことが必要になるとする。そのために、社会において一定の支払単位が組み込まれたものと合意され、かつ、それを通じて価値の帰属を実体的にトレースすることを可能とするような一定の媒体を認めなければならない。このような媒体を「貨幣媒体」と称するという記述がある。こうしてみれば、価値単位と支払単位の乖離は、その金銭債務の価値単位と支払単位の組み込まれた媒体の価値単位が異なることであると思われる；なお、森田・前掲注（158）29 頁の脚注 33 は、その通貨という用語に法定通貨と自由貨幣をともに含むため、そこで使われる通貨の範囲は本稿の貨幣の範囲と同じであると思われる。そのため、本稿では森田教授が使った「通貨媒体」という用語を「貨幣媒体」に変えることとする

<sup>164)</sup> 磯村編・前掲注（160）124-125 頁。

<sup>165)</sup> 磯村編・前掲注（160）130 頁。

<sup>166)</sup> 大森政輔ほか編『法令用語辞典（第 11 次改訂版）』748 頁（学陽書房, 2023）。

的価値を生み出すものであるという考え方への転換が行われている<sup>167)</sup>。さらに、この新たな財産の概念には、有体物だけでなく、債権などの権利や知的創作物、経済的価値を有する無体物も含まれる<sup>168)</sup>。それゆえ、財産とは経済的価値があるものをいうとされる<sup>169)</sup>。

### 第3項 ステープルコインに関する検討

上述の理解に基づき、以下では「ステープルコインそれ自体」と「ステープルコインが表章する権利」をデジタルマネー類似型 SC と暗号資産型 SC それぞれについて検討する。

#### 1 デジタルマネー類似型 SC

##### (1) デジタルマネー類似型 SC それ自体

###### a. 財産

まず、デジタルマネー類似型 SC それ自体が民法上の財産である。ステープルコインの定義によると、ステープルコインそれ自体が電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものであるため、民法 151 条 4 項括弧書にいう「電磁的記録」に該当すると考えられる<sup>170)</sup>。すなわち、デジタルマネー類似型 SC それ自体がデータとして存在するにすぎず、無体物であるため、民法上の物には当たらないと思われる<sup>171)</sup>。しかしながら、たとえデジタルマ

<sup>167)</sup> 森田宏樹「財の無体化と財の法」吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学（初版）』85 頁，85 頁（商事法務，2014）。

<sup>168)</sup> 無体物の概念について、ボワソナード草案財産編 6 条 3 項及び旧民法財産編 6 条 3 項は、無体物を「無体物トハ智能ノミヲ以テ理會スルモノヲ謂ふ」と定義したうえで、「即チ左ノ如シ」として、「第一 物権及ビ人権」、「第二 著述者、技術者及ビ発明者ノ権利」、「第三 解散シタル会社又ハ清算中ナル共通ニ属スル財産及ビ債務ノ包括」を挙げていた。しかも、これらは限定列挙ではなく、無体物の例示にすぎないとされるため、権利以外も上記の基準を充たすものは無体物に含まれることになると考えられることを指摘するものとして、森田・前掲注（167）88 頁参照。

<sup>169)</sup> 片岡・前掲注（135）10 頁。

<sup>170)</sup> 民法 151 条 4 項括弧書による電子的記録について、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう」と定義する。

<sup>171)</sup> 暗号資産それ自体に対し、データとしての電磁的記録は有体性を欠くため、民法上の物には当たらないとするものとして、末廣裕亮「FinTech 深化に向けた制度のデザイン：新しい金融パラダイム実現のために（第 3 回）仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090 号 67 頁，68 頁（2017）；道垣内弘人「仮想通貨の法的性質：担保物としての適格性」道垣内弘人ほか編『社会の発展と民法学〔上巻〕』489 頁，494 頁（成文堂，2019）；得津・前掲注（135）164 頁；森田・前掲注（135）15 頁；加毛・前掲注（135）15 頁参照。東京地判平成 27 年 8 月 5 日公刊物未登載（平成 26 年（ワ）33320 号）も参照。その反面、田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み（上）マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて」金融法務事情 1995 号 52 頁，59 頁（2014）（アドレス（公開鍵ハッシュ値）と秘密鍵とが分かれば他のビットコインと区別・識別できるほか、ビットコインのこのような経済財としての性格を法性決定に反映させると、動産類似の「モノ」（民法 86 条 2 項類推）として取り扱うべきとすることを指摘する。）；森勇斗「暗号型財産の法的性質に関する「物」概念からの再検討：民法 85 条の趣旨に関する制定過程からの問いかけ；暗号通貨（仮想通貨）にかかる議論を踏まえ」一橋研究 45 巻 1・2 合併号 1 頁，14-17 頁（2020）（ある人がビットコインを移転すれば、他の人は利用できなくなり、これはハッシュ値によって不可逆ならしめられるのであるため、競合財である。そして、不可逆かつ改変不能な情報により構築された境界性は「物」

ネー類似型 SC それ自体が民法上の物に該当しないとしても、経済的価値があるものである以上、民法上の財産であると捉えることができよう。

## b. 金銭

デジタルマネー類似型 SC それ自体が民法上の金銭に当たるかについてである。金銭の体系に関する発生的分類においては、もしデジタルマネー類似型 SC それ自体が支払材料として流通すれば、これが無体物であるため、「自己発生的」に該当すると思われる。そして、機能的分類として、デジタルマネー類似型 SC それ自体に一般的受領義務がないため、「補助貨幣」に当たるほか、自由貨幣<sup>172)</sup>として捉えることができるかもしれない。しかしながら、体系上たとえデジタルマネー類似型 SC それ自体が金銭に当たる可能性があっても、金銭の構成要素についても検討する必要がある。

まず、支払単位の要件についてである。デジタルマネー類似型 SC の単位によって表示された数額を目的とする債務はもちろん、特定の種類の通貨による給付が合意されていない通常の金銭債務においては、支払われたデジタルマネー類似型 SC に相当する価値がある以上、それを移転することにより債務を消滅させる効力があると思われる。そのため、デジタルマネー類似型 SC に対する支払単位に債務免責力を認めることができよう<sup>173)</sup>。

そして、デジタルマネー類似型 SC が独自の尺度を採用しているとしても、それが価値単位であるかは別問題である。価値単位というのはあらゆる財産の価値を評定しうるような最小の公分母であり、交換された商品の価値を一元的に表示する尺度である。しかしながら、デジタルマネー類似型 SC でどのような取引が行われるかにかかわらず、デジタルマネー類似型 SC と交換される商品の評価額が常にその時点での法定通貨との交換レートに基づいて計算されてから、それぞれの価値に対応して両方の交換比率が決まっている。例えば、ステーブルコイン等のやり取りを行う世界（以下、「仮想世界」という）において<sup>174)</sup>、USDC の市場価値は 1 米ドルであり、ビットコインの市場価値は 3 万米ドルであるとする、3 万枚の USDC 対 1 枚ビットコインという交換レートは、直接的に USDC 自身の尺度を用いて計算するのではなく、間接的に米ドルという尺度を採用して決まっている。つまり、デジタルマネー類似型 SC は法定通貨の価値単位を価値尺度として用いられているにすぎないと考えられる<sup>175)</sup>。

---

の物理的な境界性より強固な性質があるため、物理的な境界性を持っている。最後に、秘密鍵の管理者が当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配していると認められる。以上の点からして、ブロックチェーンによる仮想情報無体物には「物」概念性が認められることを強調する。) 参照。さらに、佐久間毅『民法の基礎 2：物権（第 3 版）』12-13 頁（有斐閣、2023）において、民法制定の当時には、所有権を前提にして、人が排他的支配を及ぼせるのは有体物だけであると考えられたが、有体物であることは排他的支配が可能であることの条件の一つにすぎないという記述があるため、「物」概念の拡張を肯定している余地があるように思われる。

<sup>172)</sup> 自由貨幣とは債権者が任意に受領すれば金銭債務を消滅させることができるが、債権者に受領を強制することができない貨幣を指すものとして、川地・前掲注（143）12 頁。

<sup>173)</sup> 当然ながら、日本や外国の法定通貨の価値単位によって表示された金銭債務については、デジタルマネー類似型 SC の支払単位には債務免責力は認められないものとして、森田・前掲注（135）21 頁参照。

<sup>174)</sup> 藤岡祐治「暗号資産取引に対する課税のタイミング」税研 226 号 104 頁、108 頁（2022）は、暗号資産のやり取りを行う世界と現実世界を切り分けるという論点を指摘する。

<sup>175)</sup> 森田・前掲注（135）22 頁。

したがって、デジタルマネー類似型 SC については価値単位を認めることができないため、デジタルマネー類似型 SC は民法上の金銭に該当しないと思われる。

なお、たとえ現時点でデジタルマネー類似型 SC はステーブルコイン等の仮想世界にも我々存在する現実世界にも価値単位としての構成要素が認められないとしても、仮に将来的に法定通貨の価値単位を価値尺度として用いておらず、そのデジタルマネー類似型 SC 自身の尺度を採用すれば、民法上の金銭に該当しうるとと思われる。

## (2) デジタルマネー類似型 SC が表章する権利

### a. 財産権

まず、財産権とは、処分することを得べき利益を目的とする権利であり、一般的には物権、債権、その他の排他的な帰属関係を広く包摂する権利とされる<sup>176)</sup>。この概念に鑑みれば、デジタルマネー類似型 SC が表章する権利を財産権と捉えることができると思われる。なぜなら、デジタルマネー類似型 SC は不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であり、売買は「財産権」の移転をその本質的な要素とする契約だからである<sup>177)</sup>。すなわち、もしデジタルマネー類似型 SC が財産権に当たるのであれば、法的には首尾一貫性や法体系の整合性を維持できない<sup>178)</sup>。

### b. 債権

ビットコインをはじめとする暗号資産は発行者の存在を前提としないため、発行者を債務者とする債権として構成することはできないと考えられる<sup>179)</sup>。しかしながら、デジタルマネー類似型 SC は発行者が存在しているほか、利用者が発行者に償還請求権を行使できる。そのため、そのデジタルマネー類似型 SC が表章する権利を債権と捉えることができよう<sup>180)</sup>。

## 2 暗号資産型 SC

---

<sup>176)</sup> 「所有権」概念は使用、収益及び処分という有体物から経済的効用を引き出す権能の総和としてその客体面から捉えられる一方、人に財産が排他的に帰属する関係という主体面から理解されるという所有権の主観的理解もある。しかしながら、レベルを異にする二つの所有権概念が混在することは議論の混乱を招くおそれがあるため、物権、債権その他の排他的な帰属関係が認められる財産的利益は「財産権」と呼ばれるものとして、森田・前掲注(135) 16 頁；森田・前掲注(167) 107-110 頁。

<sup>177)</sup> 森田・前掲注(135) 16 頁。

<sup>178)</sup> その反論として、西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全(下)〔全訂版〕』845 頁〔芝章浩〕(商事法務, 2017)(ビットコインの保有は秘密鍵の排他的な管理を通じて当該秘密鍵に係るアドレスに紐づいたビットコインを他のアドレスに送付することができる状態を独占しているという事実状態にほかならず、何らかの権利を伴うものではないということが指摘されている。); 片岡・前掲注(135) 9-11 頁(仮想通貨は法律によってその利益を私法上保障されたものではないから、講学上の概念として提唱するのは格別、実定法上「権利」ということはできず、結局「財産権」とはいうことはできないことを強調する。)参照。

<sup>179)</sup> 森田・前掲注(135) 15 頁；加毛・前掲注(135) 15 頁。

<sup>180)</sup> なお、たとえその償還請求権に主体の制限の条件付きがあっても、そのデジタルマネー類似型 SC が表章する権利は特定の発行者に対する債権であるという点は変わりはないと考えられる。

## (1) 暗号資産型 SC それ自体

### a. 財産

デジタルマネー類似型 SC と同じように、暗号資産型 SC それ自体がデータとして存在するにすぎず、無体物であるため、民法上の物には当たらないと思われる。そして、暗号資産型 SC それ自体は経済的価値があるものであるため、民法上の財産であると捉えることができよう。

### b. 金銭

上述のように、たとえ暗号資産型 SC に支払単位に債務免責力を認めても、暗号資産型 SC で取引を行う時に、その価値の計算方法が法定通貨との交換レートに基づいた方法であるため、暗号資産型 SC それ自体が財産の価値を評定しうるような最小の公分母として用いられているのではない。従って、暗号資産型 SC に価値単位を認めることができないため、暗号資産型 SC それ自体が民法上の金銭に該当しないと思われる。

## (2) 暗号資産型 SC が表章する権利

### a. 財産権

デジタルマネー類似型 SC と同じように、暗号資産型 SC は不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であり、売買は「財産権」の移転をその本質的な要素とする契約である。そのため、暗号資産型 SC が表章する権利を財産権と捉えることができると思われる。

### b. 債権

暗号資産型 SC の資産参考型の中で、もしその裏付資産がオフチェーン担保であれば、発行者が存在しているほか、利用者が発行者に償還請求権を行使できるため、その暗号資産型 SC が表章する権利を債権と捉えることができよう。

しかしながら、オンチェーン担保と無担保型の場合であれば、発行者が存在しないため、特定の者に対する債権と構成することができない。

## 第4節 小括

本章では、ステーブルコインの概念に始まり、最終的にはステーブルコインの経済学上と民法上の位置付けを考察した。以下では、簡潔に本章の内容をまとめる。

第1節では、ステーブルコインの概念を考察した。ステーブルコインに関する OECD の定義と日本の定義からすると、OECD ではステーブルコインが暗号資産の概念に含まれる。これに対して、日本ではデジタルマネー類似型 SC は暗号資産の定義に該当しないが、暗号資産型 SC は原則として暗号資産の定義に該当するという関係を明らかにした。日本では、デジタルマネー類似型 SC と暗号資産型 SC という語は学術用語であるが、これらに対応する法令用語はデジタルマネー類似型 SC については電子決済手段であり、暗号資産型 SC については暗号資産である。また、様々な種類のステーブルコインが存在しており、これらのステーブル

コインは価格安定メカニズムと償還請求の方法が異なるが、基本的には裏付資産である法定通貨または暗号資産の払戻しが可能であるという特徴を有することを確認した。

第2節では、ステーブルコインの取引を分析した。中央集権型取引所での取引履歴が集中型帳簿に管理されるのに対して、分散型取引所での取引履歴は分散型帳簿に記録されるが、運営者が存在する可能性がある。すなわち、中央集権型取引所であれ、分散型取引所であれ、運営者が存在する限り、利用者の取引情報を保有していることが明らかになった。また、分散型取引所に運営者がいないとしても、現時点では利用者が法定通貨に換金するに当たっては、原則として中央集権型取引所に大金依頼をする必要があることを確認した。

第3節では、所得税法における法的性質の参考として、経済学上と民法上のステーブルコインの位置付けを考察した。従前より暗号資産にしても、ステーブルコインにしても、金銭に該当するかという議論があったところ、経済学上と民法上の金銭の意義と体系を明らかにし、経済学でも民法でも金銭に該当しないことを確認した。また、ステーブルコインそれ自体とステーブルコインが表章する権利を峻別した上で、民法上のそれぞれの位置付けを検討した。

このように第1章では、ステーブルコインに関わる仕組みと取引方法を考察したことに加えて、ステーブルコインに関する経済学上と私法上の位置付けについて理論的かつ実証的観点から分析した。次章では、日本のステーブルコイン取引の所得課税に関する税制と問題点を指摘し、理論的観点から考察する。

### 第3章 ステープルコイン取引の議論

2023年6月からステープルコインの流通が解禁されたばかりであるため、ステープルコイン取引に関する国税庁の公的見解は公表されていない。ただし、2023年税制改正の解説からして国税庁はデジタルマネー類似型SCを支払手段として位置付ける一方、暗号資産型SCが原則として暗号資産に該当するため、同じく支払手段として捉えるおそれがある。すなわち、国税庁はステープルコイン取引に対して今までの暗号資産に関する税務上の取扱いと同じように扱う可能性がある。それゆえ、第1節では現状把握として、ステープルコイン取引による所得について現時点での取扱いを当てはめれば、どの所得分類に該当するかを確認する。そして、第2節ではステープルコインの譲渡に関する議論を理論的な視点から考察する。ここでは、譲渡所得と利子所得の構成要素を詳しく検討する。

#### 第1節 ステープルコイン取引の所得区分の現状

前章で述べたように、ステープルコイン取引は「ステープルコインの売却」、「ステープルコインの交換」および「ステープルコインによる他の取引」という三つの種類に大きく分けられる。以下では、「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）<sup>181)</sup>」（令和4年12月22日）（以下、「国税庁FAQ」という）により、それらの取引から得た利益がいずれの所得区分に属するかを紹介する。

##### 第1款 ステープルコインの売却又は交換により得た所得

あるモノの売却又は交換をした場合に、これは一般的に資産の譲渡に当たる行為であるため、譲渡所得として課税される。しかしながら、国税庁FAQの「2-2 暗号資産取引の所得区分<sup>182)</sup>」によれば、暗号資産取引により生じた所得は原則として雑所得に区分されるが、①その暗号資産取引自体が事業と認められる場合、②そのステープルコイン取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合、③その年の暗号資産取引に係る収入金額が300万円を超え、かつ、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存がある場合という三つの状況を例外として、事業所得に区分される。

この取扱いの具体的な理由は参議院財政金融委員会での国税庁の答弁から若干の手掛かりを見つけることができる<sup>183)</sup>。まず、藤井健志国税庁次長（当時）は、暗号資産について「消費税法上が支払手段に類するものとして位置付けられておりますので、外国通貨と同様に、その売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものである」と述べた<sup>184)</sup>。次に、星野次彦財務省主税局長（当時）は、暗号資産に関して

<sup>181)</sup> 国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」（2023年12月22日）（[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual\\_currency\\_faq\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf)）。

<sup>182)</sup> 国税庁・前掲注（181）13頁。

<sup>183)</sup> 国会における2014年から2019までの議論が整理されたものとして、泉絢也「なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？：国会における議論を手掛かりとして」千葉商大論叢57巻1号109頁、111-121頁（2019）参照。

<sup>184)</sup> 参議院「第196回国会：財政金融委員会第5号」（2018年3月22日）（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/119614370X00520180322/207>）。

「外国通貨と同様に本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を觀念することは困難と考えられる」と述べた<sup>185)</sup>。さらに、並木稔国税庁次長（当時）は、譲渡所得の清算課税説を根拠として、「暗号資産は資産ではあるものの、譲渡所得の起因〔ママ〕となる資産には該当せず、その譲渡所得による所得は一般的に譲渡所得には該当しないものとして取り扱っている」と述べた<sup>186)</sup>（傍線は筆者）。

これらの理由からすると、ステーブルコインの売却又は交換をした際に、ステーブルコインが支払手段として位置付けられており、それ自体が価値尺度であり、譲渡所得の基因となる資産に該当しないと解される可能性が高いため、事業所得に該当する場合を除き、その所得が譲渡所得には当たらず、原則として雑所得に区分されると思われる。

なお、ステーブルコイン取引から得た所得が雑所得と事業所得のいずれの所得区分に該当するかを判断するにあたっては、国税庁 FAQ では明確な判断基準を示しているわけではない。その点については、過去の裁判例に鑑みれば、一般的に「営利性・有償性の有無」、「継続性・反復性の有無」、「自己の危険と計算による計画遂行性の有無」、「安定した収益を得られる可能性の有無」等を総合的に検討して判断すべきものと解される<sup>187)</sup>。

## 第2款 ステーブルコインの他の取引により得た所得

ステーブルコインの他の取引は取引所にステーブルコイン等を提供することを指す。そして、ステーブルコイン等を提供するという行為は国税庁 FAQ での「レンディング」（貸付け）に対応するものと思われる。しかしながら、国税庁 FAQ の「1-6 マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合<sup>188)</sup>」では所得税の課税対象と取得時点の価額計算しか書いておらず、レンディングに関する内容は明記していない<sup>189)</sup>。そのため、ステーブルコイン等のレンディングに関わる所得税の課税関係を明らかにするため、以下では繰り返しとなる部分もあるが、改めてレンディングの内容を紹介してから、その利益の所得区分を説明する。

前章で述べたように、中央集権型取引所の場合には、利用者が保有しているステーブルコイン等をその取引所に貸し付けることにより、貸出期間が満了した後に、当該貸し付けたステーブルコイン等を受け取るほか、一定の料率を乗じたその同種類のステーブルコイン等を貸借料として受け取ることができる。他方、分散型取引所の場合には、LP が流動性プールにステーブルコイン等を預け入れることで、LP トークンを受け取れるが<sup>190)</sup>、その利益を受け

<sup>185)</sup> 参議院「第198回国会：財政金融委員会第5号」（2019年3月20日）（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/119814370X00520190320/186>）。

<sup>186)</sup> 参議院・前掲注（185）（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/119814370X00520190320/182>）。

<sup>187)</sup> 名古屋地判昭和60年4月26日行集36巻4号589頁；佐藤・前掲注（4）212-216頁参照。

<sup>188)</sup> 国税庁・前掲注（181）10頁。

<sup>189)</sup> なお、国税庁・前掲注（182）42頁において、暗号資産の貸付けにおける利用料の問題を検討するものの、それは消費税を課すかについての説明であり、所得税の課税関係を明示していないと思われる。

<sup>190)</sup> Uniswap と Compound を例にして説明する。Uniswap の場合には、LP がトークンのペアごとに作られた流動性プールにトークンのペア、例えば、USDC / USDT を例として、USDC と USDT を当該プールに入れた後、LP が提供したトークンペアの数量が流動性プール全体に占める割合に応じた LP トークンをもらう。それに対して、Compound の場合には、LP が特定のステーブルコ

取るタイミングは分散型取引所の規定による。この点については、常に Uniswap と Compound という二つの分散型取引所が例として挙げられる。Uniswap の場合には、他の利用者がトークンペアとしての自己の保有するトークンと引換えに流動性プール内の一方のトークンを取得する時点で、手数料を支払わなければならない。そして、その手数料は利用者が引換えに取得したトークンの枚数から差し引かれた後、報酬として LP トークンの表章する割合で LP に分配される<sup>191)</sup>。それに対し、Compound の場合には、LP が LP トークン（ここで、「cToken」という）を償還するまで報酬を受け取れない。詳しく述べれば、cToken の保有期間に、cToken の価値が時間の経過とともに増加するため、LP が cToken と引き換えに預け入れられていたトークンを引き出す時点で、預け入れられていたトークンの数量よりも多くのトークンを入手することができる<sup>192)</sup>。そして、このトークンの差が LP の報酬とされる。

上述の内容からみれば、中央集権型取引所では貸借料が貸出期間が満了した後に支払われる。一方、分散型取引所のうち、Uniswap では流動性プール内でトークンの交換が発生する時点で報酬が分配されるのに対し、Compound では cToken が返却される時点で、報酬が手に入る。そこで、国税庁 FAQ の 1-6 の見解に鑑みれば、これらの時点で取得したステーブルコイン等の利益は所得税の課税対象であり、所得税法 27 条（事業所得）又は所得税法 35 条（雑所得）として取り扱われるものと解される。

## 第 2 節 ステーブルコインの譲渡に関わる議論

国税庁 FAQ が示す見解によると、基本的にステーブルコイン等の譲渡による所得は雑所得又は事業所得に区分される可能性がある。しかしながら、ステーブルコイン等の売却又は交換による所得が譲渡所得に該当する余地がないのか、ステーブルコイン等のレンディングによる所得が利子所得に該当するものと認められないのか、という疑問が生じる<sup>193)</sup>。

当然のことながら、国税庁 FAQ は法令ではないため、納税者や裁判所を法的に拘束するものではないが<sup>194)</sup>、その取扱いが法的には妥当であるかを検証する必要がある。すなわち、ステーブルコイン等の譲渡による所得がいずれの所得区分に属するかについて考察する際には、まずは譲渡所得該当性を、次に利子所得該当性をそれぞれ検討し、結果的にそれらの所得類型に該当しない場合には雑所得に区分される、という順序に検討してこそ、雑所得として取り扱う見解に合理性を与えることができる。よって、以下では、譲渡所得と利子所得の理論的観点から分析する。

---

イン等（DAI を例として）を流動性プールに提供することで、LP トークン（すなわち、「cDAI」）を得る。なお、Compound V2 において、Uniswap のトークンのペアごとに作られた流動性プールではなく、様々な種類のステーブルコイン等に作られた流動性プールが構成されている。Uniswap と Compound の詳しい内容として、HashHub ほか編・前掲注（74）120-127 頁〔河合健ほか〕参照。

<sup>191)</sup> 小笠原匡隆＝島内洋人「ステーブルコイン・DeFi と CBDC」金融・商事判例 1611 号 119 頁，125-126 頁（2021）。

<sup>192)</sup> HashHub ほか編・前掲注（74）125-126 頁〔河合健ほか〕。

<sup>193)</sup> 譲渡所得に関する議論として、本稿の脚注（7）；利子所得に関する論点について、栗原克文「IFA 日本支部：第 14 回ウェブセミナーの報告：テーマ：暗号資産に関する国際税務上の課題」租税研究 886 号 144 頁，157 頁参照。

<sup>194)</sup> 泉・前掲注（183）109-110 頁。

## 第 1 款 譲渡所得の議論

### 第 1 項 譲渡所得の課税理論

所得税法 33 条 1 項では、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定めている。譲渡所得課税を理解するために、譲渡所得の意義を本質的意義と実定法的意義に分けておく必要があると考えられる<sup>195)</sup>。

まず、本質的意義についてである。通説によれば、譲渡所得の本質はキャピタルゲイン (capital gain) としての所有資産の価値の増加益であるため、資産を所有している間にその資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益に課税するものであるとされている<sup>196)</sup>。さらに、資産の増加益は、原則として所有者の意思によらない外的条件の変化に基因する資産価値の増加に限定され、所有者自身の意思による付加価値行為に基因する資産価値の増加は、譲渡所得の課税範囲に含まれないと考えられる<sup>197)</sup>。

次に、実定法的意義についてである。日本の所得税法では、原則として毎年 1 月 1 日から始まり、12 月 31 日で終わる 1 年間 (暦年) をひとつの単位として、それを基準に課税を行うという暦年単位課税の基準をとっている<sup>198)</sup>。すなわち、理論的にキャピタルゲインを適正に取り扱うとすれば、保有資産を各課税年度末に評価してその増加益に課税する必要がある<sup>199)</sup>。しかしながら、所有者の保有資産の増加益を毎年時価で評価して計算することが技術的に困難であるほか<sup>200)</sup>、未実現の利得には原則として課税しないという立法政策を採用しているため、所得税法の譲渡所得に対する課税のタイミングは増加益の発生時点ではなく、支配を離れて他人に移転する時点、すなわち資産の譲渡時である<sup>201)</sup>。

上述の学説の概念を整合的に理解し、判例は「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべきである」と判示した<sup>202)</sup>。そして、このような考え方は学説においては「清算課税説」と呼ばれている<sup>203)</sup>。さらに述べれば、清算課税説に対しては、同説の前半の部分は譲渡所得課税の本質であるが、後半の部分はキャピタル・ゲイン課税の本質ではなく、あくまでも、実定法的意義としてキ

<sup>195)</sup> 谷口・前掲注 (4) 298-299 頁。

<sup>196)</sup> 金子・前掲注 (4) 264 頁；谷口・前掲注 (4) 299 頁；佐藤・前掲注 (4) 85 頁。

<sup>197)</sup> 金子・前掲注 (4) 271 頁；谷口・前掲注 (4) 299 頁。

<sup>198)</sup> 谷口・前掲注 (4) 367 頁；国税通則法 15 条 2 項 1 号。

<sup>199)</sup> 竹下重人「譲渡所得課税の二、三の問題点」シュトイエル 100 号 107 頁，107 頁 (1970)。

<sup>200)</sup> 水野忠恒『大系租税法 (第 4 版)』253 頁 (中央経済社, 2023)；酒井克彦「暗号資産における手続法・実体法の交錯 (第 3 回) 租税法からみる暗号資産」法律のひろば 9 月号 57 頁，58 頁 (2021)；さらに、金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』1 頁，65 頁 (有斐閣, 1995) [初出 1975] において、税務行政上の理由として、未実現の利得に課税するためには、すべての納税者の所有資産を把握し、それを定期的に評価することが必要であるが、それは税務行政に大きな負担を強いることになるという記述がある。

<sup>201)</sup> 佐藤・前掲注 (4) 86 頁。

<sup>202)</sup> 最判昭和 43 年 10 月 31 日訟月 14 卷 12 号 1442 頁；最判昭和 47 年 12 月 26 日民集 26 卷 10 号 2083 頁；最判令和 2 年 3 月 24 日判時 2467 号 3 頁参照。

<sup>203)</sup> 佐藤・前掲注 (4) 87 頁。

ャピタル・ゲインをその発生時点で課税するための便宜的措置であり、それ自体としては課税制度の一部分にすぎないと考えられる<sup>204)</sup>。

ところで、清算課税説による譲渡所得は抽象的な増加益そのものに課税するものであるものの、有償譲渡の場合に、譲渡所得の課税対象はその抽象的な増加益でなく、当事者間で合意した金額を収入金額とするもの<sup>205)</sup> という批判がする。そして、学説においては、清算課税説とは異なる理論である「譲渡益所得説」が提出されており、次のように主張される。竹下重人は「譲渡所得の本質を理解するために、抽象的なキャピタルゲイン論からではなく、実定法の具体的検討から始めなければならない」と述べた<sup>206)</sup>。すなわち、譲渡益所得説によると、譲渡所得課税は納税者の担税力<sup>207)</sup> を考慮するとともに、実定法の具体的構造を重視すべきであるとして、所得税法 33 条 1 項と 3 項の解釈からすれば、譲渡所得というのは資産の抽象的な保有期間中の値上がりではなく、現実の収入金額から取得価額等を控除して具体的に得られた譲渡差益を意味するとする<sup>208)</sup>。それに加えて、所得税法 36 条 1 項が「収入すべき金額」としている点からみれば、所得税法 33 条にいう資産の譲渡は対価を伴う有償譲渡に限定すべきと考える<sup>209)</sup>。

しかしながら、上述の譲渡益所得説の清算課税説に対する批判は不適當であると考えられる。確かに、清算課税説のうちの当事者間での合意した金額を収入金額とする点は、キャピタル・ゲイン課税の本質、すなわち資産の増加益を所得とする点とは相容れないことになる。詳しく述べれば、取得価額 100、時価 500 の資産を 300 の金額で譲渡するとして、その収入金額は時価 500 で計算するものではなく、取引価額 300 で計算するものである。そして、譲渡所得課税の本質がその増加益（すなわち時価で計算するもの）に課税すべきだったという点からみれば、清算課税説のうち、本質の計算方法と実際の計算方法は矛盾が起こることになる。もっとも、伊川正樹教授は、それは清算課税説を否定する理由として不適當であるとする<sup>210)</sup>。なぜなら、所得税法の下での課税計算が実現主義<sup>211)</sup> を前提としていることによる

<sup>204)</sup> 大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連（2・完）」税法学 307 号 1 頁，10 頁（1976）；伊川正樹「譲渡所得の基因となる『資産』概念：増加益清算課税説の再考」『譲渡所得課税に関する基礎的研究（初版）』7 頁，22 頁（成文堂，2023）〔初出 2007〕。

<sup>205)</sup> 伊川正樹「譲渡所得課税の趣旨と課税理論」伊川・前掲注（204）349 頁，356 頁〔初出 2021〕。

<sup>206)</sup> 竹下・前掲注（199）109 頁。さらに、譲渡益所得説が妥当するという見解をとるものとして、水野武夫「譲渡担保と譲渡所得課税」北野弘久編『判例研究日本税法体系 3：租税実体法Ⅱ・租税手続法Ⅰ』58 頁，80-81 頁（学陽書房，1980）；田中治「キャピタルゲイン課税：税法学からの問題提起」日本租税理論学会編『キャピタルゲイン課税（租税理論研究叢書）』62 頁，68-69 頁（谷沢書房，1993）参照。

<sup>207)</sup> 担税力とは、租税負担能力ということである。そして、担税力の基準としては、所得、財産及び消費の三つがあげることができる。すなわち、所得税が所得を対象として課される租税であるため、所得税上の担税力の基準は所得ということである。そのため、担税力は他に依存せず独立した経済的給付能力と理解されるものとして、金子・前掲注（4）89 頁；谷口・前掲注（4）18 頁，205 頁参照。

<sup>208)</sup> 田中・前掲注（206）69 頁。

<sup>209)</sup> 水野・前掲注（206）66 頁。

<sup>210)</sup> 伊川・前掲注（205）356 頁。

<sup>211)</sup> 実現主義は二つの意義がある。最初の意味は、実現主義は実現した所得、すなわち外部から流入した経済的価値のみを所得課税の対象とし、未実現の所得は所得課税の対象から除外するという考え方である。その後、実現主義の意味は課税所得性それ自体だけでなく、外部からの経済的価値の流入という事実をもって、所得の年度帰属を決定するという側面もあると考えられるもの

ものであり、その計算方法の問題は譲渡所得の趣旨である清算課税説とは別問題だからである。つまり、譲渡所得に対する課税は、規定の解釈原理である清算課税説に依拠して解釈される一方、所得金額計算という具体的な問題は、清算課税説により解釈されるべきことではなく、実現主義に基づいて判断されるべきことであるとする<sup>212)</sup>。したがって、伊川は譲渡所得に係る課税理論は譲渡益所得説ではなく、清算課税説を採用すべきと主張する。

## 第2項 譲渡所得の要件

譲渡所得とは資産の譲渡による所得という条文の文言からすれば、ある所得を譲渡所得として課税するために、「資産」と「譲渡」という二つの要件を満たさなければならない。しかしながら、所得税法は「資産」と「譲渡」の定義を定めておらず、解釈に依らざるを得ない。そこで、「資産とは何か」及び「譲渡とは何か」を明らかにしておく必要がある。以下では、「資産」と「譲渡」という二つの要件の意義について考察する。

### 1 資産の意義

一般に、「資産」とは、譲渡性のある財産権をすべて含む観念で、動産と不動産はもとより、借地権、無体財産権によって得た権利や地位、ビットコイン等の暗号資産などが広く含まれるとされている<sup>213)</sup>。すなわち、資産は私法上形式的に認められる「権利」である必要はないと考えられる<sup>214)</sup>。しかしながら、ここで注意すべきは、金子宏教授は所得税法33条1項にいう資産は一種の固有概念<sup>215)</sup>を指すと述べたにもかかわらず<sup>216)</sup>、この固有概念の資産の範囲については、これ以上の説明はないという点である。そのため、所得税法33条1項にいう資産の範囲との議論はいまだ明確ではないと思われる。他方、判例は清算課税説を根拠とし、所得税法33条1項にいう資産の範囲を「譲渡所得の基因となる資産」に限定しており、譲渡所得の基因となる資産は、所得税法33条2項の定めるたな卸資産等の例外を除き<sup>217)</sup>、「金銭的価値のあるもの」又は「財産的ないし経済的価値のあるもの」と解されている<sup>218)</sup>。

---

として、谷口・前掲注(4)215頁参照。なお、ここでの実現主義は最初の意味を指す。

<sup>212)</sup> 伊川・前掲注(205)357-358頁。

<sup>213)</sup> 金子・前掲注(4)265頁。

<sup>214)</sup> 佐藤・前掲注(4)99頁。

<sup>215)</sup> 固有概念とは、ほかの法分野での意味内容が用いられておらず、所得税法が自分の規定の趣旨や目的に照らして独自の観点からその用語の意味を明らかにする概念であると考えられるものとして、金子・前掲注(4)126-127頁参照。

<sup>216)</sup> 金子・前掲注(4)266頁。

<sup>217)</sup> 所得税法33条2項は①たな卸資産、②準たな卸資産、③その他営利を目的として継続的に行われる資産及び④山林(以下、まとめて「たな卸資産等」という)の譲渡による所得を譲渡所得の範囲から除外している。すなわち、たな卸資産等は所得税法33条1項にいう資産の範囲に含まれていない。また、たな卸資産等の譲渡による所得は事業所得、雑所得または山林所得として課税されると考えられるものとして、金子宏「譲渡所得の課税」『租税法理論の形成と解明：上巻(初版)』625頁、642-648頁(有斐閣,2010)〔初出2002〕参照。

<sup>218)</sup> 学説の見解として、谷口・前掲注(4)300頁；また、裁判例上の見解として、東京地判昭和51年2月17日訟月22巻3号791頁(「右権利の譲渡性は社会生活上、一般に金銭的評価が可能なものとして、経済的な価値を有するものであり、現に本件においては本件借家権が右のごとき価値あるものとして、…借家権は所得税法上資産であると解するのが相当というべきである」と判示した。)；京都地判昭和56年7月17日訟月27巻11号2150頁(「譲渡所得の基因となる資産について所得税法は定義規定を設けていないが、右資産とは、社会生活上金銭に評価することが可能

したがって、判例は清算課税説を根拠とする資産、すなわち譲渡所得の基因となる資産は法定の除外資産以外の経済的価値を有する資産と捉えられる<sup>219)</sup>。

そして、上述の理解の反対解釈としては、「経済的価値を有しないもの」は譲渡所得の基因となる資産にはあたらないのかとの疑問が生じる<sup>220)</sup>。この争点に関し、裁判例は清算課税説を根拠として、経済的価値を喪失した株式は特段の事情が認められない限り、キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスを生ずるような性質を有する譲渡所得の基因となる資産ではなくなるものといわざるを得ないと示した<sup>221)</sup>。すなわち、裁判例は、最初は経済的価値のあるものであったにもかかわらず、その価値が事後的に失われたとして、そのものは経済的価値を有しないものとなったため、譲渡所得の基因となる資産から除外される。これに対し、学説上、経済的価値を有しないものを譲渡所得の基因となる資産から無条件に除外することは、明文の規定がない限り、許されないという指摘がある<sup>222)</sup>。このように、経済的価値を有しないものは譲渡所得の基因となる資産にあたるかという議論はいまだ明確ではない。

また、ここで注意すべきは、金銭は経済的な価値があり、ある人から他人に移転可能であるものの、譲渡所得の基因となる資産にあたらないと解されている点である<sup>223)</sup>。なぜなら、譲渡所得の基因となる資産が清算課税説を根拠とする以上、値上がりあるいは価値の増加を観念できない資産は譲渡所得の基因となる資産には含まれないことになるからである<sup>224)</sup>。言い換えれば、金銭が他の物や利益の価値を計る価値尺度であるため、他の資産との観念するような形で譲渡損益を観念することができないと考えられる<sup>225)</sup>。それゆえ、金銭は譲渡所得の基因となる資産から除外される。

最後に、金銭債権<sup>226)</sup>は金銭と同じように所得税法 33 条 2 項の例外に含まれていないが、一般的に譲渡所得の基因となる資産にあたらないと考えられる<sup>227)</sup>。その理由として、金銭債権の譲渡によって利益が生ずるのは稀なことであるため、もし金銭債権を譲渡所得の対象とすれば、債権者が金銭債権を安く譲渡することで、その損失を譲渡所得の計算上控除させる

---

なものであり、現実には有償譲渡の可能性のあるものと解すべきである」と示した。) 参照。

<sup>219)</sup> 伊川・前掲注 (204) 7 頁。

<sup>220)</sup> 伊川・前掲注 (204) 7-8 頁。

<sup>221)</sup> 千葉地判平成 18 年 9 月 19 日税資 256 号順号 10506。

<sup>222)</sup> 谷口・前掲注 (4) 301 頁。

<sup>223)</sup> 谷口・前掲注 (4) 300 頁；さらに、金子宏教授の著書としての『租税法 (第 23 版)』の 262 頁において、「外貨も資産の一種である」と書いていたが、同著書の『租税法 (第 24 版)』の 266 頁において、その部分が削除されたという点からみれば、学説上、外国の通貨は譲渡所得の基因となる資産にはあたらないと解されているように見える。金子宏教授と同じ見解として、佐藤・前掲注 (4) 89 頁参照。

<sup>224)</sup> 谷口・前掲注 (4) 300 頁；佐藤・前掲注 (4) 89 頁。

<sup>225)</sup> 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題 (上)」ジュリスト 1315 号 192 頁, 196 頁 (2006)。

<sup>226)</sup> 金銭債権とは、広義には金銭の給付を目的とする諸々の債権を意味するものとして、植松守雄「キャピタル・ゲイン課税の問題点」金子宏編『所得税の理論と課題 (初版)』147 頁, 165 頁 (税務経理協会, 1996) 参照。

<sup>227)</sup> 金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」『所得課税の基礎理論 (中巻) : 課税単位及び譲渡所得の研究 (初版)』89 頁, 100-101 頁 (有斐閣, 1996) [初出 1975]；谷口・前掲注 (4) 300-301 頁；佐藤・前掲注 (4) 89 頁。なお、租税法主義からすると、そのような取扱いに対して、明文の除外規定が定められるべきであるという内容を指摘するものとして、谷口・前掲注 (4) 301 頁。

という事態が生じることがある。それに加えて、控除しきれない部分を損益通算の対象とするようになるという結果が税務処理上の不合理であると考えられる<sup>228)</sup>。

## 2 譲渡の意義

一般に、譲渡とは、有償であるが無償であるを問わず、資産を移転させる一切の行為をいう<sup>229)</sup>。すなわち、所有権その他の権利だけでなく、資産に対する「事実上支配<sup>230)</sup>」を他人に引き継がせるあらゆる行為を広く含む観念で、売買はもとより、贈与、交換、代物弁済、現物出資等が譲渡に含まれると考えられる<sup>231)</sup>。そして、ここで注意すべきは、「事実上支配の移転」が譲渡の概念に含まれるという点である。詳しく述べれば、清算課税説の下では、資産が所有者の「支配」を離れる時点において課税するとの点からみれば、「支配」は譲渡所得課税の重要な要素である。そして、支配は所有権で判断されるのが一般的に理解しているが、譲渡所得の場合には、民法上の「所有」に限らず、「支配」の移転も譲渡にあたると考えられる<sup>232)</sup>。

しかしながら、一部の学説及び裁判例では、清算課税説を根拠として「譲渡所得の基因となる譲渡<sup>233)</sup>」という限定的な概念を導き出し、たとえ所有権などの権利又は事実上支配を形式的に他人に移転しても、譲渡には該当しない可能性を示唆する。その典型的な例として、譲渡担保は常に挙げられる。譲渡担保とは、債権担保のために財産を移転させる行為である<sup>234)</sup>。そして、裁判例は、「譲渡担保の場合には、その資産の所有権は形式的には他へ移転するが、それは債務の担保を目的とする限度にとどまり、当該資産に関するその余の権能は譲渡人に引き続き保有されるのであるから、その契約時において、その資産が所有者の支配を離れ増加益が確定的に具体化したものということとはできず、資産の譲渡と解することはできない」と判示した<sup>235)</sup>。さらに、譲渡があったというためには、元の所有者において資産の受戻しが不可能となったことが必要であると解されている<sup>236)</sup>。したがって、譲渡担保の場合には、実質的には譲渡人が依然としてその資産を所有しているため、譲渡はないとされる。

---

<sup>228)</sup> 伊川正樹「譲渡所得課税における『資産の譲渡』」伊川・前掲注(204) 40 頁, 54 頁〔初出 2009〕; 金子・前掲注(227) 100 頁。

<sup>229)</sup> 谷口・前掲注(4) 302 頁; 最判昭和 50 年 5 月 27 日民集 29 卷 5 号 641 頁。

<sup>230)</sup> 谷口・前掲注(4) 304 頁において、「譲渡所得の基因となる資産は譲渡性のあるものでなければならない。譲渡性は事実上のものでもよい。法的に譲渡可能なものだけでなく、事実上譲渡可能なものであれば、経済的価値を有する物または権利が広く資産に含まれる」という記述がある。また、本稿の第 2 章の第 3 節で述べたように、無体物であるステーブルコインそれ自体は単なる事実状態であり、その権利性を認めない見解に立った上で、ステーブルコインそれ自体の移転と帰属は、有体物にいう「占有」に相当するような「事実上の支配」を通じて判断することである。上述の概念を整合的に理解すれば、「事実上支配の移転」という行為は、谷口勢津夫教授のいう「事実上譲渡」という行為に繋がっていると言えるだろう。それゆえ、本稿では「事実上譲渡という行為」は「事実上支配の移転という行為」を指すものとして用いることとする。

<sup>231)</sup> 金子・前掲注(4) 266 頁; 佐藤・前掲注(4) 89 頁。

<sup>232)</sup> 佐藤・前掲注(4) 88 頁。

<sup>233)</sup> 「譲渡所得の基因となる譲渡」という用語が用いられるものとして、水野・前掲注(206) 62-63 頁参照。

<sup>234)</sup> 水野・前掲注(206) 58 頁。

<sup>235)</sup> 東京地判昭和 49 年 7 月 15 日行集 25 卷 7 号 861 頁。

<sup>236)</sup> 東京地判昭和 50 年 12 月 25 日税資 83 号 786 頁。

一方、学説上、金子宏教授は、「譲渡担保の設定により譲渡所得が発生すると考えるのは、常識に反する結果を生ずることになる。そこで、結論的には、この場合、法 33 条の意味における譲渡はなく、したがって譲渡所得は発生しない」と述べた<sup>237)</sup>。さらに、実質的な見地からすれば、「この場合の所有権の移転は債権担保の手段であって、実質的には所有権は X（筆者注：担保設定者）の手に留保されており、かつ X が反対給付として得る経済的利益は債務であって所得とはいえず、X の担税力の増加を示すものではないから、譲渡は存在しない」とされる<sup>238)</sup>。

上述の裁判例の見解と学説上の考え方を整合的に理解すれば、所得税法 33 条 1 項にいう譲渡に該当するために、譲渡の時に確定的に具体化した増加益を譲渡人が得ることと、譲渡した物が確定的に他人に帰属したことという二つの条件が不可欠である。逆に、所得税法 33 条 1 項における譲渡に該当しない理由の一つは、資産の移転と引き換えに経済的価値の流入がないばかりではなく、当事者に所得が発生しているという認識がない場合に、担税力の増加がないため、譲渡と解することができないというものである<sup>239)</sup>。もう一つは、清算課税説に立った上で、最終的清算に相応しい権利変動としての譲渡は法律上完全なる所有権の移転または物的支配の完全な移転であるため、所有権権能のうち一部の権利内容だけを移転する場合または全面的な移転をしたとしても後日にそれを返還することが予想される場合に、到底譲渡にあたらないというものである<sup>240)</sup>。したがって、所得税法 33 条 1 項にいう譲渡に該当しない理由としては、「所得の不存在」または「譲渡の不存在」という 2 点が挙げられている。

ここで注意すべきは、この部分では譲渡担保を例として説明するものの、他の状況において、元の所有者が形式的に他人にその物を移転しても、その物が後日に変換される予定があったら、あるいは担税力の増加がなかったら、譲渡にあたらないとの法理は認められるべき点である。そうすれば、金子宏教授が述べた常識に反するようなことを避けることができると思われる。

### 第 3 項 ステープルコイン取引の検討

#### 1 ステープルコインの売却又は交換

ステープルコインの売却または交換をする際に、ステープルコインを他人に移転する行為を行うため、これは譲渡所得に該当する可能性がある。もっとも、本章の第 1 節で述べたよう

<sup>237)</sup> 金子宏「譲渡担保と所得税」山内一夫ほか編『演習行政法』279 頁、282 頁（良書普及会、1972）。さらに、譲渡担保課税に対するほかの学説を紹介するものとして、水野・前掲注（206）71-75 頁参照。

<sup>238)</sup> 金子・前掲注（237）282-283 頁。

<sup>239)</sup> 岸田貞夫「債権担保制度の税法上の取扱いについて：譲渡担保について」租税法研究 6 号 100 頁、122 頁（1978）；谷口・前掲注（4）303 頁。なお、この理由に対する反論に関して、清算課税説によれば、毎年、値上がりにより発生している増加益（所得）について、譲渡の機会にそれが有償であると無償であるとを問わず、その時まで発生していた増加益（所得）に対して課税するというのであるため、毎年の増加益の発生により所得は実現しているものというべきであると考えられるものとして、水野・前掲注（206）77 頁参照。

<sup>240)</sup> 高梨克彦「売買か譲渡担保かの認定及び譲渡担保契約時における所得税法上『当該資産の譲渡』の成否」シュトイエル 179 号 1 頁、6 頁（1977）。

に、国税庁がステーブルコインを支払手段として位置付けた上で、その所得を雑所得に区分するおそれがある。そのため、ステーブルコインの売却又は交換については、譲渡所得の要件を改めて検討する必要がある。

#### (1) 譲渡所得の基因となる資産の該当性

まず、ステーブルコインが譲渡所得にいう資産に該当するかを考察する。資産の意義からすれば、所得税法 33 条 1 項にいう資産の範囲を「譲渡所得の基因となる資産」に限定したうえで、もしステーブルコインが法定除外の資産か金銭であれば、譲渡所得の基因となる資産に該当しないことになる。そこで、ステーブルコインが法定除外の資産または金銭に当たるかが問題となる。

##### a. 法定除外の資産

一つ目の問題は、ステーブルコインが法定除外の資産にあたるかである。所得税法 33 条 2 項に定めるたな卸資産等のうち、ステーブルコインがその他営利を目的として継続的に行われる資産や山林に該当しないことは明らかであるものの、「たな卸資産」と「準たな卸資産」のいずれかに該当するであろうか。この点につき、所得税法 2 条 1 項 16 号にいうたな卸資産の定義によると、暗号資産がたな卸資産ではないことが条文上明確化されており、ステーブルコインのうち、暗号資産型 SC は暗号資産に該当するため、たな卸資産と解することはできない。そして、デジタルマネー類似型 SC が条文上のたな卸資産の定義から除かれていないものの、所得税法 2 条 1 項 16 号が例示するもの<sup>241)</sup> や所得税法施行令 3 条が列举するもの<sup>242)</sup> に該当しないはずである。なぜなら、暗号資産がたな卸資産ではないことが条文上明確化される以前より、暗号資産は長期間にわたって投資目的で保有されるため、たな卸資産が短期間の販売目的で保有される点とは異なるという点が指摘されており、暗号資産をたな卸資産とするのは適当ではないからである<sup>243)</sup>。すなわち、暗号資産と同じ投資目的で保有されるステーブルコインも同様の特徴を有するため<sup>244)</sup>、ステーブルコインをたな卸資産とするのも適当ではないと思われる。

そして、所得税法 33 条 2 項 1 号括弧書きにいう「これに準ずる資産として政令で定めるもの」、すなわち「準たな卸資産」に該当するかについては、所得税法施行令 81 条 2 号と 3 号によると、ステーブルコインは性質的に「減価」ということが観念できず、減価償却資産に

---

<sup>241)</sup> 所得税法 2 条 1 項 16 号により、たな卸資産とは、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産及び山林を除く。）で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

<sup>242)</sup> 所得税法施行令 3 条により、所得税法 2 条 1 項 16 号にいう「政令で定めるもの」とは、「商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）」、「半製品」、「仕掛品（半成工事を含む。）」、「主要原材料」、「補助原材料」、「消耗品で貯蔵中のもの」及び「前各号に掲げる資産に準ずるもの」とされる。

<sup>243)</sup> 企業会計基準委員会「実務対応報告第 38 号：資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」1 頁，9 頁（2018）。

<sup>244)</sup> 現時点でステーブルコインが投資対象として使用されているとの説明について、本稿の第 1 章の第 3 節参照。

は該当しないはずである<sup>245)</sup>。それに加えて、ステーブルコインの売却または交換による所得が所得税法施行令 81 条 1 号にいう不動産所得や山林所得にも該当しない。そこで、残るのは所得税法施行令 81 条 1 号にいう「雑所得を生ずべき業務に係る…たな卸資産…に準ずる資産」という選択肢だけである。

しかしながら、もしステーブルコインが「雑所得を生ずべき業務に係る…たな卸資産…に準ずる資産」に該当するのであれば、論理的には循環論法に陥ると考えられる<sup>246)</sup>。すなわち、「雑所得を生ずべき業務に係る…たな卸資産…に準ずる資産」という内容は雑所得に該当することを前提とした上で、ステーブルコインが準たな卸資産であるとの結果を得る。そして、このことを根拠に、ステーブルコインの売却と交換によって生ずる所得は譲渡所得に含まれず、雑所得となるという結論を導き出す。もっとも、雑所得を前提として、ステーブルコインが準たな卸資産であるとの結果を導き出した以上、論理的にはこれを根拠にステーブルコインの売却と交換による所得が雑所得に当たることを論証すべきではない。なぜならば、この論理構成は循環論法に陥っているからである。以上に加えて、そもそもステーブルコインの売却と交換による所得が雑所得に分類されることの法文上の根拠はない現時点で、雑所得を前提とするのは不合理ではないかと思われる。したがって、ステーブルコインの売却と交換による所得が雑所得に当たらず、ステーブルコインは「雑所得を生ずべき業務に係る…たな卸資産…に準ずる資産」に該当しないと解されるべきであろう。

## b. 金銭

二つ目の問題は、ステーブルコインが金銭にあたるかである。この問題を検討する前に、確認しておく必要があるのは、ステーブルコイン取引を行うにあたっては、ステーブルコインの価値を表章するのは「ステーブルコインそれ自体」か「ステーブルコインが表章する権利」という根本的な問題である。言い換えれば、ここで注意すべきは、利用者が「ステーブルコインそれ自体」と「ステーブルコインが表章する権利」のいずれを取引の対象としているかという点である。この問題に関しては、金銭の取引がペーパーレス化された時に、類似する問題も発生した。森下哲朗教授は、取引の当事者は銀行の口座システムを用いて取引をスムーズに行うが、取引の当事者にとっては、口座管理機関に対する債権を取引の対象としているわけではなく、口座の記帳によって示された金銭的価値を取引の対象としていると指摘した<sup>247)</sup>。

この森下哲朗教授の見地から、ステーブルコイン取引の問題を改めて考えてみる。ステーブルコイン取引の中で、利用者にとって重要なのは、ブロックチェーンを通じて金融取引をより迅速、かつ、安価に実現するということである。利用者がブロックチェーン上で用いることができるものは、「ステーブルコインが表章する権利」ではなく、「ステーブルコインそれ自体」である。そのため、中央集権型取引所で取引を行う場合に、利用者は中央集権型

<sup>245)</sup> 太田＝佐々木・前掲注(7) 150 頁は、暗号資産はその性質上「減価」ということが観念できず、減価償却資産には該当しないと指摘する。そのため、暗号資産と同じ技術上の性質があるステーブルコインも「減価」ということが観念できないと言えるだろう。

<sup>246)</sup> 太田＝佐々木・前掲注(7) 150 頁。

<sup>247)</sup> 森下哲朗「電子社会と金融：ペーパーレス化時代の私法理論試論」『デジタル化・グローバル化時代の金融法(初版)』17 頁, 21 頁(有斐閣, 2022)〔初出 2002〕。

取引所に対するステーブルコインの債権を取引の対象とするのではなく、口座の記帳によって示された電子的記録であるステーブルコインそれ自体を取引の対象としているはずであると思われる。他方、分散型取引所で取引を行う場合に、ステーブルコイン取引のうち、デジタルマネー類似型 SC が表章する権利、すなわち発行者に対する債権を取引の対象とすることが可能かが問題となる。利用者は発行者に償還を請求することができるにもかかわらず、本稿の第2章の第1節の第2款で述べたように、利用者全員が請求することができるわけではなく、極一部の利用者のみが償還を請求することができる。そのため、発行者に対する債権は利用者にとっては取引の対象となるものでなく、せいぜい利用者がステーブルコインそれ自体に一定の価値があると信頼する原因の一つにすぎないと思われる。したがって、中央集権型取引所であろうと、分散型取引所であろうと、利用者にとってみれば、「ステーブルコインが表章する権利」が取引の対象となるわけではなく、「ステーブルコインそれ自体」こそ取引の対象であると解すべきであろう。

続いて、ステーブルコインが金銭にあたるかという問題に戻る。この問題については、国税庁はステーブルコインそれ自体が所得税法上の金銭にあたるという考えを有しているかもしれない。本章の第1節の第1款で述べたように、国税庁はステーブルコインを支払手段として位置付けた上で、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難とする。もっとも、なぜ支払手段そのものが資産の価値の増加益を観念できないかが問題となる。そして、この問題を解くために、国税庁の考え方の背後にある法理を探る必要がある。

まず、支払手段そのものが資金を移転するために用いられるものを指すという定義からみれば<sup>248)</sup>、支払手段が表章する価値はその裏に存在している資金であるとされる。そして、資金とは、一般的には利用に供するために保有される金銭及び容易に現金化できる預金等の財産を指すため<sup>249)</sup>、その資金の移転は金銭の譲渡を意味している。そのため、国税庁の理論的根拠は「支払手段の表章する価値＝裏に存在している資金＝金銭」という等式で認識されているものと推測できる。この等式を通じて、金銭の価値の増加益を観念できないことを加えて、支払手段としての物は価値の増加益を観念できないとの判断基準を得る。さらに、支払手段としての物の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないという結論が導き出される。

しかしながら、金銭の価値の増加益を観念できない原因は、金銭が価値尺度だからである。そして、日本の視点からすれば、価値尺度としての金銭は外国通貨が含まれず、法定通貨である「円」のみを指すべきであろう。言い換えれば、支払手段としての資金が「円」ではないならば、支払手段としての資金に対する増加益を観念することができ、その譲渡による所得が譲渡所得に該当することは可能であると思われる。

以上の理由に鑑みれば、たとえステーブルコインを支払手段として位置付けても、支払手段としての資金、すなわちステーブルコインが法定通貨である円ではない以上、それが譲渡所得の基因となる資産に該当すると解することは可能であると思われる。さらに、本稿の第2章の第3節の分析で示したように、ステーブルコインそれ自体の経済学上の位置付けであれ民

<sup>248)</sup> 高橋康文編『詳説資金決済に関する法制（初版）』18-19頁（商事法務、2010）19頁。

<sup>249)</sup> 大森ほか編・前掲注（166）341頁。

法上の位置付けであれ、金銭に該当しないことを踏まえると、ステーブルコインそれ自体は所得税法上の金銭の概念にも該当しないと解されるべきであろう。

## (2) 譲渡の該当性

「プライベート・ウォレット」の場合に、すなわち「P2P取引」の場合に、ステーブルコインの保有という状態を民法上どのように評価すべきかはいまだ明確ではない<sup>250)</sup>。しかし、利用者が自らのアドレスに対応する秘密鍵を管理することで、ステーブルコインを排他的に支配することができるという前提は共有されている<sup>251)</sup>。すなわち、ステーブルコインを移転することができる者は当該アドレスの秘密鍵を管理している者に限られる<sup>252)</sup>。それゆえ、利用者が秘密鍵を持っている限り、プライベート・ウォレット内のステーブルコインに対する「事実上の支配権限」を有していると捉えることができよう。さらに、利用者が他人とステーブルコインの売却または交換を行う際に、ステーブルコインを自分のプライベート・ウォレットから他人のプライベート・ウォレットに送金することは、「事実上支配」を他人に移転する行為に当たるため、これは譲渡に該当する。

一方、「カストディアル・ウォレット」の場合、すなわち利用者が中央集権型取引所で取引を行う場合に、利用者が自分のプライベート・ウォレットからステーブルコインを中央集権型取引所の管理するアドレスに移転した時点から、そのステーブルコインの「事実上の支配権限」を有するのは、その取引所である。そして、利用者は、その取引所に対して、そのステーブルコインを保管することや指定するアドレスに移転すること等を求める債権を有するのみにってしまう。そうであれば、利用者が中央集権型取引所でステーブルコインの売却または交換をする行為は、法的には、利用者がその取引所に対する債権を他人に移転するということである。確かに、この観点からみれば、利用者間の取引の中で、「取引の対象」はステーブルコインそれ自体であるが、「移転の対象」は利用者がその取引所に対して有する債権となる。すなわち、「取引の対象」と「移転の対象」の間にずれが生じることになるとも考えられる。もっとも、取引所の利用者間の取引は、現実的に、その取引所が管理している帳簿上の数字、すなわち利用者のステーブルコインの残高の調整で行われるものである。この点を考えれば、利用者にとっては、たとえ利用者がそのステーブルコインそれ自体の事実上の支配権限を有しないとも、利用者の口座内のステーブルコインの残高が増減するということは、ステーブルコインそれ自体の移転のことを意味すると思われる。しかも、この場合のステーブルコインそれ自体の移転は、利用者がその取引所に対する債権の移転を通じて実現されると考えるべきである。このように考えたほうが取引当事者の感覚に合致するように思われる。したがって、利用者が口座内のステーブルコインを他の利用者へ送金する

<sup>250)</sup> その議論の状況について、増島雅和＝堀天子編『暗号資産の法律（第2版）』21-28頁（中央経済社、2023）；本稿の脚注（178）参照。

<sup>251)</sup> 増島＝堀編・前掲注（250）19頁。なお、繰り返しとなるかもしれないが、利用者が自分でステーブルコインを保有するとして、ステーブルコインを移転する際に、秘密鍵はステーブルコインを支払うための取引を署名するのに使われるものであり、銀行口座に例えば、暗証番号のようなものになるものとして、河合厚ほか『デジタル財産の税務 Q&A：関与先から相談を受けても困らない！（初版）』30-31頁（ぎょうせい、2023）；野口編・前掲注（71）15頁〔川口大喜〕参照。

<sup>252)</sup> 増島＝堀編・前掲注（250）29頁。

際に、法的には利用者がその取引所に対する債権を他人に移転するように見えるにもかかわらず、実際的には利用者がそのステーブルコインそれ自体を移転する行為を意味しており、当該行為は譲渡に該当すると思われる。

なお、利用者が中央集権型取引所でステーブルコインの売却または交換をするために、自分のプライベート・ウォレット内のステーブルコインをその取引所のカストディアル・ウォレットに送金することが可能である。この行為は利用者が事実上支配をその取引所に移転する行為に当たるものの、利用者についてはそ利用者の担税力の増加がないだけでなく、将来的には当該ステーブルコインを取引所から返還されるため、この行為は所得税法 33 条 1 項にいう譲渡に該当しない。

## 2 ステーブルコインの他の取引

ステーブルコインの他の取引は取引所にステーブルコインを供給することを指す。そして、既に述べたように、提供するステーブルコインは法定除外の資産と金銭に該当せず、譲渡所得の基因となる資産に該当する。

しかしながら、中央集権型取引所にステーブルコインを供給することは、利用者が指定された銘柄をその取引所に一定期間に貸し出すことであるため、提供する時点で利用者の担税力の増加がないほか、将来的には当該ステーブルコインは取引所から返還される。そのため、中央集権型取引所にステーブルコインを供給するという行為は譲渡に該当しない。また、分散型取引所においても、利用者が流動性プールにステーブルコイン等を預け入れる行為も、提供する時点で利用者の担税力の増加がないほか、将来的には当該ステーブルコインは取引所から返還されるため、譲渡には該当しない。

したがって、中央集権型取引所であろうと分散型取引所であろうと、ステーブルコインの他の取引による所得は譲渡所得に該当しない。

### 第 2 款 利子所得の議論

国税庁 FAQ が示す見解によると、レンディングにより取得したステーブルコインの利益が原則として雑所得に区分される可能性はある。しかしながら、所得税法 23 条 1 項にいう利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに信託の収益の分配に係る所得である。そして、レンディングにより取得したステーブルコインの利益は、ステーブルコインの供給に係る受取利子や貸付けの対価である点に着目すれば、利子所得のうちの預貯金の利子に該当する可能性はあると思われる。なぜなら、金融の自由化とそれに伴う金融商品の多様化の動向に鑑みれば、利子所得の範囲は明確であるとは断定できず、広がる傾向にあるからである<sup>253)</sup>。そこで、その利子所得の対象範囲の拡大に伴い、金融機関ではない民間企業が資金を借り入れた後、その資金に対して支払う金銭による給付は利子所得にあたるかが問題となる。

この問題に答えるために、判断基準としての所得税法 2 条 10 項にいう預貯金の意義を正面から取り上げて検討すべきであるが、この規定は預貯金の意義を明らかにする規定ではな

---

<sup>253)</sup> 佐藤英明「利子所得の意義と変則的な利子に関する課税方法」税務事例研究 10 号 33 頁, 35 頁 (1991)。

く、ただ本来的に預貯金ではないものをこの用語に含めるための規定である<sup>254)</sup>。そのため、預貯金の意義は解釈に委ねられることになる。

また、預貯金は「預金」と「貯金」という2種類に分けられる。一般的な理解として、前者は、普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫等を受託者とするものについて用いるのに対し、貯金はゆうちょ銀行又は農業協同組合等を受託者とするものについて用いられる<sup>255)</sup>。そして、ステーブルコイン取引から受け取った利子と最も近似する概念は預金であるため、以下では「預金」という概念に絞って考察する。また、預金の受託者が銀行などの金融機関に限定されるか否かも問題となるため、この点も検討する。

## 第1項 預金の意義

預金該当性の判断に関する考え方は二つある。一つは、金銭消費寄託か金銭消費貸借かという私法上の判断によってその貸し付けた金銭が預金にあたるかどうかを判別する考え方であり、これは「消費寄託説」と呼ばれる<sup>256)</sup>。もう一つは、預金に関する「経済現象」の特徴を捉え、その特徴を満たすかによってその貸し付けた金銭が預金にあたるかを判断する考え方であり、これは「経済的実質説」と呼ばれる<sup>257)</sup>。以下、この二つの説を紹介する。

### 1 消費寄託説

消費寄託説における預金の概念としては、通説上、金子宏教授は、預金の意義には「金融機関等が不特定多数の者から消費寄託契約に基づいて受け入れた資金に対して支払う利子であって、定期に定率で多数の者に同じ条件で支払われる点に特色がある」と述べた<sup>258)</sup>（傍線は筆者）。

そして、消費寄託説を採用した裁判例は「預金は、銀行その他の金融機関に対する預金にみられるように、通常、銀行等の金融機関が不特定多数の相手方、即ち預金者に対し同額の金銭の返還を約して預金者から預託を受けた金銭であって、受入れた金銭自体をそのまま保管するのではなく、これを消費し、その返還に当っては同額の金銭を以てすればよいのであるから、民法第六六六条の消費寄託の性質を有するものというべく、所得税法第九条第一項第一号に所謂預金も右同様消費寄託の性質を有する金銭と解するのが相当である。そしてこのような預金は……預金者のために金銭的価値の保管を目的とする寄託たる性質を有する故に、消費貸借の場合と異なり、契約に返還の時期を定めないときは預金者は何時でも返還を請求しうることが認められるのである」と示した<sup>259)</sup>。

上述の学説と裁判例を整合的に理解し、その貸し付けた金銭が預金にあたるための要件は、「①その受け取りの金銭がその金銭を出した者のために行われている」こと、「②金銭消費寄託契約に当たる」こと及び「③対価としての利子が定期に定率で多数の者に同じ条件で

<sup>254)</sup> 佐藤・前掲注(4) 59-60頁。

<sup>255)</sup> 大森ほか編・前掲注(166) 759頁。

<sup>256)</sup> 佐藤英明「利子所得における『預金利子』の意義と範囲に関する覚書」神戸法学雑誌 41 巻 1 号 61 頁、64 頁(1991)。

<sup>257)</sup> 佐藤・前掲注(256) 64 頁。

<sup>258)</sup> 金子・前掲注(4) 222 頁。

<sup>259)</sup> 東京高判昭和 39 年 12 月 9 日行集 15 巻 12 号 2307 頁。

支払われる」ことの三つにまとめることができる<sup>260)</sup>。すなわち、例えば、その貸し付けた金銭が消費貸借契約に基づいたものである場合、消費寄託説によれば、その貸し付けた金銭は預金にあたらないため、その受取利子は、その金銭の貸付が事業として行われるかによって事業所得または雑所得に分類される<sup>261)</sup>。

## 2 経済的実質説

預金は金銭の消費寄託であり、預金に係る契約（以下、「預金契約」という）は消費寄託契約であると解する消費寄託説の考え方は、恐らく民法の見解を借用するものであると考えられる<sup>262)</sup>。しかしながら、民法上、預金契約が消費寄託契約であるか消費貸借契約であるかというような議論は、近代的な銀行取引の発展に伴い、さして大きな意味を有していないとする見解がある<sup>263)</sup>。さらに述べれば、預金契約は消費寄託契約又は消費貸借契約というどちらか一つの典型契約に完全に包摂することができず、消費寄託と消費貸借との両面を備えた特殊契約類型であると考えられる<sup>264)</sup>。したがって、所得税法上の預金の意義を考察するにあたっては、その預金契約が消費寄託契約かという点に拘泥する必要はない。むしろ、預金に関わる商習慣ないし経済現象によって判断されるべきであるとも考えられる<sup>265)</sup>。

この考え方を受け入れ、経済的実質説を採用した裁判例は、「法人が不特定多数の者から法人所定の定型的約款によつて金銭を受け入れこれを自己の運用資金の主要部分とするとともに、不特定多数の者がいずれも金銭の保管の安全性を挙げて法人への信用に委ねても金銭を預け入れ、通常これに対する一定割合の金銭（利子）の支払を受けるところに預金の経済的実質である」と判示した<sup>266)</sup>（傍線は筆者）。すなわち、裁判例上は、預金の実質的定義とは、不特定多数の者が受寄者を信頼し、無担保とする金銭の預け入れという定型約款による契約を締結した後、受寄者がその金銭を運用することによって得た少額の収益を対価として、預金者に分配するものである<sup>267)</sup>。それゆえ、預金の該当性は、「①不特定多数の者から」、「②定型的条件による」、「③担保を付さない」及び「④金銭の受け入れ」との四つにまとめることができる<sup>268)</sup>。

---

<sup>260)</sup> 佐藤・前掲注（4）60頁。

<sup>261)</sup> 金子・前掲注（4）222頁。

<sup>262)</sup> 佐藤・前掲注（256）67頁。なお、預金は一般に消費寄託契約と解するのが通説であると考えられるものとして、債権法研究会編『詳説改正債権法』491頁〔浅田隆〕（金融財政事情研究会、2017）参照。

<sup>263)</sup> 末川博『債権〔末川博法律論文集Ⅲ〕』442頁（岩波書店、1970）。

<sup>264)</sup> 来栖三郎『契約法』617-618頁（有斐閣、1983）；佐藤・前掲注（256）68頁。なお、この点について、2017年に民法の債権編が改正された後、預金契約は消費寄託契約に含まれるというような完全な包摂関係はないことも変わりはないものとして、債権法研究会編・前掲注（262）494-495頁参照。

<sup>265)</sup> 佐藤・前掲注（256）68頁。

<sup>266)</sup> 東京高判昭和41年4月28日判タ194号147頁。

<sup>267)</sup> 佐藤・前掲注（256）68-69頁。

<sup>268)</sup> 佐藤・前掲注（256）69頁において、日本では、定型的条件という預金の「定型性」は預金の特徴として妥当してきたことは事実であるが、金融自由化の進展に伴い、預金の利子は預金者と銀行等の関係や預金額等に応じて変わり、個別的な交渉の対象となっている。すなわち、この定型性は実は厳密な意味で預金契約に必要な不可欠な要素ではなく、むしろ、預金取引の本質的な要素である「不特定多数の者との取引を円滑に行う」ということのために要請される性質であり、

これらの要件のうち、「①不特定多数の者」，「②定型的条件」及び「④金銭の受け入れ」という要件は消費寄託説も同様に挙げているが，「③担保を付さない」という要件は消費寄託説が挙げるものではない。そこで，その意味ひいては性質を更に検討する必要がある。この点については，佐藤英明教授は「この『無担保で』金銭を預けるということは，金銭を預ける側がその返還についてまったく危険を感じていないということを意味している」と述べる<sup>269)</sup>。すなわち，リスク負担の観点からみれば，その元本について預金者は貸し倒れ等の危険を負担することはなく，逆に，銀行等の金融機関は収益を得るために，その危険を負担すべきである。なぜなら，所得税法 23 条 2 項による利子所得の計算方法はその収入金額の全額が所得となり，何らの経費等も控除を認められないからである<sup>270)</sup>。言い換えれば，もし預金者がその危険を負担するのであれば，その危険を管理するための経費やその危険が発生した損失を，利子所得の収入金額から控除することができるはずである。しかし，現行の所得税法 22 条 2 項にこれらの経費や損失の控除を全く認めていない。この点からして，所得税法が利子所得を，預金者がその所得の稼得に関する危険をまったく負わない所得として想定していると理解できる<sup>271)</sup>。

## 第 2 項 金融機関の意義

預金の意義を考察する際に，その受寄者は常に銀行などの金融機関を例として説明するが，利子所得を支払う主体が金融機関に限られるかどうかの問題となる。すなわち，これは金融機関以外の民間企業が金銭を受け入れて利子を支払う場合に，その利子が利子所得に該当するかという問題である。

この点については，銀行法 10 条 1 項 1 号は，預金業務は銀行の排他的固有業務であり，銀行以外に業として営むことができない業務であると定めているが<sup>272)</sup>，これを理由として，直ちに預金者が金融機関以外の民間企業から受け取る利子が利子所得たる性質を失うものと解すべきではない<sup>273)</sup>。詳しく述べれば，裁判例は，銀行法の規定からして，預金の概念は銀行の概念に従属するものではなく，それ自体独立して存在しているものであるとした。また，裁判例は，預金の利子については，金融機関以外の者に対しても分離課税の義務を課すことに鑑みれば，所得税法は金融機関以外の者に対する預金を予定していると判示した<sup>274)</sup>。他方，学説は，預貯金の範囲として所得税法施行令 2 条にいう「銀行その他の金融機関に対する預金及び貯金のほか，次に掲げるものとする」という文言からして，金融機関以外の者が預金者に支払った利子は利子所得に該当することは可能であるとする<sup>275)</sup>。

---

やや柔軟に解釈してよい要件であるという記述がある。

<sup>269)</sup> 佐藤・前掲注 (256) 70 頁。

<sup>270)</sup> 佐藤・前掲注 (256) 70-71 頁。

<sup>271)</sup> 佐藤・前掲注 (256) 71 頁。

<sup>272)</sup> 債権法研究会編・前掲注 (262) 494 頁〔浅田隆〕。

<sup>273)</sup> 佐藤・前掲注 (256) 81 頁。

<sup>274)</sup> 東京地判昭和 40 年 4 月 30 日税資 41 号 532 頁。

<sup>275)</sup> 佐藤・前掲注 (256) 80-81 頁。なお，金融機関以外の者に対する預金としては，所得税法施行令 2 条 1 号により，労働者からの預かる貯蓄金（いわゆる社内預金）が挙げられるものとして，佐藤・前掲注 (256) 85 頁の脚注 (36) 参照。

したがって、民間企業が預金の受け入れ業務を行うことが銀行法に認められていないとしても、金銭を受け入れてその対価としての利子を支払う場合には、当該利子は利子所得に該当すると解するのが妥当である。

### 第3項 ステープルコイン取引の検討

本稿で論ずるステープルコイン取引のうち、取引所にステープルコインを提供するという取引類型による所得のみは利子所得に該当する可能性がある。そこで、以下では、取引所を中央集権型取引所と分散型取引所に区分した上で、そのステープルコインを提供するという取引類型による所得は利子所得に該当するかを検討する。

#### 1 中央集権型取引所

前項における考察から、民間企業である中央集権型取引所を利子所得を支払う主体として認めることは可能である。そこで、ステープルコインを提供するという取引類型に関連して問題となるのは、その貸し付けたステープルコインが預金にあたるかという点である。そして、この問題を分かりやすく論ずるために、本稿は日本での中央集権取引所である GMO コインの「貸暗号資産ベーシック」というサービスを例に説明する<sup>276)</sup>。

GMO コインの貸出ルールによれば、利用者が GMO コインと結んだ契約は消費貸借契約であるため<sup>277)</sup>、消費寄託説を採用するのであれば、その貸し付けたステープルコイン、例えば DAI を例とすると、その貸し付けた DAI が預金に該当しないことは明らかである。しかしながら、経済的実質説を採用するのであれば、その貸し付けた DAI が預金に該当するかが問題となりうる。貸暗号資産ベーシックというサービスは、GMO コインが定型的約款により不特定多数の利用者から担保を付さない DAI を受け入れた後、返済期限に貸借料としての DAI と合わせて返還するものである。そして、預金の構成要素として、「不特定多数の者から」と「定型的条件による」という二つの要件を満たすが、「担保を付さない」と「金銭の受け入れ」という二つの要件を備えるかが問題であるため、これらの問題をさらに検討する必要がある。

金銭の受け入れという要件については、本稿の第2章の第3節における考察から、経済学上であろうと民法上であると、ステープルコインは金銭にあたらない。しかし、預金の意義を解明する際に、金子宏教授であれ裁判例であれ、いずれも「金銭」と「資金」が混合することで説明する。すなわち、厳密に言えば、「金銭の受け入れ」という要件は実は「資金の受け入れ」であるということである。そして、資金とは、一般的には利用に供するために保有される金銭及び容易に現金化できる預金等の財産を指す<sup>278)</sup>。そのため、容易に現金化できる DAI は資金に該当した上で、DAI の受け入れは「資金の受け入れ」という預金の要件を満たすと思われる。

次に、「担保を付さない」という要件については、利用者が無担保で DAI を預け入れるものの、その返還について利用者が危険を負担する可能性がある。GMO コインの「貸暗号資産

<sup>276)</sup> GMO コイン・前掲注 (99)。

<sup>277)</sup> GMO コイン・前掲注 (99)。

<sup>278)</sup> 大森ほか編・前掲注 (166) 341 頁。

ベーシック FAQ」では、「GMO コインが破綻した場合、貸暗号資産サービスで貸出した暗号資産は返ってきますか」との質問に対して、「万が一当社が破綻した場合は、お客さまが貸し付けた暗号資産が返還されない場合があります」という返答を示している<sup>279)</sup>。これに加えて、貸出ルールにおいて、「貸暗号資産ベーシックは預金に類似する商品ではなく、また預金保険の対象にもなりません」という記述がある<sup>280)</sup>。それゆえ、佐藤英明教授の観点からみれば、利用者が貸し倒れ等の危険を負担する可能性があるため、貸し付けた DAI は「担保を付さない」という預金の要件を満たさず、ステーブルコインを提供することで得た受取利子は利子所得に該当しない。

## 2 分散型取引所

まず、分散型取引所そのものはスマートコントラクトを利用することで、ステーブルコイン取引のサービスを自動的に提供するシステムであるため、利子所得を支払う主体として認めることができるかが問題となる。この点につき、岡村忠生教授は、価値の創出や享受、ひいては事実としての所得の帰属の観点からみて、このようなシステムも法人税の納税主体として存在することが可能であると考え<sup>281)</sup>。そして、この考え方によれば、分散型取引所を利子所得を支払う主体として認めることができると思われる。そうであれば、次の問題は LP が分散型取引所の流動性プールに流動性を提供するステーブルコインが預金にあたるかということである。以下では、分散型取引所である Uniswap を例に説明する。

この問題を解くにあたって、最初に直面する疑問は、LP と Uniswap が契約関係を形成するか、もし契約関係があれば、どのような契約関係にあるか、という点である。この点につき、LP と Uniswap が契約関係を形成するかという問題は学説上あまり議論されておらず<sup>282)</sup>、仮に契約が成立しているとしても、それは消費寄託契約ではないと思われる。LP トークンは流動性プールに提供されているステーブルコイン等の総量に対する割合的持分を表章するものであるため、流動性供給の開始時と解除時の流動性プール内のステーブルコイン等の数量が異なる場合には、解除時に戻ってくるステーブルコイン等の数量は、開始時に提供したステーブルコイン等の数量と異なる可能性がある<sup>283)</sup>。例えば、開始時に LP が 1 枚の ETH と 10 枚の USDT のペアを流動性プールに提供し、プールの 10%の権利を持つという意味の 0.1 枚の LP トークンを受け取ると仮定する。そして、解除時にプール内の ETH と USDT の数量が最初と異なる場合に、プールの 10%の権利を持つ 0.1 枚の LP トークンを返せば、0.5 枚の ETH と 20 枚の USDT を受け取る。すなわち、LP にとって、最初に元本である預け入れた

<sup>279)</sup> GMO コイン「貸暗号資産ベーシック FAQ」( <https://support.coin.z.com/hc/ja/sections/360003494674-%E8%B2%B8%E6%9A%97%E5%8F%B7%E8%B3%87%E7%94%A3>)。

<sup>280)</sup> GMO コイン・前掲注 (99)。

<sup>281)</sup> 岡村忠生「暗号組織と法人税」税研 228 号 18 頁, 26 頁 (2023)。なお、その反論として、Uniswap を例に分散型取引所は税法上の法人に該当しないと考えられるものとして、泉・前掲注 (101) 173 頁参照。

<sup>282)</sup> 学説上、一般的にスマートコントラクトに基づく当事者間が契約関係を形成するかを考察する。そして、この議論に関する様々な見解を説明するものとして、泉・前掲注 (101) 171-172 頁参照。さらに、Uniswap では、流動性プール内でのステーブルコイン等の交換を希望する利用者と LP との間に、交換契約が成立するのは困難であると考えられるものとして、HashHub ほか編・前掲注 (74) 123-124 頁〔河合健ほか〕参照。

<sup>283)</sup> 泉・前掲注 (101) 175 頁。

ステーブルコイン等の数量は変わる。そして、消費寄託契約を成立した場合の受寄者は同種・同量のものを返還する義務があるという点からして、返還されたステーブルコイン等の数量が最初の数量と異なるのは可能である以上、LP と Uniswap との契約関係が消費寄託契約というのにはあり得ないと思われる。それゆえ、預け入れたステーブルコイン等が預金にあたるかを判断する際に、消費寄託説の観点からみれば、預金に該当しないという結論となる。

他方、LP と Uniswap の間に契約関係があると仮定した上で、経済的実質説を採用するとしても、佐藤英明教授の観点から考えると、預け入れたステーブルコイン等は預金に該当しない。不特定多数の LP は流動性提供の条件というコードが書き込まれたスマートコントラクトに基づき、ステーブルコイン等を預け入れるという点からすれば、預金の構成要素としての「不特定多数の者から」と「定型的条件による」という二つの要件を満たす。これに加えて、容易に現金化できるステーブルコイン等は資金に該当し、ステーブルコイン等の受け入れは「資金の受け入れ」という預金の要件も満たすと思われる。しかしながら、解除時に戻ってくるステーブルコイン等の数量が異なるのが可能である以上、リスク負担の観点からみれば、その元本について預金者が貸し倒れ等の危険を負担する可能性がある。そのため、預け入れたステーブルコイン等は「担保を付さない」という預金の要件を満たさず、LP が受け取った報酬は利子所得に該当しない。

### 第3節 小括

本章では、ステーブルコイン取引により得た所得がどの所得区分に属するかを考察した。以下では、簡潔に本章の内容をまとめる。

第1節では、暗号資産に関する国税庁 FAQ により、ステーブルコイン取引による所得がどのような所得と解されるかを検討した。現時点で国税庁 FAQ の見解からして、ステーブルコインが支払手段として位置付けられているため、事業所得に該当する場合を除き、ステーブルコインの売却又は交換を行う取引による所得が原則として雑所得に区分されることを確認した。また、中央集権型取引所であれ、分散型取引所であれ、ステーブルコインの他の取引による所得が原則として雑所得に区分されることを確認した。

第2節では、譲渡所得と利子所得の理論的観点から、ステーブルコイン取引による所得を分析した。まずは譲渡所得についてである。ステーブルコインの売却または交換をする場合に、ステーブルコインがたな卸資産にも金銭にも該当しないため、ステーブルコインは譲渡所得の基因となる資産に該当する。そして、「プライベート・ウォレット」の場合であれ、「カストディアル・ウォレット」の場合であれ、いずれもそのステーブルコインを他人に移転する行為は譲渡に該当する。したがって、ステーブルコインの売却または交換という譲渡による所得は譲渡所得に該当することを確認した。一方、ステーブルコインの他の取引を行う場合に、ステーブルコインが法定除外の資産または金銭に当たらないため、ステーブルコインは譲渡所得の基因となる資産に該当する。ところが、ステーブルコインを供給する行為は、提供する時点で利用者の担税力の増加がないほか、近い将来にそのステーブルコインが取引所から返還されるため、譲渡にあたらないとの法理を通じて、その提供する行為は譲渡に該当しない。したがって、ステーブルコインの他の取引による所得は譲渡所得に該当しないことを確認した。

最後に、利子所得についてである。従来の預金概念を改めて分析することで、消費寄託契約はもちろん、消費貸借契約も預金契約に該当しうることを確認した。そして、預金の意義を解明するに当たっては、金子宏教授であれ裁判例であれ、いずれも「金銭」と「資金」が混合することで説明するため、たとえ金銭というものではなくても、資金として容易に現金化できる「物」は預金に該当する可能性を示唆する。しかしながら、預金該当性を分析する際に、預金そのものが金銭あるいは資金にあたるのみならず、預金の他の要件も考慮する必要があることを明らかにした。さらに、これらの要件を分析することで、中央集権型取引所であろうと、分散型取引所であろうと、ステーブルコインの他の取引により得た受取利子は利子所得に該当しないことを確認した。

このように第3章では、ステーブルコイン取引の議論については、特にステーブルコインの譲渡という切り口で、ステーブルコイン取引による所得がどの所得区分に属するかを改めて譲渡所得と利子所得の理論から分析した。次章では、ステーブルコイン取引に対する課税のあり方を解釈論と立法論の観点から検討を行う。

## 第4章 ステータブルコイン取引に対する課税の再検討と提言

前章での国税庁の見解と学説の理論的観点に関する整理から、ステータブルコイン取引の議論について、その課税上のあり方を導き出すことには限界があり、国税庁と学説上の考え方を根本から考え直す必要があることが明らかになった。したがって、本章ではステータブルコイン取引に対する望ましい課税のあり方を構築するため、第1節では第3章の論点を基に、繰り返しとなる部分もあるが、ステータブルコイン取引から生じる利得について、譲渡所得と利子所得の該当性に関する議論を詳しく検討し、あるべき取扱いについて具体的結論を示すことを試みる。そして、第2節では、現行法における課税繰延の例である資産の交換の特例を取り上げ、ステータブルコイン取引から生じる利得に対する課税繰延を認めることの検討を行う。

### 第1節 解釈論としての所得区分の再検討

#### 第1款 譲渡所得の再検討

ステータブルコイン取引による所得が譲渡所得に該当するかは、前章で国税庁の見解と学説の観点から検討したが、ステータブルコインの性質と取引状況を合わせて考えれば、いくつかの問題がある。以下では、譲渡所得の要件からその問題点を検討する。

#### 第1項 資産該当性の再考

まず、ステータブルコインが所得税法 33 条 1 項にいう資産にあたるかについてである。金子宏教授は所得税法 33 条 1 項の資産の概念が固有概念であると述べたが、その固有概念である資産の範囲が何を指すのかを明確に説明していない。そして、国税庁は清算課税説を根拠として、ステータブルコインの支払手段性を強調することで、それ自体が価値尺度とされているため、ステータブルコインは資産ではあるものの、譲渡所得の基因となる資産には該当しないと解している可能性がある。すなわち、所得税法 33 条 1 項にいう資産について、国税庁は「譲渡所得の基因となる資産」と「そうでない資産」とを区別し、条文上の資産の範囲を縮小する旨の解釈を採用することで<sup>284)</sup>、ステータブルコインの資産該当性を論じる。

しかしながら、所得税法 33 条 1 項の文言と租税法律主義の観点からは、国税庁の解釈方法には難があると言わざるを得ない<sup>285)</sup>。清算課税説は、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである。そして、この趣旨の前半は譲渡所得がキャピタル・ゲインであり、保有期間中の資産の値上がりを清算するという意味にとどまる。他方、その後半はキャピタル・ゲインの本質ではなく、あくまでも、キャピタル・ゲインをその発生時点で課税するための便宜的措置であり、それ自体としては課税制度の一部分にすぎない。つまり、清算課税説は譲渡所得がなぜ課税されるのか、課税される時期がいつであるかということしか説明できず、これを越えて所得税法 33 条 1 項

<sup>284)</sup> 太田＝佐々木・前掲注(7) 148 頁。

<sup>285)</sup> 太田＝佐々木・前掲注(7) 148 頁。

の資産の範囲を画定する機能は備えていないと考えられる<sup>286)</sup>。それゆえに、解釈論として、所得税法 33 条 1 項にいう資産は、所得税法 33 条 2 項各号に規定する資産及び価値尺度である金銭（例えば、日本の場合には日本円である）を除き、一切の資産を広く含むと思われる。

また、ステーブルコインは資金決済法において支払手段として位置付けられているが、資金決済法はあくまでも業法的規制としてのルールであり、所得税法におけるステーブルコインの法的性質がこれによって決定されるわけでは決していないという点は既に確認した。そして、所得税法上のステーブルコインの性質が資金決済法と同様に支払手段として位置付けられるとしても、これがステーブルコイン取引から生じる所得の所得区分にどのような影響を与えるかとの疑問がある。この点につき、前章の第 2 節の第 1 款で述べたように、本稿は、所得税法における支払手段の概念を「支払手段の表章する価値＝裏に存在している資金＝金銭<sup>287)</sup>」という等式で理解する。そして、この理解に基づき、もしその支払手段としての媒体が日本円である金銭に該当すれば、それ自体が価値尺度であり、価値の増加益を観念できないため、譲渡所得に該当しないとの結論を導き出す。仮にこの論拠が正しいとすると、支払手段としてのステーブルコインの裏に存在している資金が米ドルあるいはユーロといった外国通貨又は暗号資産であり、日本円ではないならば、価値の増加益を観念でき、その譲渡による所得は譲渡所得に該当すると思われる。

この本稿の帰結は、現時点で国税庁が採用している支払手段としての外国通貨の譲渡による所得が雑所得にあたるとの見解とは不整合を生じさせることになるかもしれないが、外国通貨が所得税法 33 条 1 項にいう資産に当たらずに譲渡所得に該当しないとの国税庁の見解については、法的根拠は強固とは言い難い。なぜなら、所得税法は円単位で所得を測定して税額を算定する前提で成立されるものであり、価値を計る価値尺度としての金銭は日本円のみのはずだからである。それゆえ、支払手段としての外国通貨が価値尺度であり、価値の増加益を観念できないとの理由だけで、外国通貨を所得税法 33 条 1 項にいう資産から除外することには、解釈論としての限界があると思われる。

百歩譲って、もし国税庁の見解との整合性を求めるならば、ステーブルコインは様々な種類があるため、そのステーブルコインの譲渡による所得が譲渡所得に該当するかは個別に判断すべきと思われる。詳しく述べれば、ステーブルコインは「デジタルマネー類似型 SC」と「暗号資産型 SC」に分類される。そして、デジタルマネー類似型 SC は 1 号電子決済手段、2 号電子決済手段、3 号電子決済手段及び 4 号電子決済手段の 4 種類がある。これらのうち、1 号電子決済手段はその定義（資金決済法 2 条 5 項 1 号）により「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行う」との特質を有するため、それ自体が支払手段として直接に用いられる可能性が高いと思われる。よって、1 号電子決済手段は外国通貨と同様にその譲渡による所得が原則として雑所得に該当すると解しうる。しかし、2 号電子決済手段と 3 号電子決済手段の定義（同項 2 号と 3 号）によれば、2 号電子決済手段は 1 号電子決済手段と相互に交換を行うことができるものであり、3 号電子決済手段は金銭信託の受益権であるため、通貨と同じように支払手段としての性質は非常に薄いと思われる。それゆえ、2 号電子決済手段と 3 号電子決済手段の譲渡による

<sup>286)</sup> 伊川・前掲注（203）22 頁，39 頁。

<sup>287)</sup> ここでの金銭概念は日本の法定通貨のみならず、外国通貨も含まれる。

所得は外国通貨と同じように雑所得に該当すると解する必要はない。そして、4号電子決済手段は1号から3号までに準ずるものであるため、4号電子決済手段の譲渡による所得が譲渡所得か雑所得にあたるかについて、これは何号の電子決済手段に準ずるものによると考える。他方、暗号資産型SCは暗号資産に該当するものの、BTCとETH以外の暗号資産は原則として2号暗号資産に該当すると解される<sup>288)</sup>。そして、2号暗号資産はその定義（資金決済法2条14項2号）により、1号暗号資産と相互に交換を行うことができるものであるため、通貨のように直接に用いられず、支払手段としての性質は非常に薄いと思われる。したがって、暗号資産型SCの譲渡による所得は外国通貨と同様に雑所得に該当すると解する必要もない。

このように、外国通貨の譲渡による所得に関する国税庁の見解との整合性を図るとしても、ステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型SCである1号電子決済手段の譲渡による所得は外国通貨と同様に雑所得に該当すると解するだけで十分ではないかと思われる。

## 第2項 譲渡該当性の再考

前章の第2節で、ステーブルコインの事実上支配の移転は所得税法33条1項にいう譲渡に該当することを確認した。そして、もし近い将来にそのステーブルコインが取引所から返還されるならば、その移転は譲渡に該当しないと結論を導き出したが、この結論に対する疑問は残っている。この説明は譲渡担保を例としたものであり、譲渡担保の例においては譲渡した物と近い将来に返還される物は同一物である。しかし、利用者が中央集権型取引所でステーブルコインの売却または交換をする場合に、その取引所のカストディアル・ウォレットに送金するステーブルコインは、近い将来に返還されるステーブルコインと異なるものである。なぜなら、中央集権型取引所は利用者からのステーブルコインを預かり、全部のステーブルコインを混合して管理し、返還する時にそのステーブルコインの元の利用者を特定することができず、同種類のステーブルコインで返還することしかできないからである。

そして、清算課税説によれば、最初のステーブルコインが利用者の支配を離れ、かつ、元の利用者に受戻しが不可能となる時点で、そのステーブルコインを清算して課税することが基本である。ところが、利用者が取引所に送金した時点で、そのステーブルコインに課税すれば、ステーブルコインの移転と引き換えに経済的価値の流入がないばかりでなく、利用者に所得が発生しているという認識はない。すなわち、利用者の常識に反する結果を生ずるようになる。そこで、これらの観点を合わせて考えると、譲渡該当性に関する解釈論としての限界が見られる。一方、一般人の常識という点からみれば、現時点で利用者が自分のプライベート・ウォレットからステーブルコインを取引所のカストディアル・ウォレットに移転する時に課税しないという国税庁のやり方は妥当であると言える。しかし、その時になぜ課税しないかの解釈論としての問題が生ずる。そして、この問題を確実に解決するためには、所得税法又は租税特別措置法において明文をもって明らかにすべきであると思われる。

それゆえ、本稿では、「利用者が保有するステーブルコインにつき、そのステーブルコインの譲渡を取引所に対してする場合に、そのステーブルコインの譲渡がなかったものとみなす」という試案を提言する。そして、この提案は、利用者が中央集権型取引所でステーブル

---

<sup>288)</sup> 太田＝佐々木・前掲注（7）159頁。

コインの売却または交換をするという場合を例として考察したものであるが、利用者が取引所にステーブルコインを供給する場合にも適用できる。

## 第2款 利子所得の再検討

まず、中央集権型取引所であろうと、分散型取引所であろうと、利子所得を支払う主体として認めることができるとの説明をした。そして、預金該当性を検討するにあたっては、預金契約については、消費寄託契約との法的性質を基礎に置く裁判例があるものの、預金としての経済的実質により判断した裁判例もあるという議論を検討した。この議論に対し、本稿は、金融の自由化やそれに伴う金融商品の多様化といった取引の発展からみれば、預金契約は消費寄託契約に拘泥しない方がよいのではないかという考えを示した。

また、ステーブルコイン取引については、経済的実質説による預金の要件のうちに、「担保を付さない」との要件に該当するかは疑問が残っている。利用者が預金を預け入れた後に、預金の返還については、利用者が貸し倒れ等の危険を負担する可能性は非常に低いいため、預金の要件を検討する際に「担保を付さない」との要件が存在する。もっとも、なぜ預金に対するリスクが低いかと言えば、それは銀行法による監督等のみならず、預金保険法によってその安全性が高度に担保されているからである。この点につき、現時点でステーブルコインが預金保険の対象ではないが、曲淵敏弘預金保険機構総括審議役（当時）は「ステーブルコインを含むデジタルマネーが出現し、飛躍的にその利用が増加していく可能性があることを踏まえると、…預金保険制度の設計についても検討する必要がある」と述べている<sup>289)</sup>。すなわち、利用者保護等の課題が徐々に重視されてきており、日本においても、ステーブルコインに対する預金保険制度が将来導入される可能性がある。そして、ステーブルコインが預金保険の対象になるならば、利用者が中央集権型取引所に提供するステーブルコインは「担保を付さない」という預金の要件を満たすと解しうる。

ただし、ここで注意すべきは、仮に利用者が貸し付けたステーブルコインが預金の要件を全て満たすとしても、その受取利子であるステーブルコインが必ずしも利子所得にあたりない可能性である。別の言い方をすると、上述の内容は預け入れたステーブルコインが預金であるか否かという点だけを検討したが、預金を預け入れることで、利用者の獲得した受取利子であるステーブルコインが利子所得に該当するかは別問題である。この点につき、預金の対価としての金銭（利子）は原則として利子所得に該当するが、その対価が現物であれば、現物の利子は基本的に利子所得には該当しない<sup>290)</sup>。なぜなら、一般人の認識からみれば、「利子」という文言は金銭を意味すると考えられるからである。この点につき、本稿においても、利子という文言からして、利子所得は金銭に限定すべきと思われる。この観点から考えると、取引所が受け入れたステーブルコインに対して支払う利子はその同種類のステーブルコインであり、現物の利子であるため、この受取利子であるステーブルコインは利子所得に該当しない。なお、この受取利子であるステーブルコインはどの所得区分に属するかといえば、これは雑所得にあたりと考えられる。

<sup>289)</sup> 曲淵敏弘「令和3年・4年に改正が行われた預金保険法等の概要について」預金保険研究 25 号 109 頁、133 頁（2023）。

<sup>290)</sup> 佐藤・前掲注（256）85 頁。

## 第2節 立法論としての課税繰延に向けた提言

国税庁 FAQ が示す見解によると、暗号資産取引に対して課税繰延の規定を適用することはできないが、学説において暗号資産取引から生じた所得に対する課税繰延の提案がある<sup>291)</sup>。この提案は暗号資産取引、とりわけ「暗号資産の交換」に関する所得の課税繰延の可能性を示すものである。そこで、以下では課税繰延の概念を説明しつつ、資産の交換の特例に絞ってステーブルコイン取引に対する課税繰延の可能性を分析する。

### 第1款 課税繰延の概念

#### 第1項 課税繰延の定義

所得税法は、基本的に包括的所得概念（すなわち純資産増加説）を採用しており、原則としてあらゆる所得が課税の対象とされることには争いがない<sup>292)</sup>。そして、未実現の利得も所得に含まれるが、伝統的な会計理論や税務行政処分上の理由といった制度の問題に鑑み、未実現の利得は課税の対象から除かれており、原則として実現した所得のみが課税対象である<sup>293)</sup>。なぜなら、未実現の利得は、資産の金銭評価のみならず、納税資金を用意することも困難だからである<sup>294)</sup>。それゆえ、未実現の利得に対する課税は繰り延べられていることになる。そこで、学説においてはこれを「課税繰延」と呼ぶ。

課税繰延の概念としては、金子宏教授は「ある所得を当面は課税の対象から除外するが、それによって取得した財産の取得価格をその金額だけ減価することによって、当面失った税収を後に回復する制度である」とする<sup>295)</sup>。そして、本庄資教授は「課税繰延は収益の繰延のみならず、費用の繰上や取得原価または帳簿価格の引継ぎ、評価損益の計上時期の操作を含む広範な概念である」と解する<sup>296)</sup>。簡単に言えば、課税繰延は課税のタイミングの問題であり、課税を先延ばしにすることを意味する。

#### 第2項 課税繰延の理由

本款の第1項で、未実現の利得に対する課税繰延の理由は説明した。しかし、実現した所得に対して、所得税法と租税特別措置法のいずれにおいても資産の譲渡による所得の実現がなかったとみなし、課税繰延措置を認める規定がある。ここで、なぜこれらの規定が実現した所得に対して課税繰延を認めるかが問題となる。この問題につき、小宮保東京国税局徴収部

---

<sup>291)</sup> 暗号資産取引に関する所得の課税繰延を提案するものとして、Reuven S. Avi-Yonah & Mohanad Salaimi, *A New Framework for Taxing Cryptocurrencies* 36-41 (U of Michigan Public Law Research Paper No. 22-014); 栗原・前掲注(193) 153-155 頁; 藤岡・前掲注(174) 107-108 頁参照。さらに、日本暗号資産取引業協会＝日本暗号資産ビジネス協会「2024年度税制改正に関する要望書」1 頁, 20-21 頁(2023 年 7 月 31 日)(<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/uploads/2023/07/20230731-001.pdf>)において、暗号資産取引に関する所得は暗号資産同士を交換したタイミングで課税せず、保有する暗号資産を法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とする、という課税繰延の要望がある。

<sup>292)</sup> 金子・前掲注(4) 196-197 頁。

<sup>293)</sup> 金子・前掲注(200) 76 頁。

<sup>294)</sup> 増井良啓『租税法入門(第3版)』118 頁(有斐閣, 2023)。

<sup>295)</sup> 金子・前掲注(4) 179 頁。

<sup>296)</sup> 本庄資編『タックス・シェルター事例研究(初版)』78 頁〔本庄資〕(税務経理協会, 2004)。

長（当時）は、一定の固定資産の交換を行うとして、企業会計の立場から、「機能説」と「救済説」という二つの見解を示した<sup>297)</sup>。機能説は、譲渡資産と同種の資産を取得した場合に、客観的に同種の機能を有する資産が企業に留まっており、同一の実物資本が継続的に事業の用に供されているのと等しいため、資産の移転という法律事実にかかわらず、実質的には所得の実現を認識すべき契機がないとするものである。すなわち、取引の前後で所有者の経済実態に変化が見られず、実質的には同一の資産を継続して保有しているのと変わらないため、所得の実現がなかったものとして、課税繰延を認めると判断される<sup>298)</sup>。

これに対して、救済説は、現金ないし現金等価物を全くあるいはほとんど収受していないだけでなく、取得資産が固定資産であるから、近い将来においてこれを流動化することは考えられず、所得の実現を認識すると、納税者に苛酷な税負担を課すことになるとするものである。この二つの見解を見ると、「機能説」は「投資の継続性」との理由で、課税繰延を認めるものである一方、「救済説」は「現金収受のない」という点に着目して課税繰延を認めるものである<sup>299)</sup>。そして、当時は「救済説」の影響力が強かったと考えられたが<sup>300)</sup>、現在は「機能説」が課税繰延の根拠として裁判例において引用されている傾向にある<sup>301)</sup>。

また、課税繰延を採用する理由として、他の視点が持ち込まれる場合がある。一つは、都市計画や公害対策といった政策促進<sup>302)</sup>を強調する意味を強く持っているものである。あと一つは、収用や災害などの状況にあるとして、その譲渡が公共や公益を目的として納税者の自己の意思に基づくものではないため、このような収用や災害による所得に課税するのは酷な面があるほか、救済的な性質を持っているものである<sup>303)</sup>。

## 第2款 資産の交換の特例

所得税法において、資産の交換を行う取引による所得は、資産の譲渡に該当するため、譲渡所得として課税されるのが通常であるが、その特例である所得税法 58 条により、一定の交換から生ずる譲渡所得について課税繰延を認めている。そして、所得税法 58 条による課税繰延の理由として、裁判例は「交換取得資産を交換譲渡資産と同様の用途に供しているような場合には、実質的には同一の資産を継続して保有しており、経済的には資産の移転がなかったと同様の状態が継続しているものとみられるため、課税の機会とみるのが適当ではないといふことがある。また、担税力の観点からみても、交換によってキャピタル・ゲインに相当する金銭を取得したわけではない当事者に譲渡益について課税することは、酷な結果をもたらすこともありうる」と指摘する<sup>304)</sup>。このように、所得税法 58 による課税繰延の趣旨は

<sup>297)</sup> 小宮保「資産の交換と税務上の取扱」税経通信 16 巻 3 号 59 頁, 60 頁 (1961)。

<sup>298)</sup> 浅妻章如「値上がり益課税適状の時期：所得税法 58 条・法人税法 50 条の交換特例をきっかけに」金子宏編『租税法の基本問題』377 頁, 378-379 頁 (有斐閣, 2007)；増井・前掲注 (294) 303 頁参照。

<sup>299)</sup> 阿部雪子『資産の交換・買換えの課税理論 (初版)』127 頁 (中央経済社, 2017)。

<sup>300)</sup> 小宮・前掲注 (297) 60 頁。

<sup>301)</sup> 機能説を課税繰延の根拠としての裁判例については、那覇地判平成 9 年 3 月 1 日税資 222 号 936 頁；大阪高判平成 11 年 1 月 26 日税資 240 号 274 頁参照。

<sup>302)</sup> 水野忠恒「土地税制の手法：買換え・交換の特例を中心に」租税法研究 18 号 71 頁, 76 頁 (1990)。

<sup>303)</sup> 阿部・前掲注 (299) 333 頁。

<sup>304)</sup> 大阪高判平成 15 年 6 月 27 日訟月 50 巻 6 号 1936 頁。

「機能説である投資の継続性」と「救済説である金銭收受のない」との両方の論拠を持っているものと思われる。

また、所得税法 58 条は「①交換譲渡資産及び交換取得資産がともに同種であること（同種要件）」、「②一年以上所有していた同種の資産同士の交換であること、かつ、交換取得資産が交換のために取得されたものでないこと（交換要件）」、「③交換取得資産が交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供されること（保有目的要件）」及び「④交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額が 20%以内であること（準等価交換要件）」との四つの要件が要求される<sup>305)</sup>。これらのうち、①「同種要件」と③「保有目的要件」が具体的にどのような意味を持っているかが問題となる。すなわち、どのような資産が同種資産にあたるかについては、所得税法において規定がないため、解釈に委ねられている。そして、交換資産の保有目的に関しては、納税者の意思を確認することは困難であるため、他の方法で判断しなければならない。そこで、以下では、「同種要件」と「保有目的要件」という二つの要件の意義について考察する。

### 第 1 項 同種要件

所得税法 58 条 1 項は、その資産の種類を土地、建物、機械及び装置、船舶、鉱業権の五つの固定資産に限るが、交換の時に、たとえ同じ種類の固定資産であったとしても、譲渡資産と取得資産は一定の差異が存在している。具体的に言えば、土地には、宅地や田畑、山林といった地目区分があるが、宅地と田畑とは同種資産にあたるかが問題となる。そして、この問題を考察するにあたって、裁判例は、「法人税法上、土地の用途の同一性の判定基準に関する規定は存しないが、法人税基本通達 10-6-7 によれば、交換資産が土地の場合には、その用途の同一性は、その現況により、宅地、田畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場又は原野、その他の区分により判定すべきであるとされている。…右基本通達は、右宅地等の区分の判定基準については何ら触れていないが、不動産登記における地目が、土地の現況及びその利用目的等を勘案して決定されることからすれば、交換特例における前記区分の判定についても、その趣旨に反しない限り、不動産登記における地目の決定基準に準じて判定するのが合理的である」と判示した<sup>306)</sup>。すなわち、同種要件の基準として、「その資産の現況及びその利用目的」に重点に置くべきであるとした。なお、この裁判例は法人税法 50 条による「圧縮額の損金算入」の同種要件の判断基準であるものの、所得税法の同種要件の基準が検討される際に、重要な示唆を含んでいると考えられる<sup>307)</sup>。

### 第 2 項 保有目的要件

交換取得資産が交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供されるとの保有目的要件に該当するかについて、裁判例は「同一の用途に供したか否かは、前記のとおり当該資産の客観的な性状や使用状況に照らして判断すべきであり、居住者が譲渡の目的を有していたか、譲渡せずに継続的に所有する意思を有していたかというような主観的な要素を考慮する

<sup>305)</sup> 谷口・前掲注 (4) 305 頁。

<sup>306)</sup> 静岡地判平成 4 年 9 月 10 日税資 192 号 400 頁。

<sup>307)</sup> 阿部・前掲注 (299) 145 頁。

ことは相当ではない」と判示した<sup>308)</sup>（傍線は筆者）。すなわち、交換取得資産を継続的に所有する意思がないとしても、当該資産の客観的な性状や使用状況からして同一の用途に供されていれば、保有目的要件に該当すると解される。これに対して、この裁判例の控訴審は、「居住者（所有者）が交換取得資産を交換譲渡資産の直前の用途と『同一の用途に供した場合』には、原則として、一時的・暫定的な資産の保有・供用は含まれないと解するのが相当である」と判示した<sup>309)</sup>（傍線は筆者）。すなわち、第1審の見解と異なる控訴審は、交換取得資産を一定程度に保有していないと、保有目的要件に該当しないことを明示した。

一方、学説において、同一の用途に供したとの保有目的要件を検討する際に、交換取得資産を継続的に保有することが必要であるが、一時的な資産の保有という納税者の意思を確認することは困難であるため、客観的事実によって判断するほかないとの指摘がある<sup>310)</sup>。それゆえ、裁判例と学説の観点を合わせて考えると、「同一の用途に供した」という語について、所得税法上定義が置かれておらず、保有目的要件を満たす判断基準は原則として客観的な保有目的、すなわち客観的な性状や使用状況といった事実を通じて判断すべきものと思われる。しかも、その客観的な事実を把握できるために、所有者が交換取得資産を継続的に保有する必要がある。

### 第3款 ステブルコイン取引に対する課税繰延の検討

まず、ステブルコイン取引は所得税法 58 条の要件を満たすことは困難である。第1章の第3節で述べたように、暗号資産の目減りを回避するために、その保有する暗号資産をステブルコインと交換することが多いが、暗号資産の価格変動は激しいため、これが頻繁に行われることになる。そのため、一年以上ステブルコインを所有しているという交換要件を満たすステブルコイン取引は、非常に少ないと思われる。また、第2章の第1節で述べたように、ステブルコインには様々な種類があるため、それらはそれぞれ異なる現状と利用目的を有している。例えば、USDT と USDC の交換の場合、これらは同じデジタルマネー類似型 SC であるものの、ライセンス取得や透明性等において、USDC は USDT に比べ多くの利点があるため、これらは同種資産にあたるとはいえないのではないかと思われる。そのため、同種要件を満たすステブルコイン取引は極めて限定的なステブルコインの交換に限られると思われる。最後に、ステブルコインごとに、その客観的な性状や使用状況は異なるのみならず、利用者がそのステブルコインを取得した後に、交換取得資産として一定期間にわたって継続的に保有することはあまりない。そのため、保有目的要件を満たすステブルコイン取引は多くはないと思われる。

以上の分析が示すように、ステブルコイン取引に対して所得税法 58 条を適用することは基本的にできない。しかし、機能説による「投資の継続性」と救済説による「現金収受のない」という課税繰延を採用する理由に照らすと、ステブルコイン取引に対しても課税繰延を認める余地がある。なぜなら、ステブルコイン取引においては、ステブルコインの交

<sup>308)</sup> 大阪地判平成 14 年 10 月 10 日訟月 50 卷 6 号 1945 頁。

<sup>309)</sup> 大阪高判平成 15 年 6 月 27 日訟月 50 卷 6 号 1936 頁。

<sup>310)</sup> 阿部雪子「交換課税における『同一の用途に供した場合』の意義」税務弘報 55 卷 6 号 122 頁、127 頁（2007）。

換の前後で所有者の経済実態に変化は見られず、実質的には同一の資産を継続して保有しているのと変わらないほか、取引をした者が金銭を取得せず、納税の資金を用意することは困難だからである。また、税務執行の観点からすると、中央集権型取引所では頻繁にステーブルコイン取引が行われるため、もし全ての取引を納税者が申告したとすれば、国税庁の執行の負担が大きくなるおそれがある。これに加えて、分散型取引所における取引について、国税庁がどのような方法で課税資料を収集するかという難問がある。さらに、たとえ分散型取引所における取引の課税資料を収集できたとしても、これには必ず莫大な費用と時間がかかる。それゆえ、課税繰延の理由と国税庁の執行の負担との観点から、ステーブルコイン取引に対する課税繰延が認められるような制度を構築すべきではないかと思われる。

次に、ステーブルコイン取引に対する課税繰延を認める場合に、その制度はどのように構築すべきかについてである。この問題につき、Avi-Yonah 教授は、暗号資産取引の課税繰延について、暗号資産が現実世界に交換されるまで課税しないことを提案する<sup>311)</sup>。ただし、Avi-Yonah 教授は、ステーブルコインには価格が安定しているという特徴があり、ステーブルコインの交換に対して課税をしても、税負担が重くなることはないため、この提案からステーブルコイン取引を排除する<sup>312)</sup>。もっとも、本稿は、この提案はステーブルコイン取引にも適用できると考える。なぜなら、ステーブルコインの交換に対する納税者の税負担が重くならないとしても、ステーブルコイン取引における投資の継続性と国税庁の執行の負担を鑑みると、ステーブルコイン取引に対する課税繰延を認めることに実益があるからである。以上のように、ステーブルコインに対して、現実世界に交換されるまで課税しないという取扱いがなされるべきと思われる。

ただし、Avi-Yonah 教授が述べた「現実世界に交換されるまで」が、具体的に何を指すかは明確ではない。この点につき、本稿は、これを「現実世界の通貨又は暗号資産あるいはステーブルコイン以外の商品と交換されるまで」という意味を指すと理解する。なぜなら、納税者が中央集権型取引所で行う取引はブロックチェーン上で発生するものではないため、中央集権型取引所で暗号資産又はステーブルコインと交換することは「現実世界に交換されるまで」に含まれる可能性があるからである。さらに、もし中央集権型取引所における状況を排除しなければ、中央集権型取引所におけるステーブルコイン取引に対してこの提案を適用できなくなるおそれがある。そこで、中央集権型取引所で行われたステーブルコイン取引にこの提案を適用することができるように、これらの状況を排除する必要があると思われる。

以上の分析を踏まえて、本稿は「納税者が保有する暗号資産又はステーブルコインを取引所において他の者が保有する暗号資産又はステーブルコインと交換する場合に、所得税法第 33 条の規定の適用については、当該譲渡資産の譲渡がなかったとみなす」という試案を提言する。そして、租税法律主義の観点から、ステーブルコイン取引に対する課税繰延を認めるためには、新たな規定を設ける必要がある。

---

<sup>311</sup> Avi-Yonah & Salaimi, *supra* note 291, at 37; 栗原・前掲注 (193) 154-155 頁; 藤岡・前掲注 (174) 107 頁。

<sup>312</sup> *Id.* at 39. また、ここで注意すべきは、Avi-Yonah 教授の論文でのステーブルコインの概念はデジタルマネー類似型 SC のみを指し、暗号資産型 SC を含まないという点である。

### 第3節 小括

本章では、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税のあり方を解釈論と立法論の観点から考察した。以下では、簡潔に本章の内容をまとめる

第1節では、ステーブルコイン取引から生じた利得について譲渡所得と利子所得の該当性に関する議論を改めて検討した。まず、譲渡所得における資産該当性については、支払手段の性質を有する物を譲渡した場合、これが所得区分にどのような影響を与えるかを確認した。さらに、ステーブルコイン取引から生じた利得に関する所得区分について、外国通貨の譲渡から生じた所得に関する国税庁の見解との整合性を図るならば、デジタルマネー類似型 SC である1号電子決済手段の譲渡から生じた利得が外国通貨によるものと同様に雑所得に該当すると解するだけで十分であると思われる。そして、譲渡所得の譲渡該当性については、解釈論としての限界があることを踏まえ、立法論として「納税者がその有するステーブルコインにつき、そのステーブルコインの譲渡を取引所にする場合に、そのステーブルコインの譲渡がなかったものとみなす」という試案を示した。また、利子所得については、貸し付けた元本が預金に該当するかという問題と、受け取った利子を利子所得として認識することができるかという問題は別問題である。また、現物としての利子は基本的に利子所得に該当しないことを指摘した。そのため、たとえ貸し付けたステーブルコインが預金の要件を全て満たすとしても、その受取利子であるステーブルコインが現物の利子であるため、利子所得には該当しないことを確認した。

第2節では、課税繰延の概念とそれを採用する理由を紹介し、ステーブルコイン取引から生じる利得に対して課税繰延を適用することを検討した。まず、様々な課税繰延の理由が存在しているが、基本的に「投資の継続性」と「現金収受のない」の二つの点に着目して課税繰延を認めることを確認した。そして、所得税法 58 条の要件を説明し、ステーブルコイン取引は基本的に所得税法 58 条の要件を満たさないことを確認した。もっとも、これは「ステーブルコインとステーブルコイン」又は「ステーブルコインと暗号資産」が同種資産にあたる可能性を示唆した。さらに、本稿は、課税繰延の理由と国税庁の執行の負担を考慮し、ステーブルコイン取引に対する課税繰延の制度を構築すべきと主張した。そして、ステーブルコイン取引から生じる利得に対する課税繰延を認める上で、立法論として「納税者が保有する暗号資産又はステーブルコインを取引所において他の者が保有する暗号資産又はステーブルコインと交換する場合に、所得税法第 33 条の規定の適用については、当該譲渡資産の譲渡がなかったとみなす」という試案を提言した。

以上をまとめると、ステーブルコインの売却または交換をした場合に、それが中央集権型取引所と分散型取引所のいずれで行われるかを問わず、ステーブルコインを法定通貨に換金するまで課税しないとの結論を導く。そして、ステーブルコインを取引所に提供する場合に、投資の継続性とそのほかのステーブルコイン取引の整合性を合わせて考えると、受取利子であるステーブルコインを取得したタイミングで課税せず、法定通貨に交換する段階にまとめて課税対象とすべきと考える。

## 結びに代えて

本稿は、ステーブルコイン取引を「ステーブルコインの売却」「ステーブルコインの交換」及び「ステーブルコインによる他の取引」に分けた上で、これらの取引から生じる利得がどの所得分類に該当するかを考察したものである。そして、ステーブルコイン取引に対する望ましい取扱いを考えるに当たって、ステーブルコインの起源、概念及び取引の仕組みはもちろん、所得税法におけるステーブルコインの位置付けを考慮すべきことを指摘した。なぜなら、ステーブルコインそれ自体の法的性質がステーブルコイン取引から生じる利得に対する所得区分に大きく影響するからである。

ステーブルコインの法的性質に関する国税庁の考えを前提とすると、現時点における暗号資産取引に対する見解がステーブルコイン取引にそのまま当てはまる可能性がある。しかし、ステーブルコイン取引に係る所得税法上の要件の解釈から、これを整合的に説明することは困難である。そこで、本稿は、ステーブルコインの経済学上と民法上の位置付けに立ち返った上で、ステーブルコイン取引に係る所得税法上の要件を理論的な観点から検討し、課税のあり方を論じている。

もっとも、ステーブルコイン取引に対する望ましい課税上の取扱いを、現行法の要件を解釈する解釈論だけでは限界がある。そのため、本稿は、望ましい課税上の取扱いについて、立法論として二つの課税ルールを提言した。一つは「利用者が保有するステーブルコインにつき、そのステーブルコインの譲渡を取引所に対してする場合に、そのステーブルコインの譲渡がなかったものとみなす」という取扱いである。もう一つは「利用者が保有する暗号資産又はステーブルコインを取引所において他の者が保有する暗号資産又はステーブルコインと交換する場合に、所得税法第 33 条の規定の適用については、当該譲渡資産の譲渡がなかったとみなす」という取扱いである。このように、本稿では解釈論に加えて、立法論についても論じて、望ましい課税のあり方を探求した。

本稿は、ステーブルコイン取引のうち、三種類のみを取り上げて研究対象としたが、所得税法において対応すべき事象はこれらには限らない。例えば、ブロックチェーンが異なり互換性がないため、ブロックチェーンであるイーサリアム上の利用者が所有している USDC を別のブロックチェーン上で使用したい場合に、ラッピング (wrapping) という方法を利用するしかない<sup>313)</sup>。このラッピングという行為を所得税法上どのように評価すべきかが問題となる。また、ステーブルコイン取引と暗号資産取引に対する課税上の取扱いについては、両者が整合的な取扱いを受けるような制度設計をするという問題が残っている。

それゆえ、上記の問題を含めた暗号資産取引とステーブルコイン取引に対する課税のあり方を包括的に検討することは今後の研究課題としたい。そして、本稿には不十分な部分が多いと思われるが、そうした議論の発展にわずかでも役に立てば幸いである。

---

<sup>313)</sup> ラッピングの説明については、泉・前掲注 (101) 179-180 頁参照。